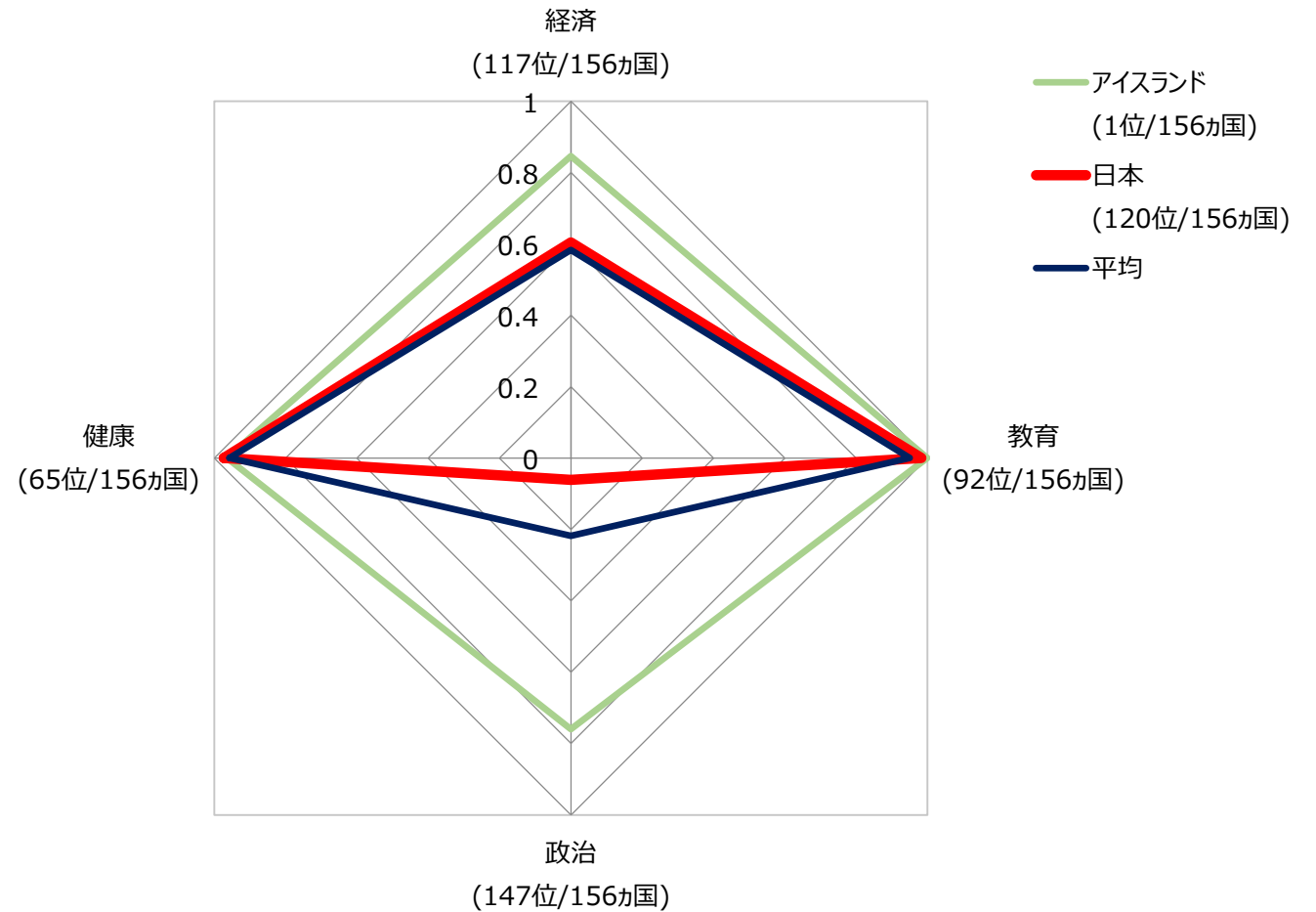


女性活躍の現状

1 ジェンダーギャップ指数

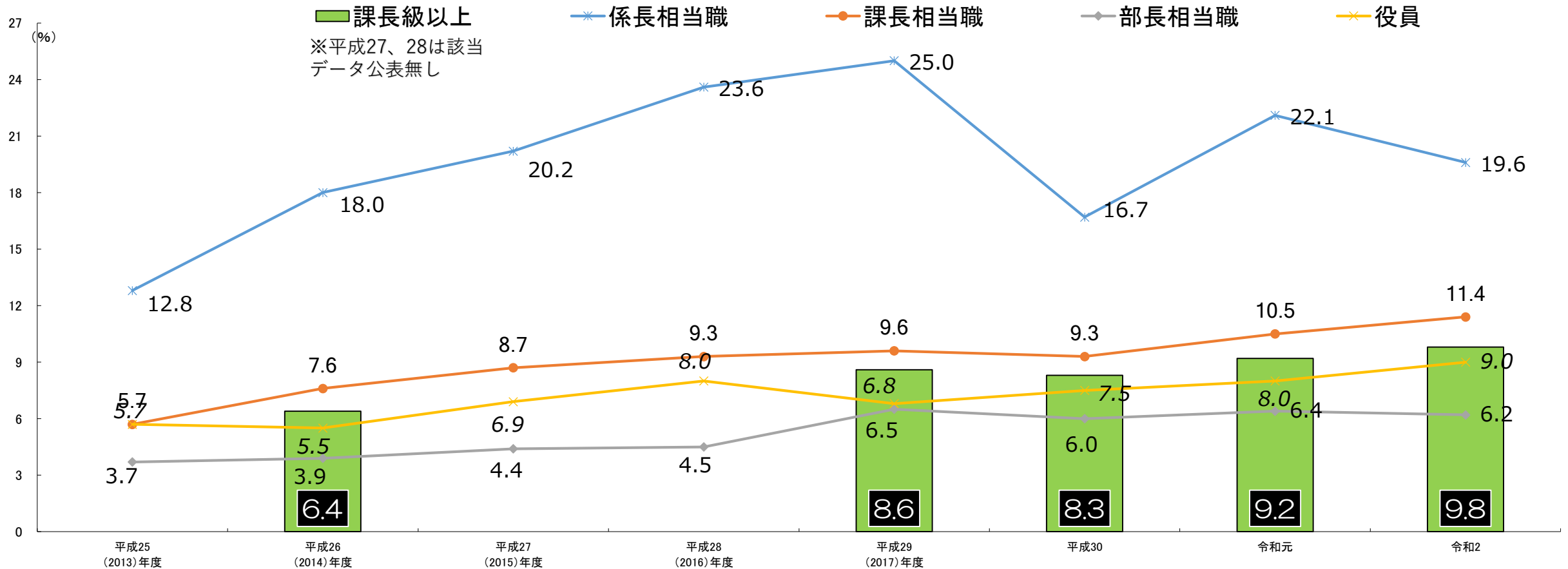
○ 日本は156か国中120位、政治のスコアは平均以下となっている。

順位	国名	値
1	アイスランド	0.892
2	フィンランド	0.861
3	ノルウェー	0.849
4	ニュージーランド	0.840
5	スウェーデン	0.823
⋮		
⋮		
30	アメリカ	0.763
⋮		
⋮		
102	韓国	0.687
⋮		
⋮		
120	日本	0.656



2 役職別女性管理職の割合（都内事業所）

○ 都内事業所の役職別女性管理職の割合は緩やかに上昇傾向にあり、令和2年度で係長相当職が19.6%、課長相当職が11.4%、部長相当職が6.2%、役員が9.0%、課長級以上では9.8%となっている。

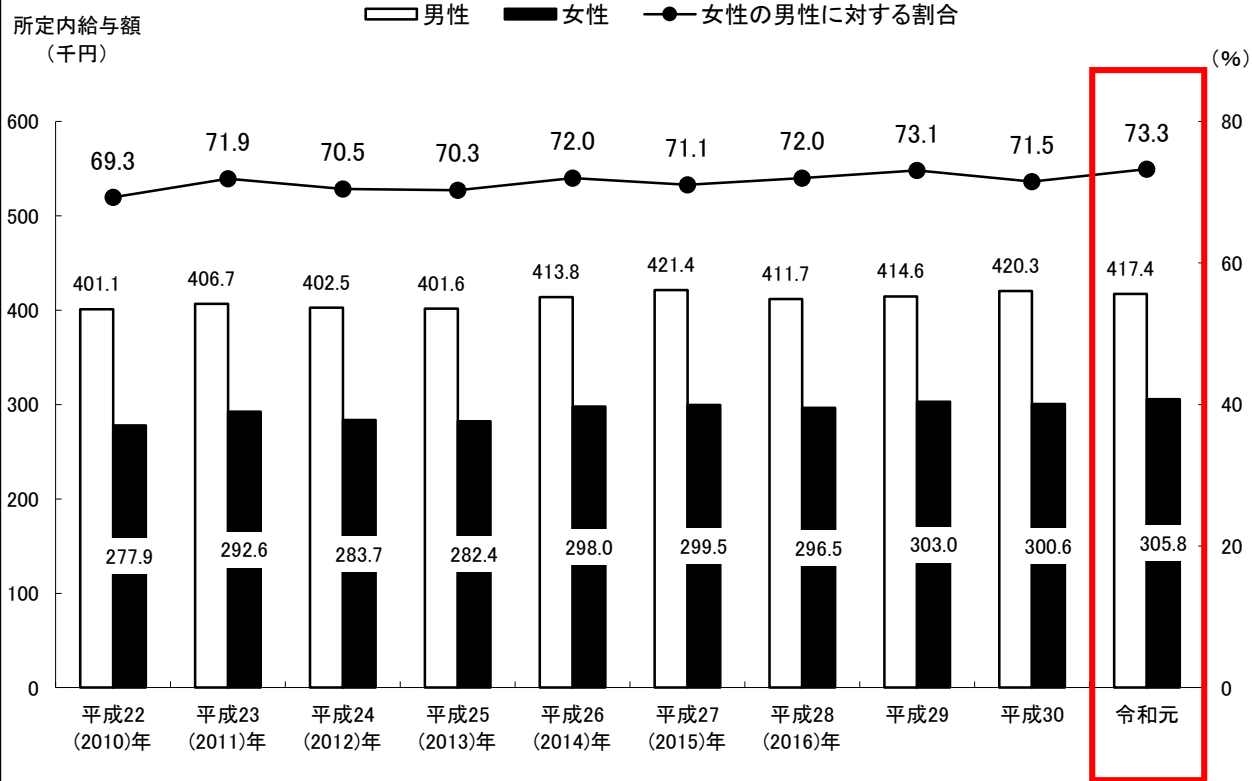


女性活躍の現状

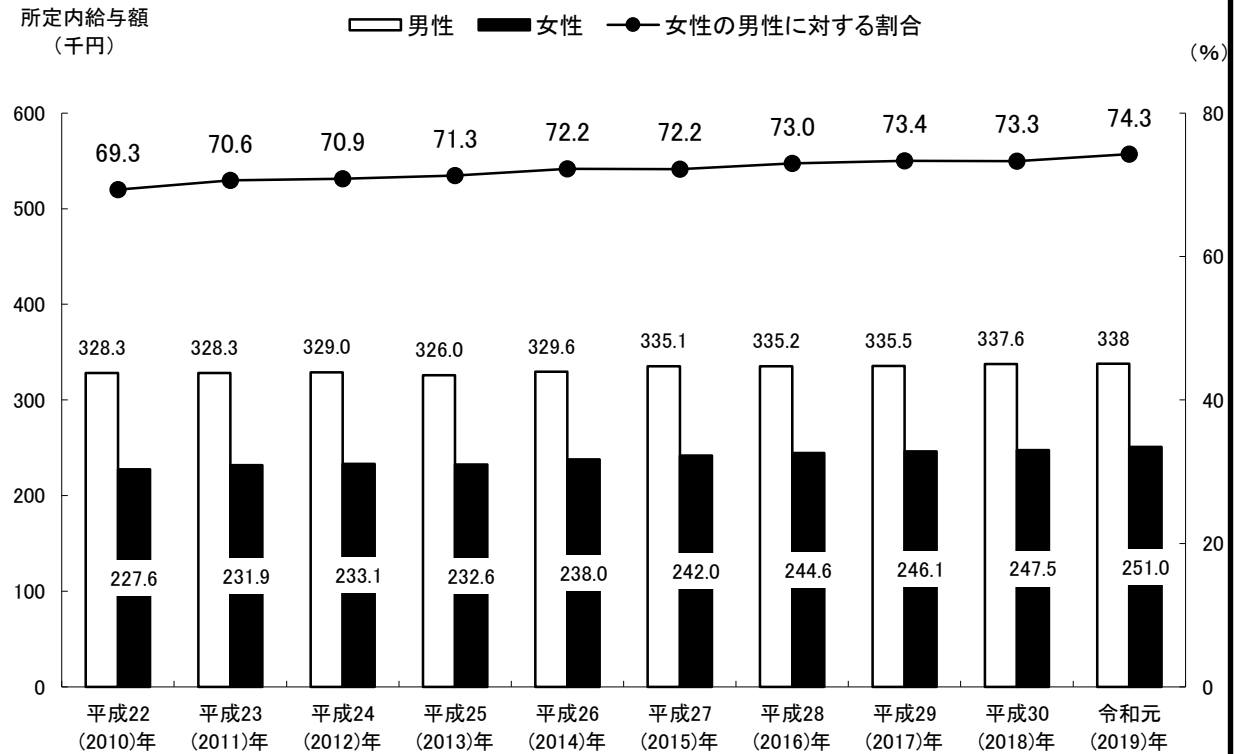
3 所定内給与と男女間格差の推移（都） / （全国）

○ 都内における女性の男性に対する所定内給与額の割合は7割程度を推移しており、令和元年で73.3%となっている。

（都）



（全国）

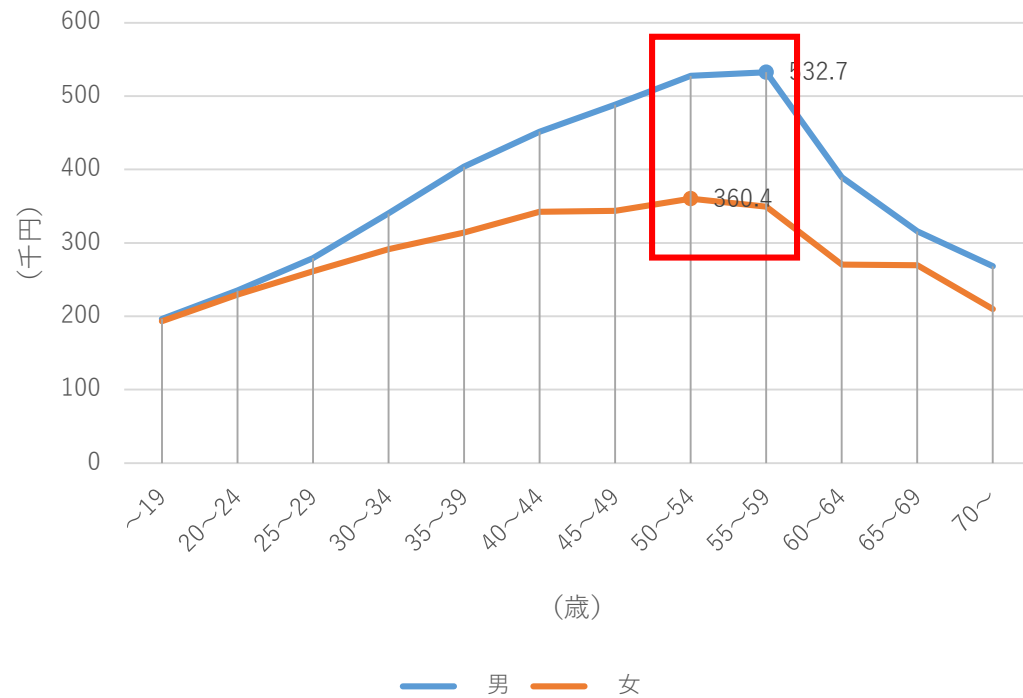


女性活躍の現状

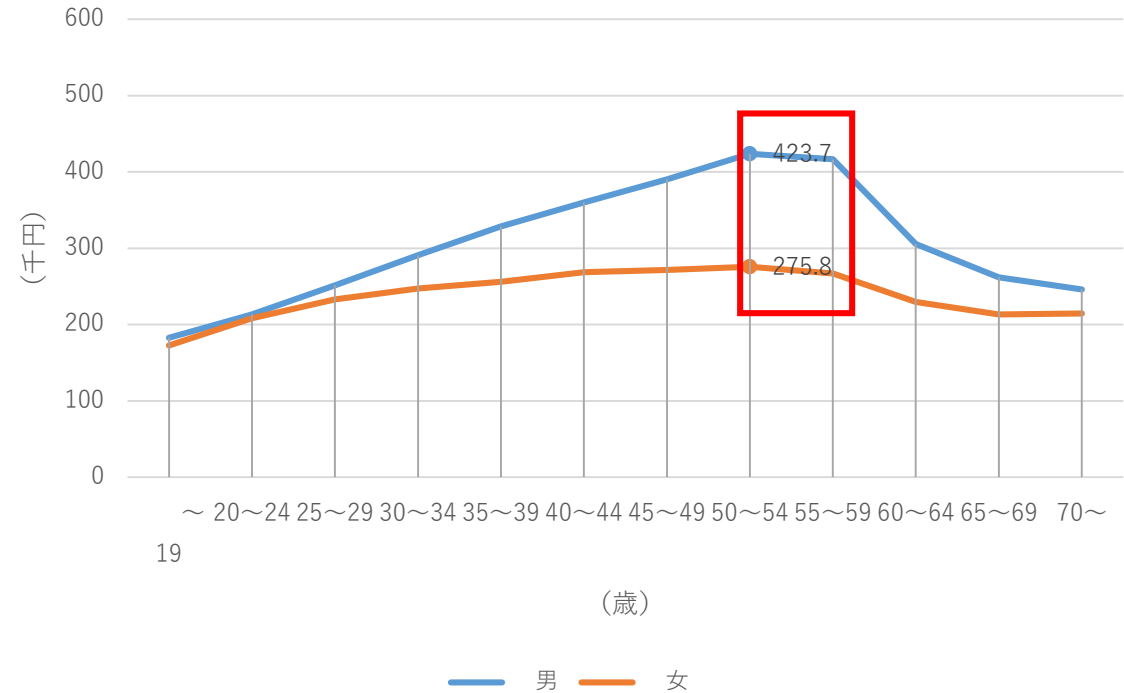
4 男性と女性の年齢による賃金の推移（都） / （全国）

○ 男女の年齢による賃金格差を比較すると、50代で最も広がりが大きくなっている。

（都）



（全国）

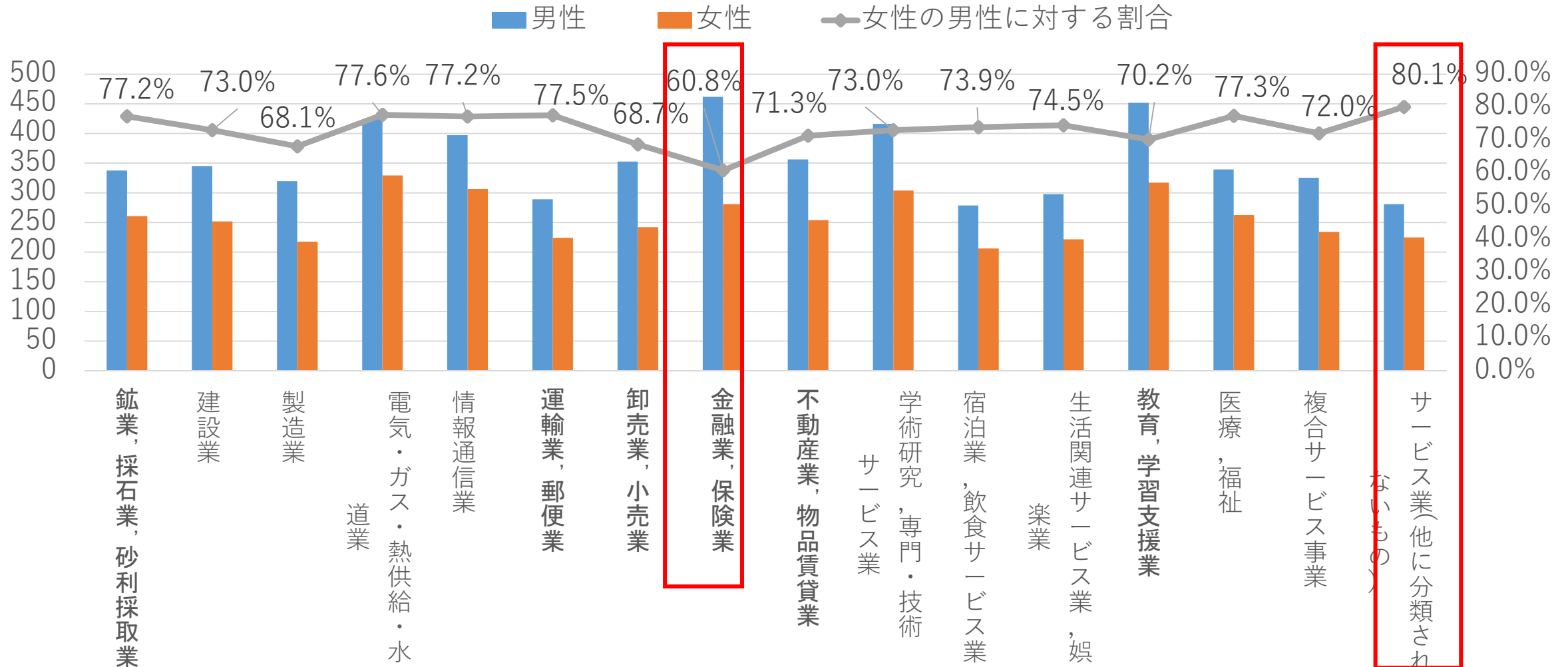


厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」（全国）

女性活躍の現状

5 産業別男女所定内給与水準（全国）

○ 全国の産業別所定内給与水準は、いずれも女性の男性に対する割合は60～80%となっており、差が最も大きいのは金融業・保険業で60.8%、小さいのはサービス業（他に分類されないもの）で80.1%となっている。

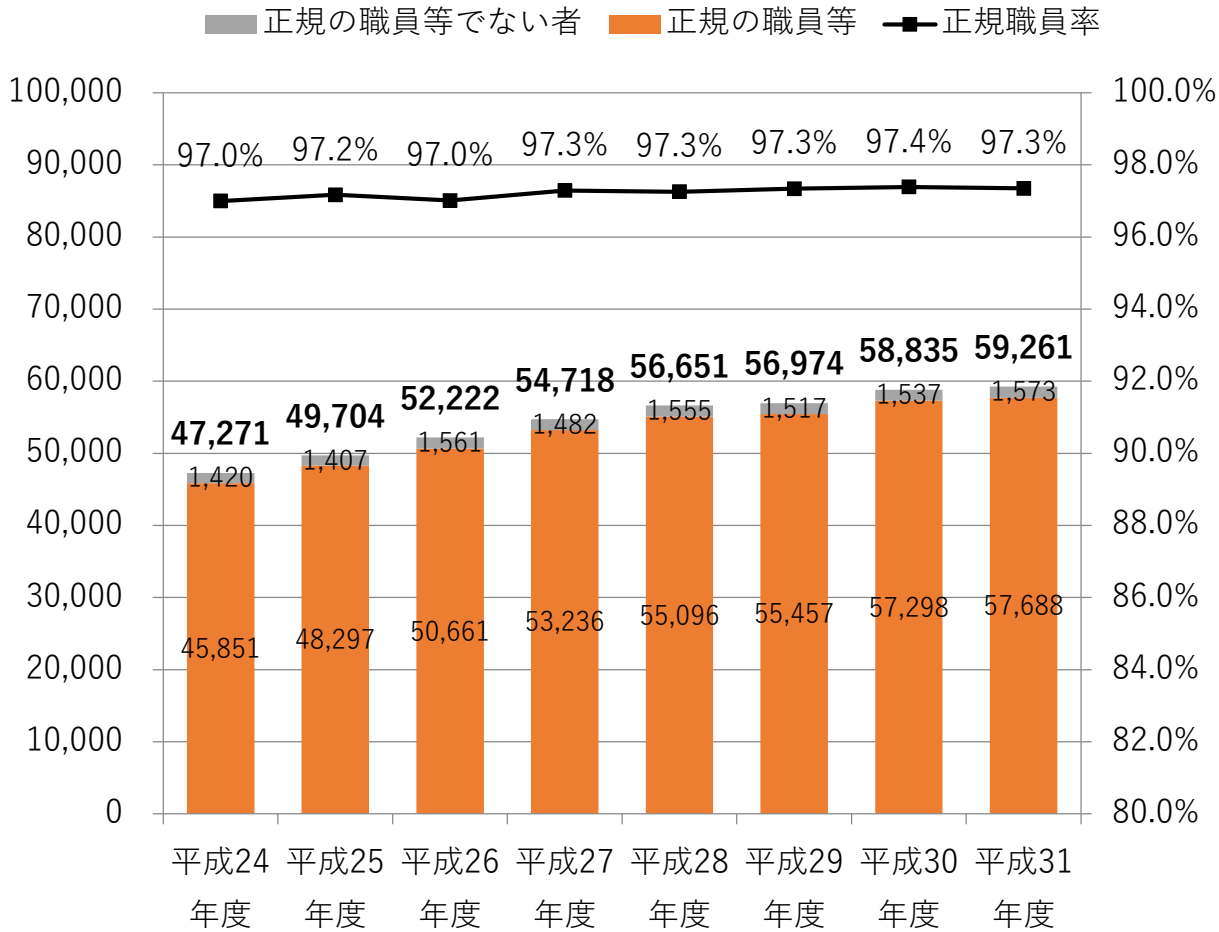


女性活躍の現状

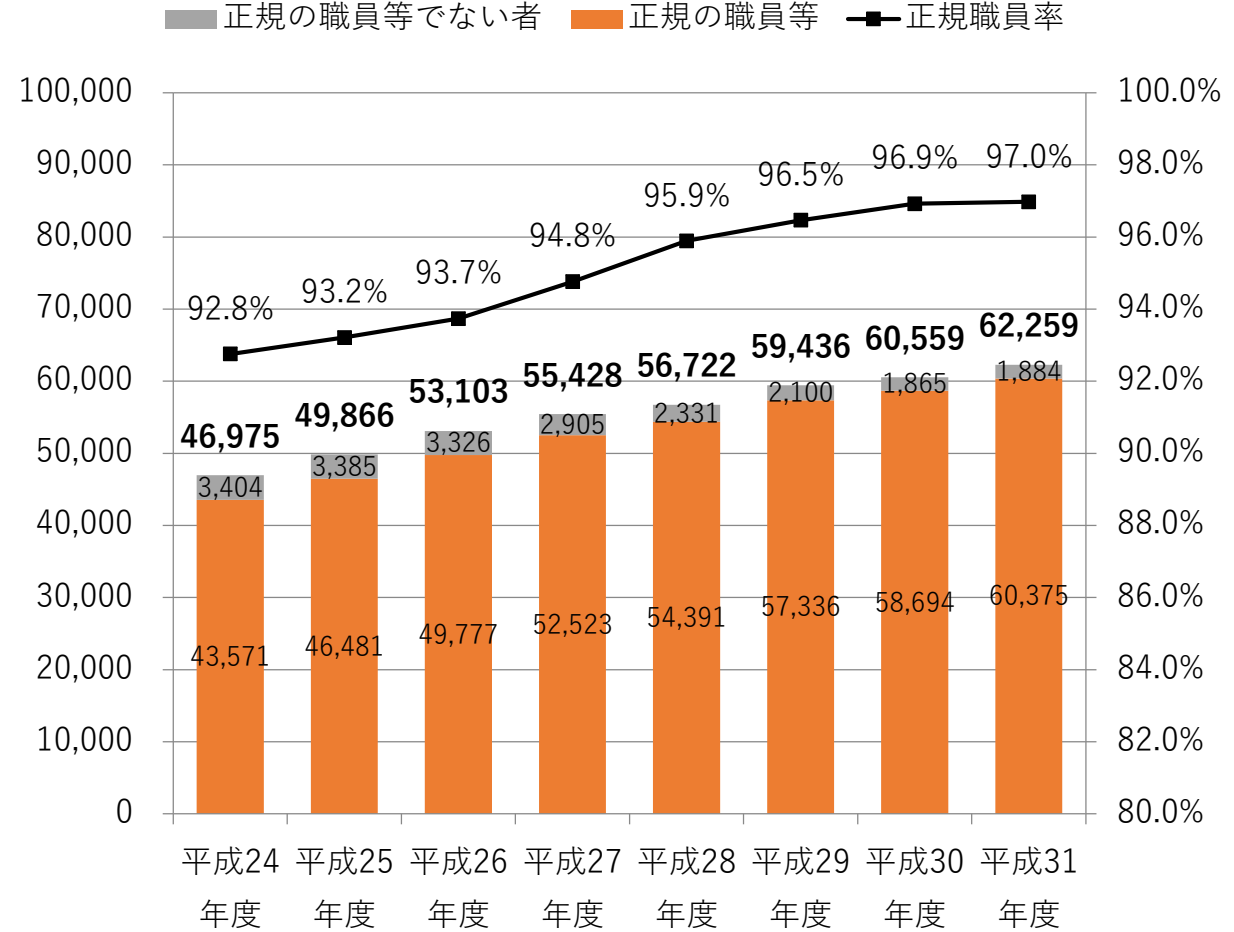
6 大学卒業者のうちの就業者の正規・非正規（都）

○ 都内大学卒業者のうち就職者に占める正規職員率は男性97.3%、女性97.0%となっている。

【男性】



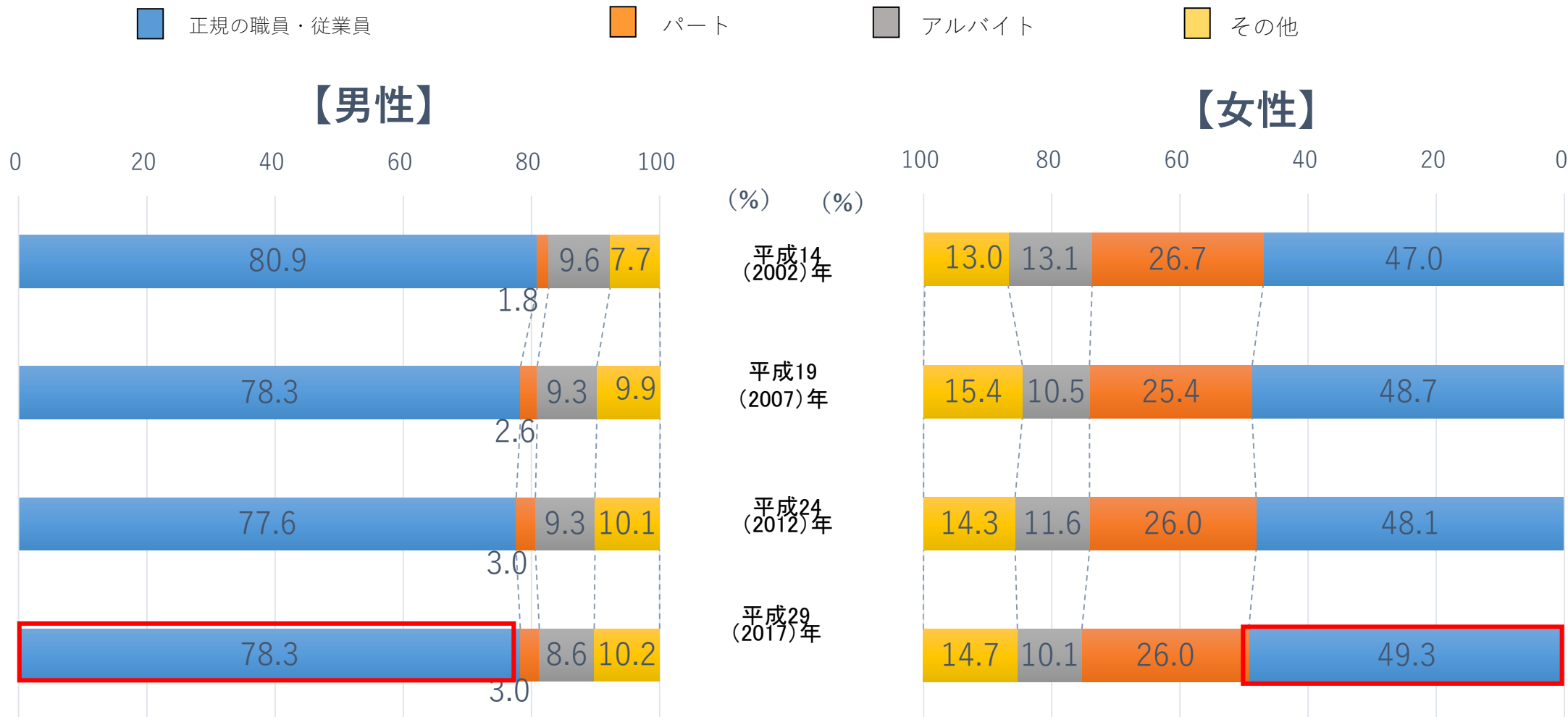
【女性】



女性活躍の現状

7 雇用形態の内訳割合（都）

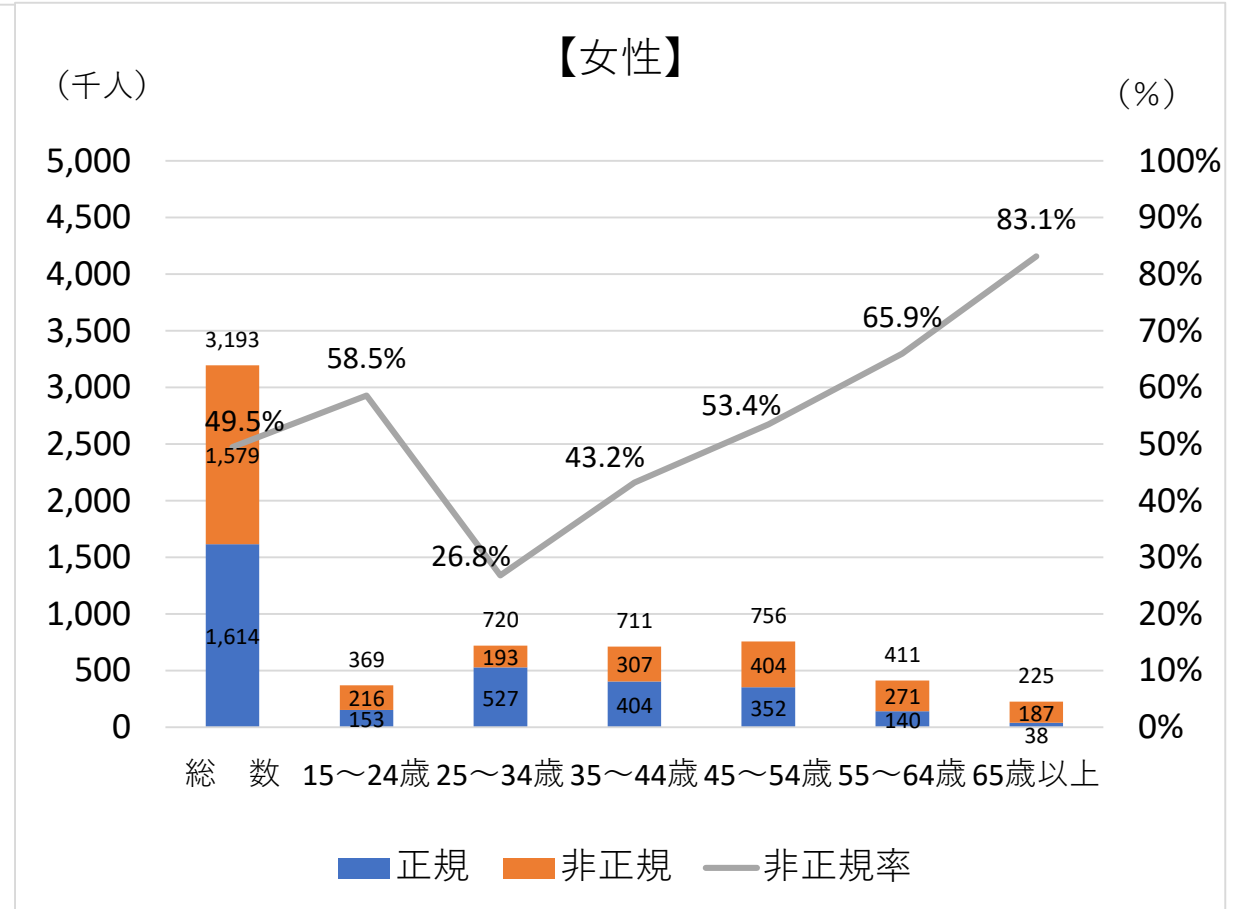
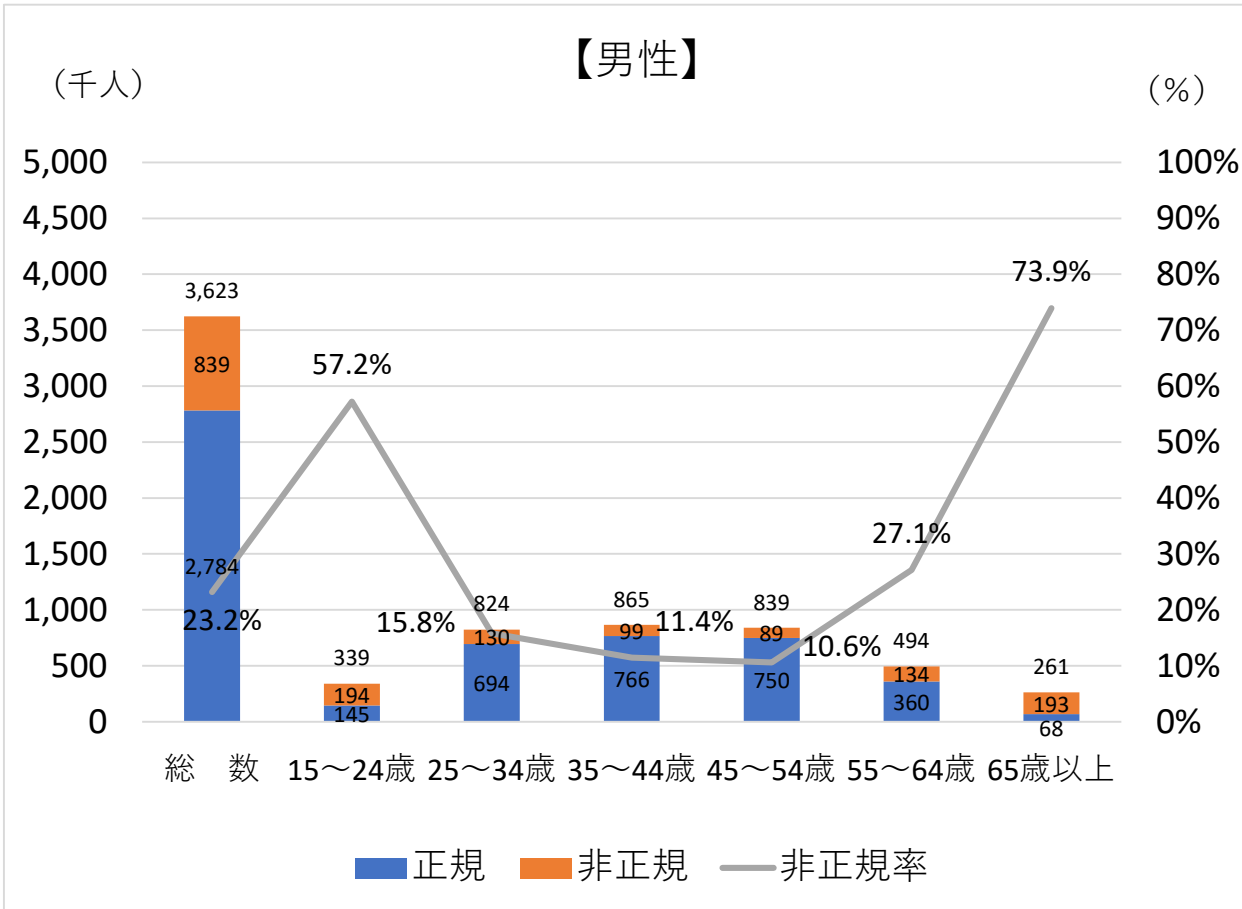
○ 都内の正規雇用率の推移を見ると、男性は80%前後で推移し、女性は5割以下に留まっている。



女性活躍の現状

8 男女の年齢別非正規雇用率（都）

○ 都内の非正規雇用率を年齢別に見ると、15～24歳まではほぼ同水準で、男性は25歳から54歳まで10%台であるのに対し、女性は25歳から34歳で26.8%、35歳以上で40%を超えている。

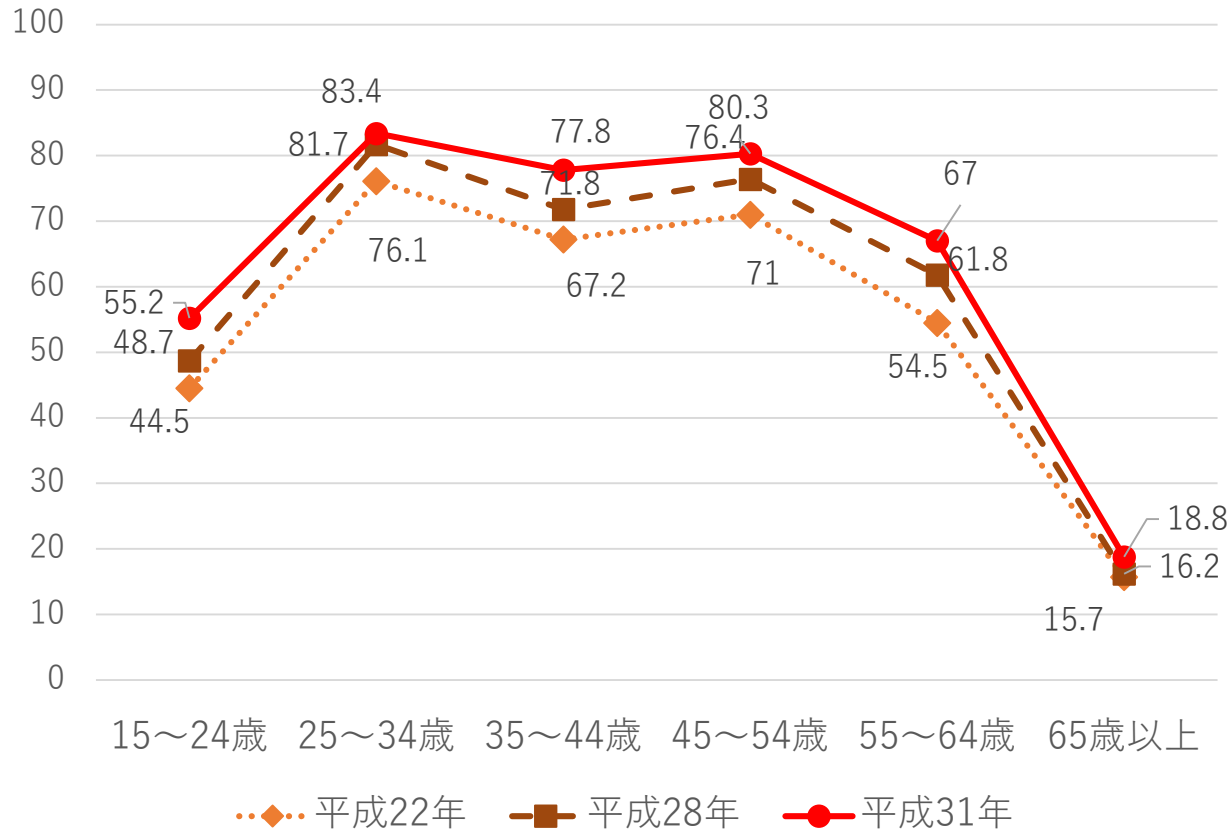


女性活躍の現状

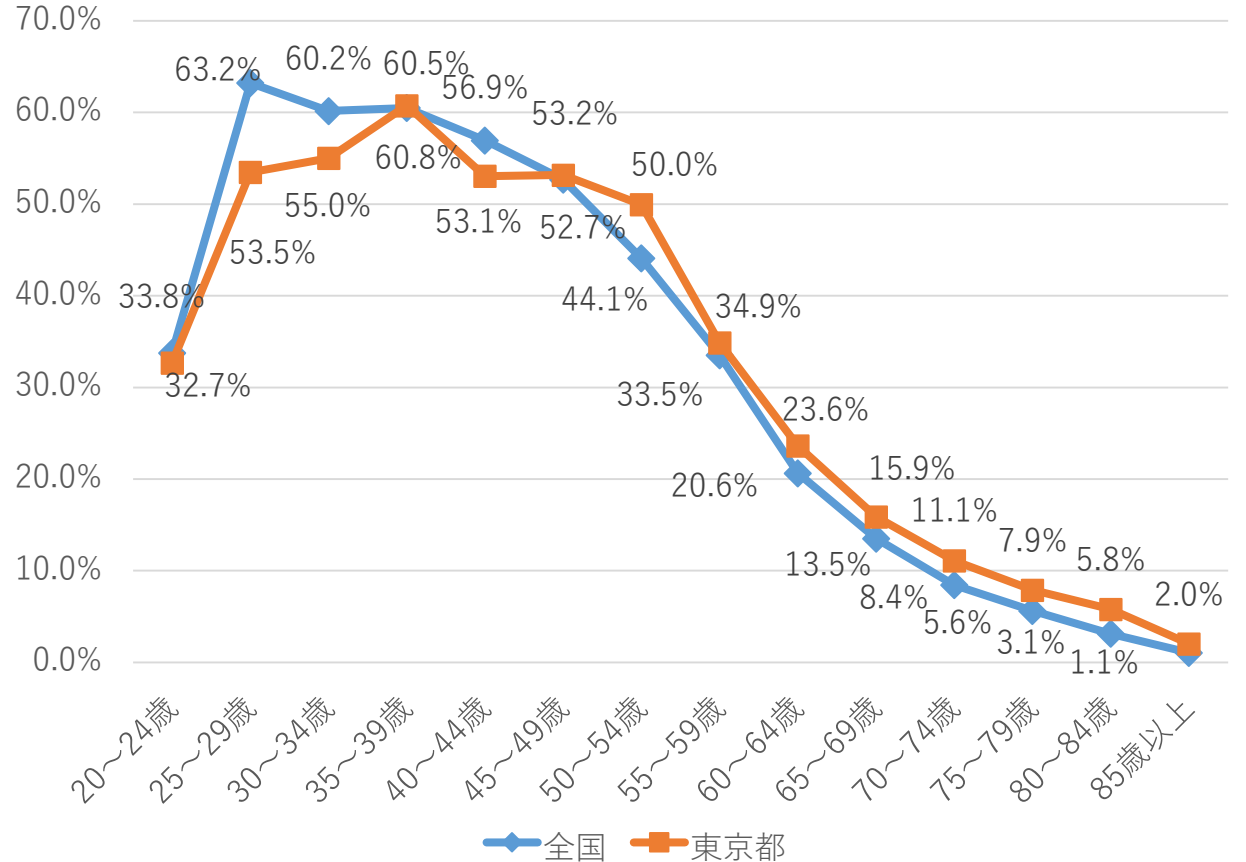
9 女性の労働力比率の推移（都）／女性の就業希望率（都）／(全国)

- 都の女性の労働力比率は、全ての年齢階級で増加しており、いわゆるM字カーブも浅くなってきている。
- 女性の就業希望率は、都は35～44歳が60.8%で最も高く、全国は25～39歳が63.2%で最も高い。

【女性の労働力比率の推移（都）】



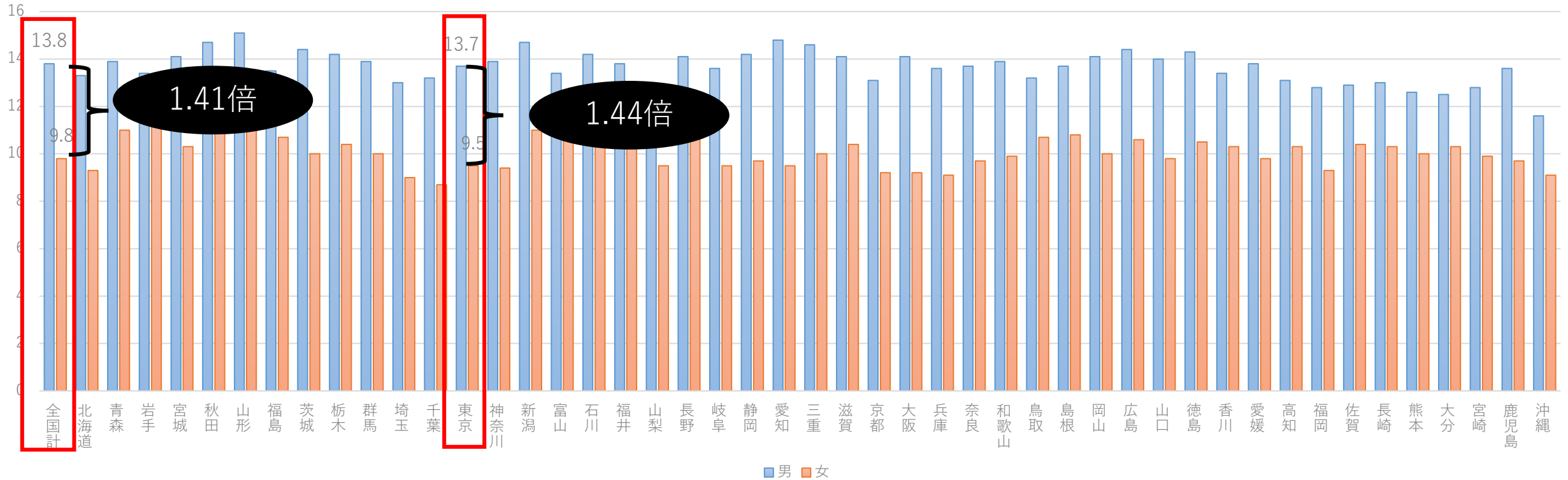
【女性の就業希望率（全国・都）】



女性活躍の現状

10 平均勤続年数の男女差（全国）

○ 都内の平均勤続年数の男女差は1.44倍で全国平均よりも大きい。

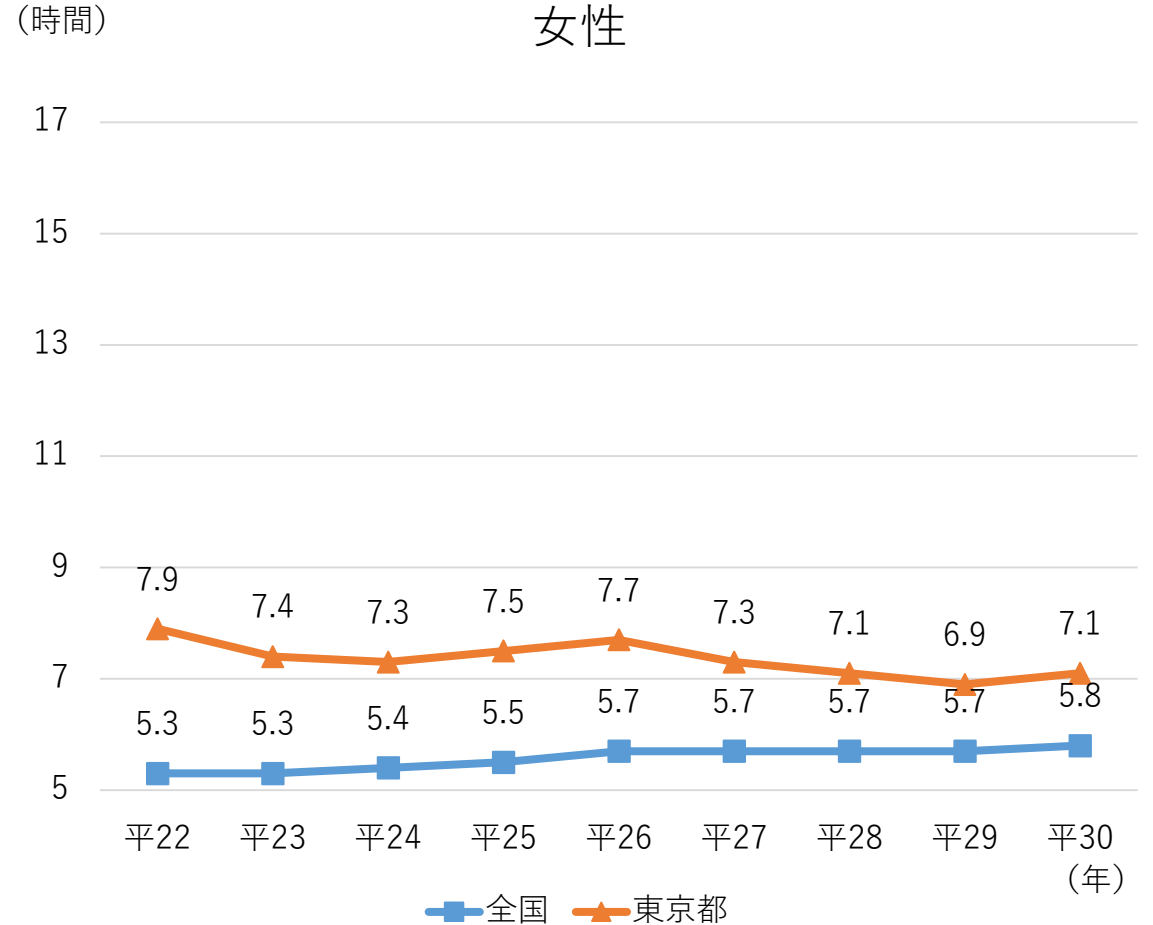
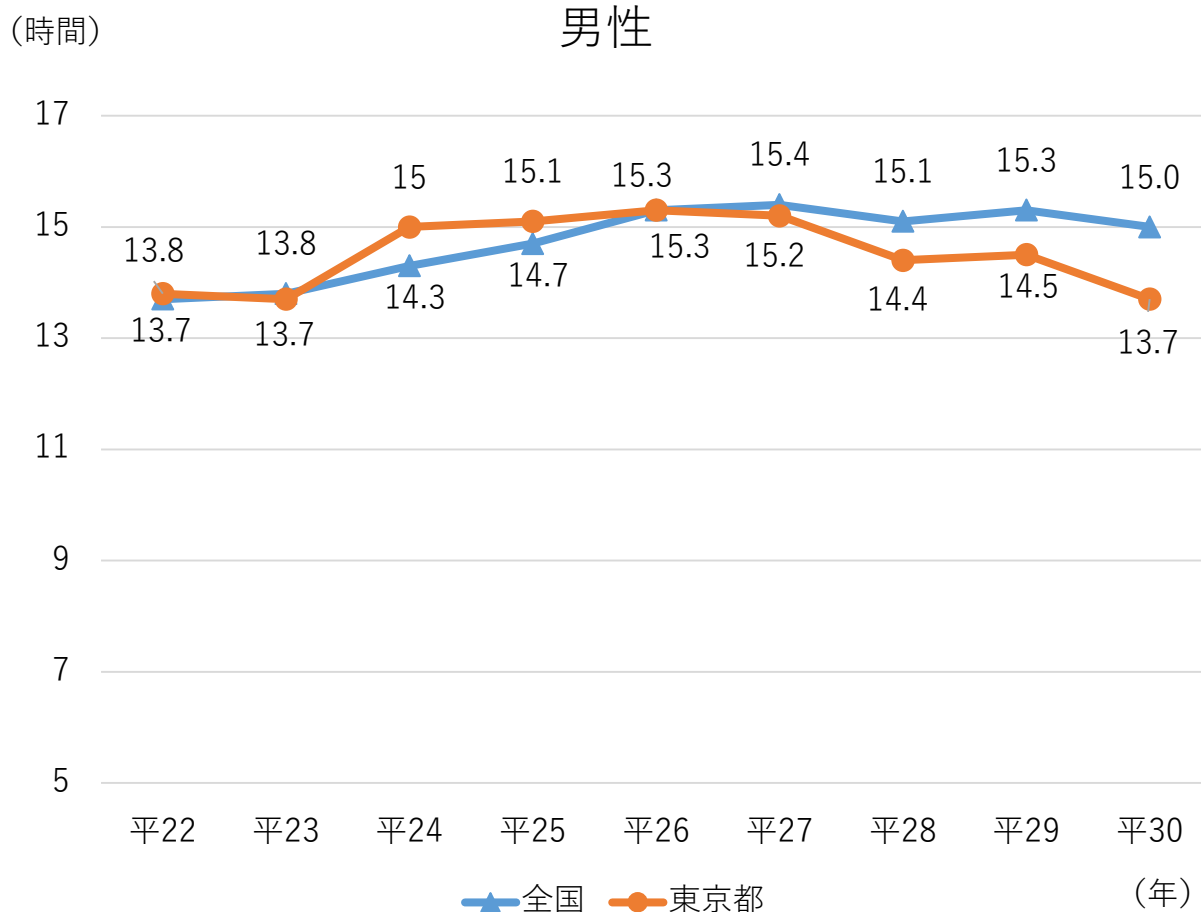


東京都総務局「令和元年東京の労働力（労働調査結果）」

女性活躍の現状

11 1人あたり平均所定外労働時間の推移（都・全国）

- 都内における1人あたりの平均所定外労働時間は、平成26年以降男女ともに概ね減少傾向にある。
- 全国と比較すると、男性は平成26年以降全国平均を下回っているが、女性はいずれの年も全国平均を上回っている。

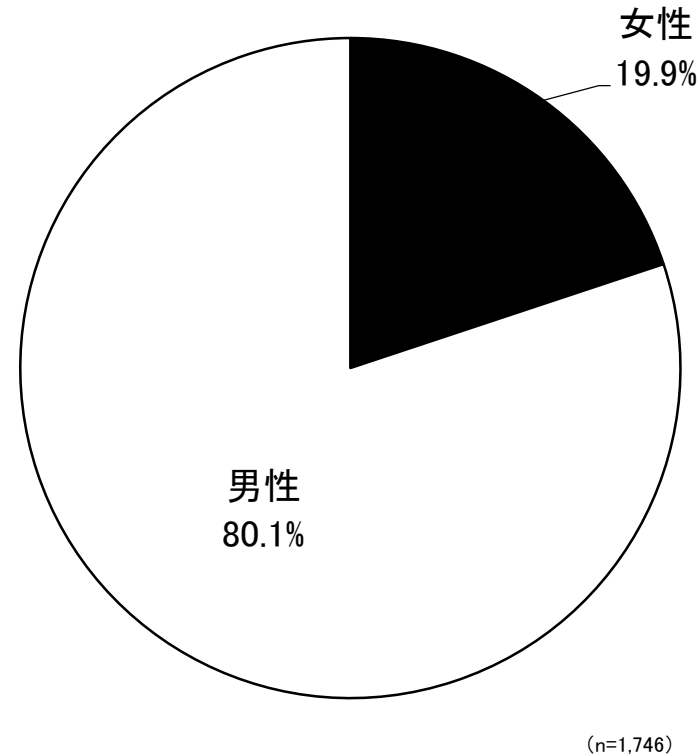


女性活躍の現状

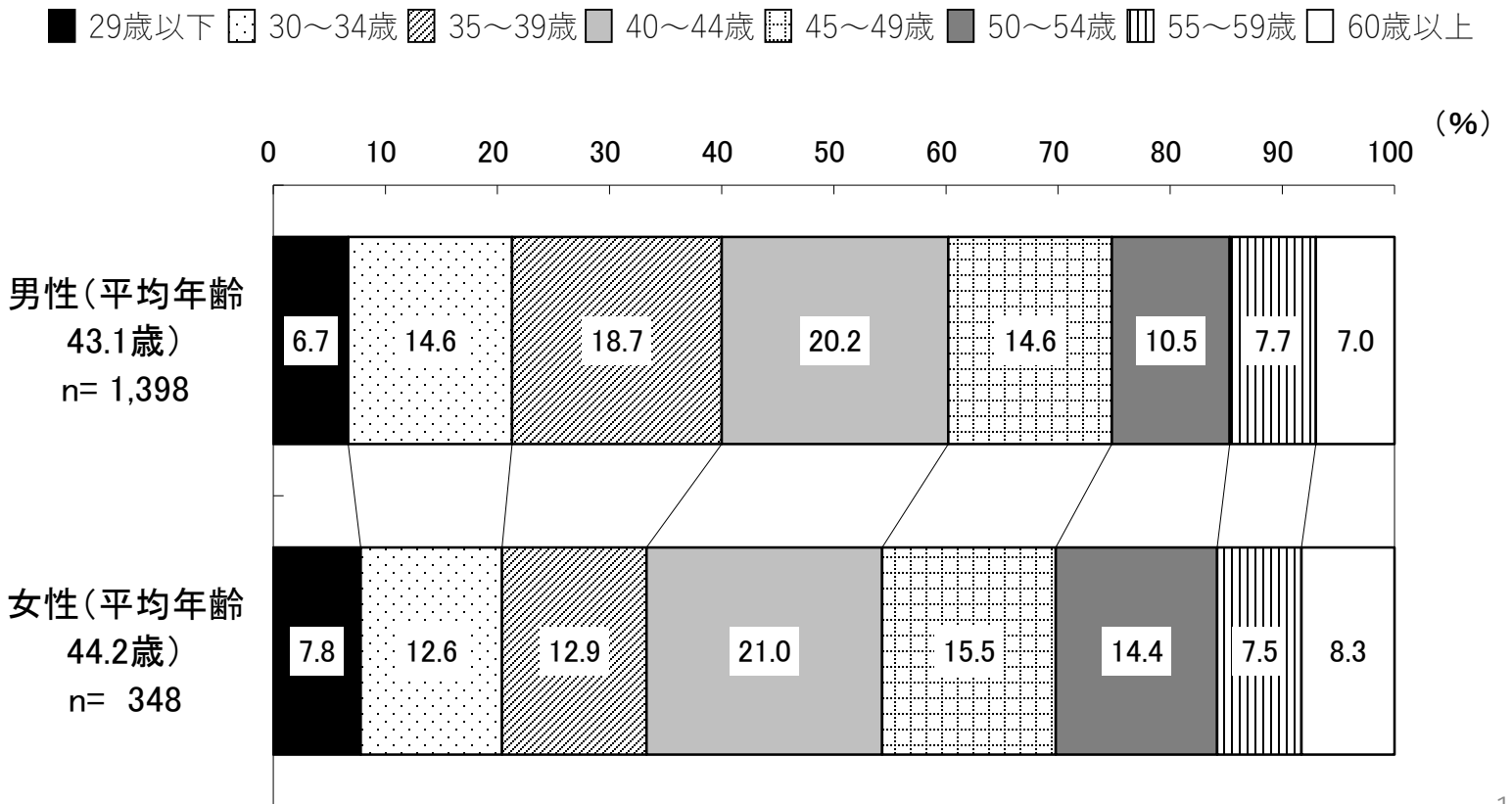
12 開業者の性別（全国）／開業時の年齢（全国）

- 全国の開業者の性別割合は、男性80.1%、女性19.9%となっている。
- 開業時の年齢で見ると、女性は男性に比べて40歳以降に開業する人が多い。

開業者の性別割合（全国）



開業時の年齢（全国）

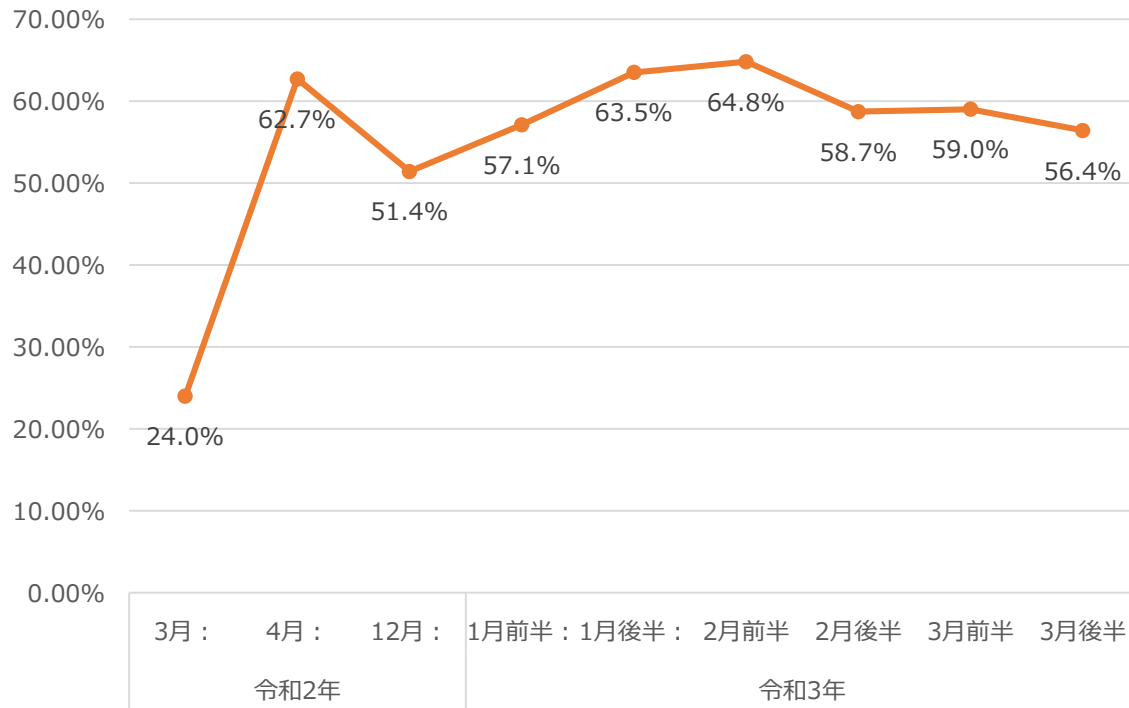


女性活躍の現状

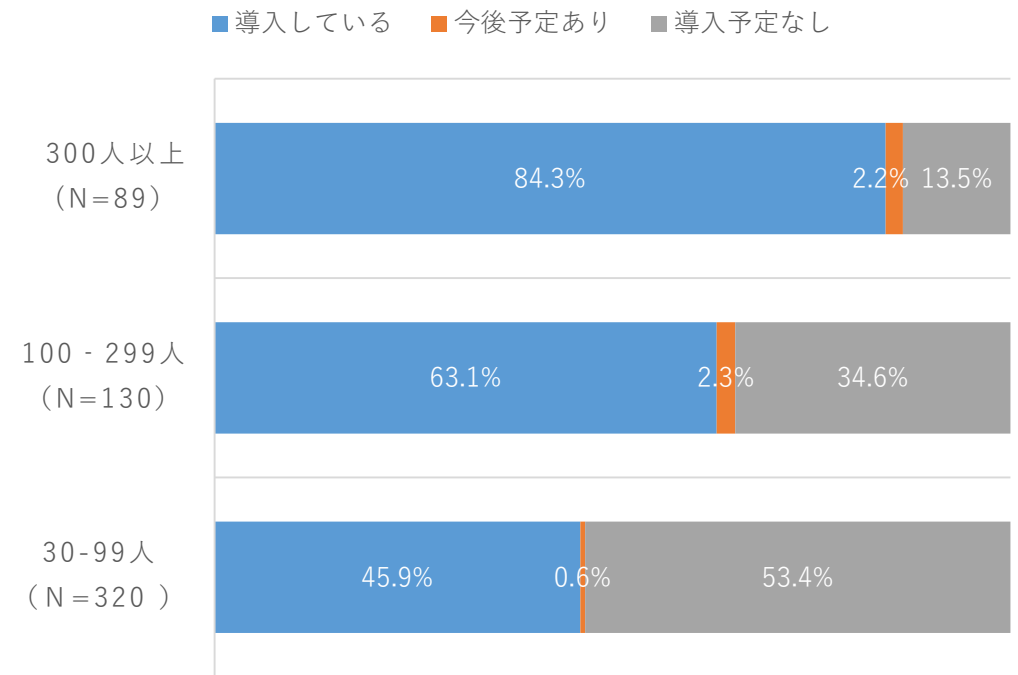
13 テレワーク導入率（都）

- 都内事業所（従業員30人以上）の令和3年3月後半現在のテレワーク導入率は56.4%で3月前半から2.6ポイント減少した。
- テレワーク導入率を規模別にみると、従業員「300人以上」の事業所の84.3%が導入していると回答した一方、「30-99人」では導入していると回答したのは45.9%であった。

テレワーク集中期間中の都内事業所（30名以上）のテレワーク導入率



事業所規模別のテレワーク導入率（令和3年3月後半時点）



女性活躍の現状

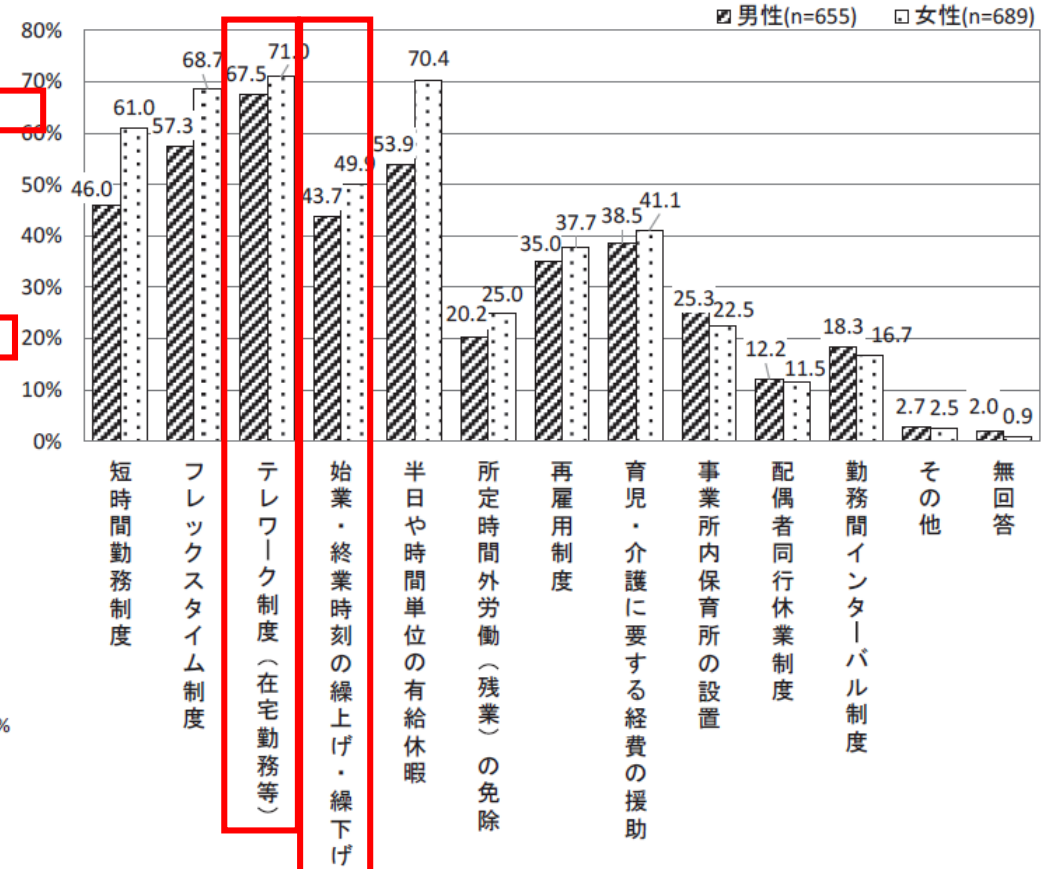
14 多様な働き方に関する制度（都）

- 事業所が有する制度のうち、「半日や時間単位の有給休暇」が最も多く、次いで「短時間勤務制度」となっている。
- 従業員が必要だと思う制度のうち、「テレワーク制度」が最も多く、次いで「フレックスタイム制度」となっている。

【事業所】制度の有無



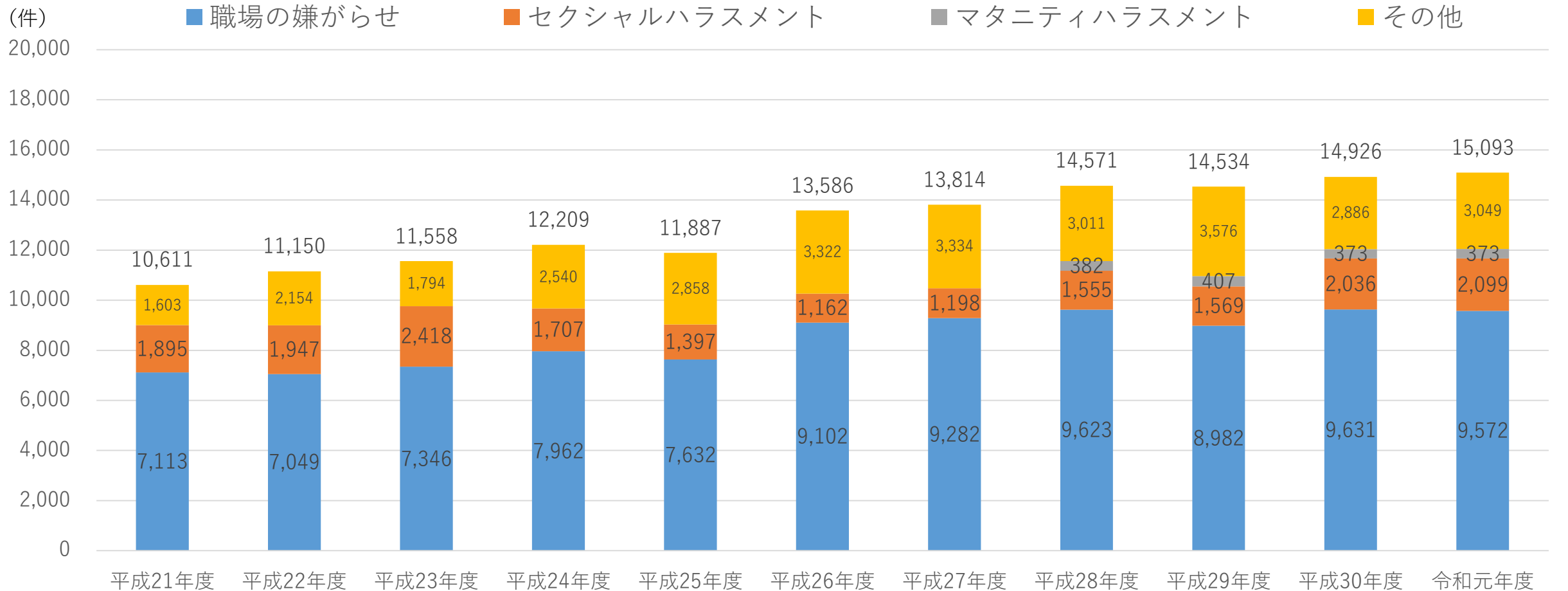
【従業員】必要だと思う制度（複数回答）



女性活躍の現状

15 職場の嫌がらせをはじめとする人間関係に関する労働相談件数（都）

- 都内におけるセクシャルハラスメントに関する相談件数は平成25年度以降概ね増加傾向にある。
- マタニティハラスメントに関する相談件数は平成28年度以降、年400件前後で推移している。

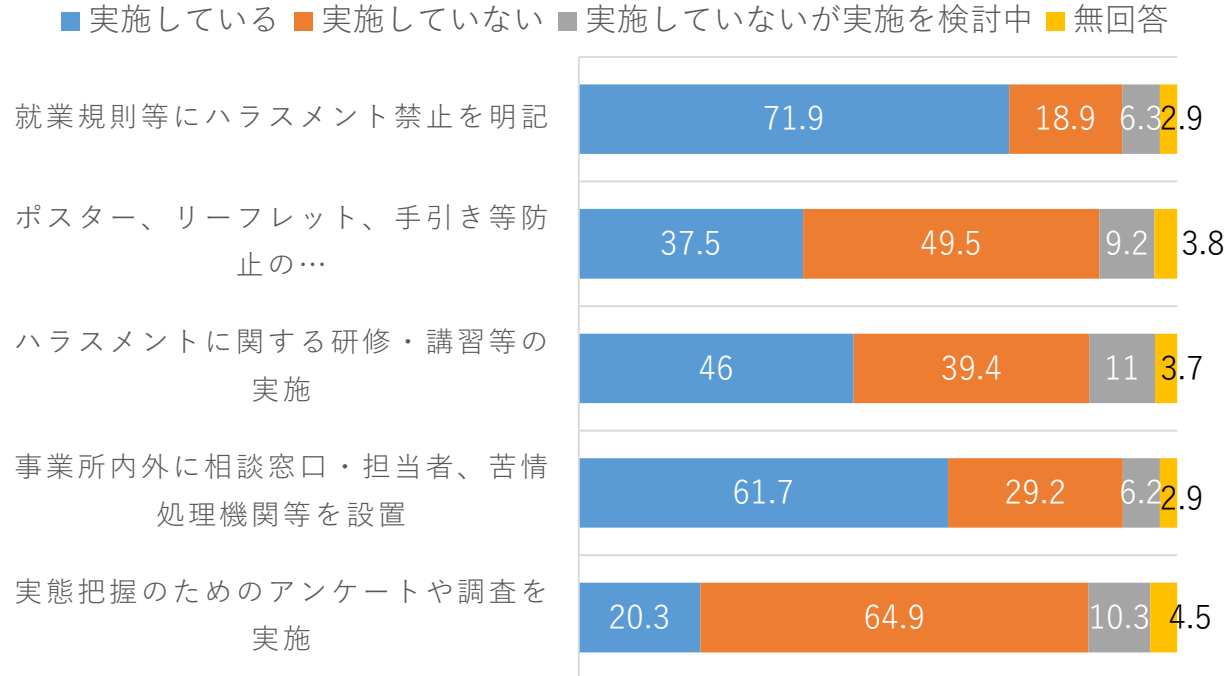


女性活躍の現状

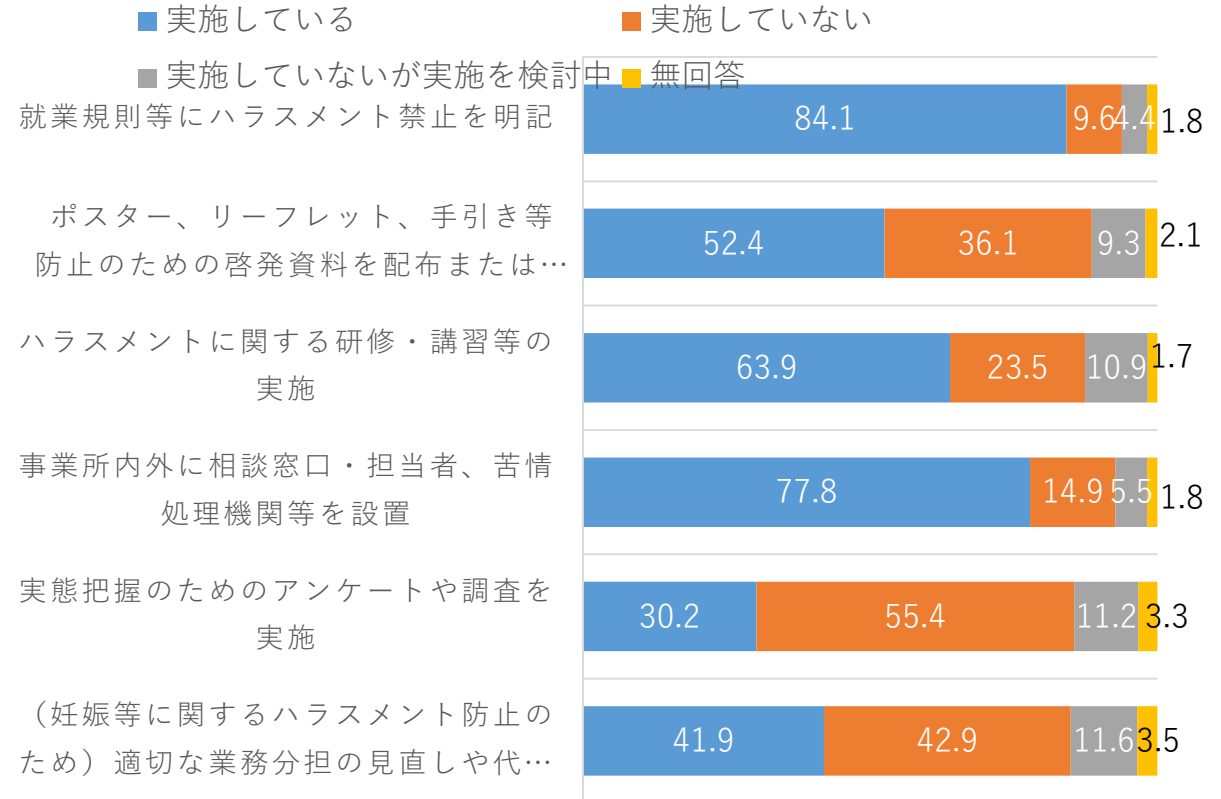
16 ハラスメント防止策の実施状況（都）

○ 都内事業所ハラスメント防止策の実施状況は、平成26年度と比べていずれの取り組みも実施率が増加している。

平成26年度



令和元年度

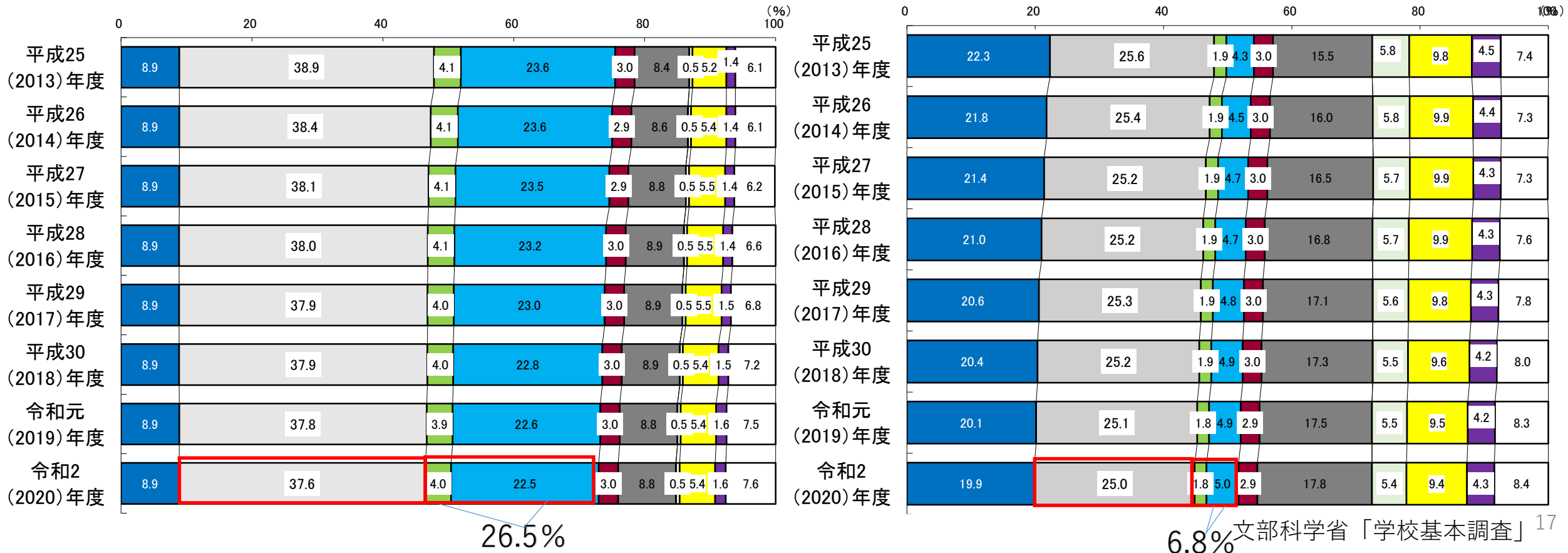


女性活躍の現状

17 大学生の学部別構成比の推移（全国）

○ 令和2年度における全国の大学生の学部別構成比では、「社会科学」が男子学生37.6%、女子学生25.0%と最も多い。「理学」「工学」を合わせた令和2年度における割合は、男子学生26.5%、女子学生6.8%となっている。

■ 人文科学 ■ 社会科学 ■ 理学 ■ 工学 ■ 農学 ■ 保健 ■ 商船 ■ 家政 ■ 教育 ■ 芸術 □ その他
 男子学生 女子学生

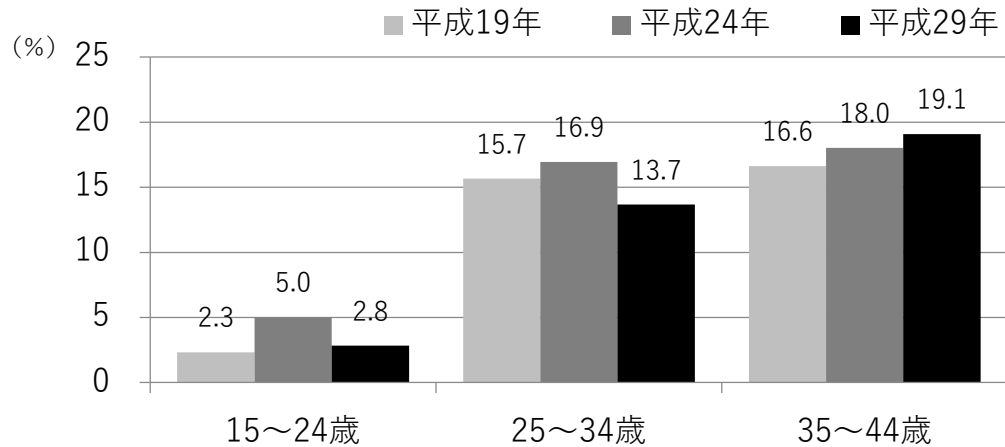


女性活躍の現状

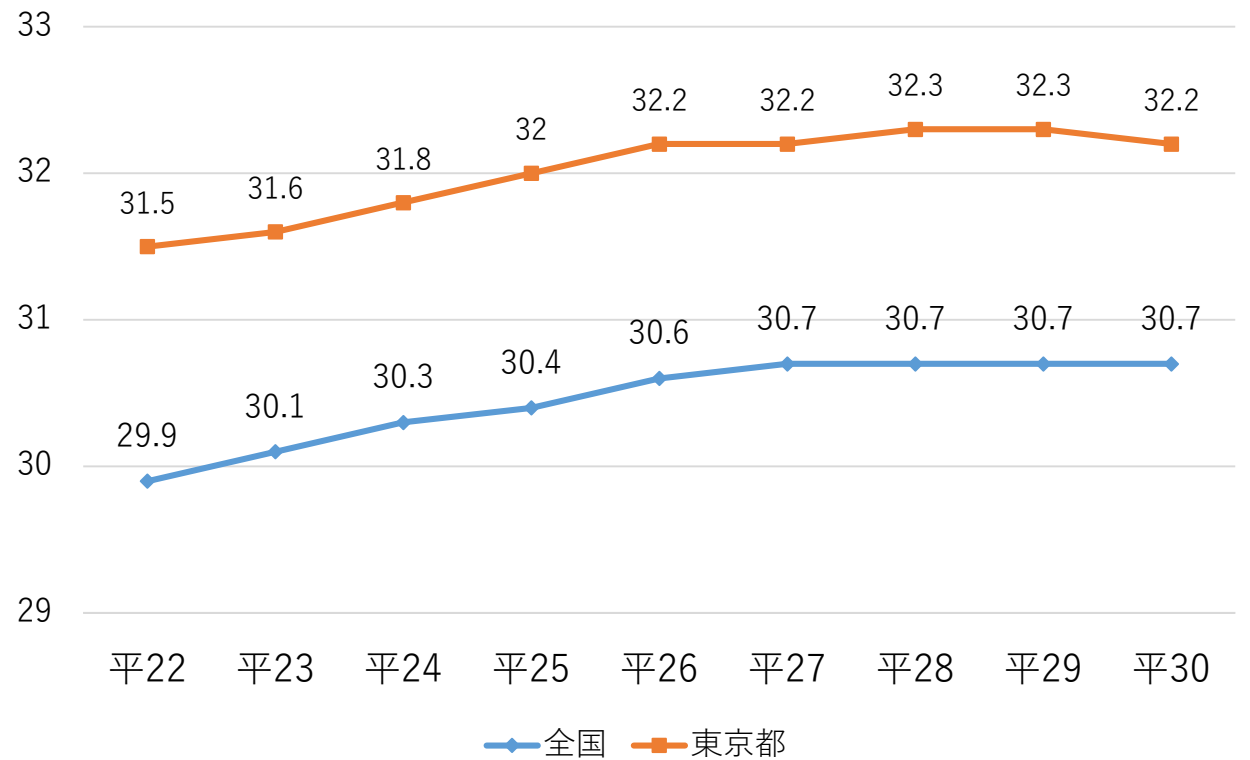
18 結婚又は出産・育児を理由に離職した若年の割合（都）／第一子出産時の母の平均年齢の推移（都）

- 出産・育児を理由に離職した女性の割合を年代別にみると、都内ではいずれの年も「35歳～44歳」の割合が最も多い。
- 都内の第一子出産時の母の平均年齢は、全国平均より高い値で推移しており、平成30年では32.2歳となっている。

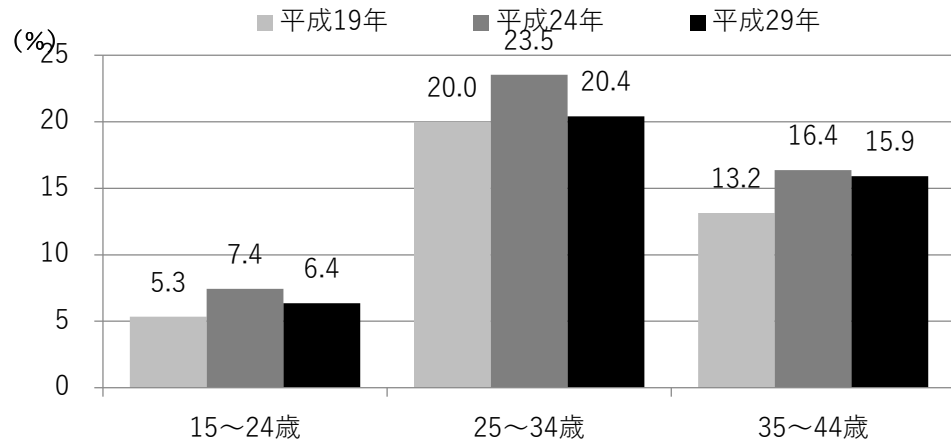
出産・育児を理由に離職した女性【都】



第一子出産時の母の平均年齢の推移



出産・育児を理由に離職した女性【全国】



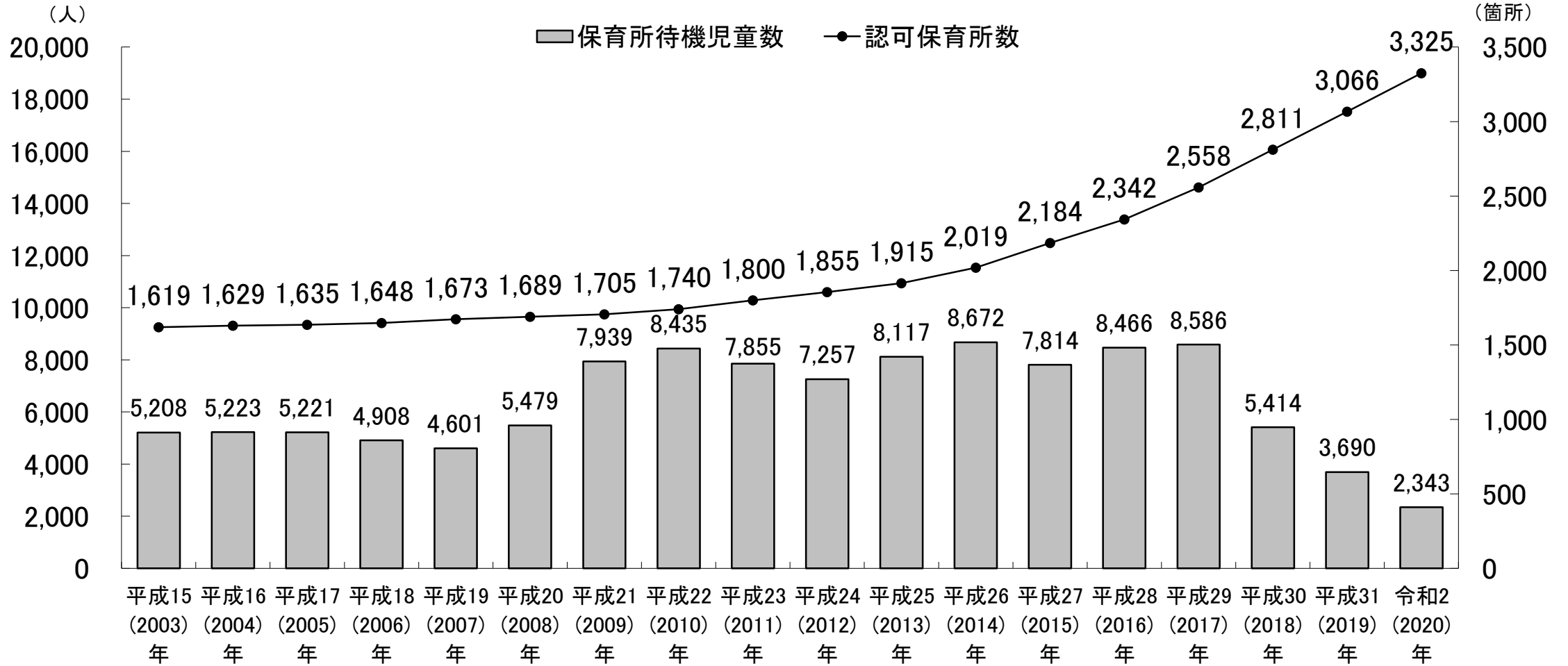
総務省「平成29年度就業構造基本調査」

厚生労働省「人口動態統計」

女性活躍の現状

19 保育所（認可保育所）数及び保育所待機児童数の推移（都）

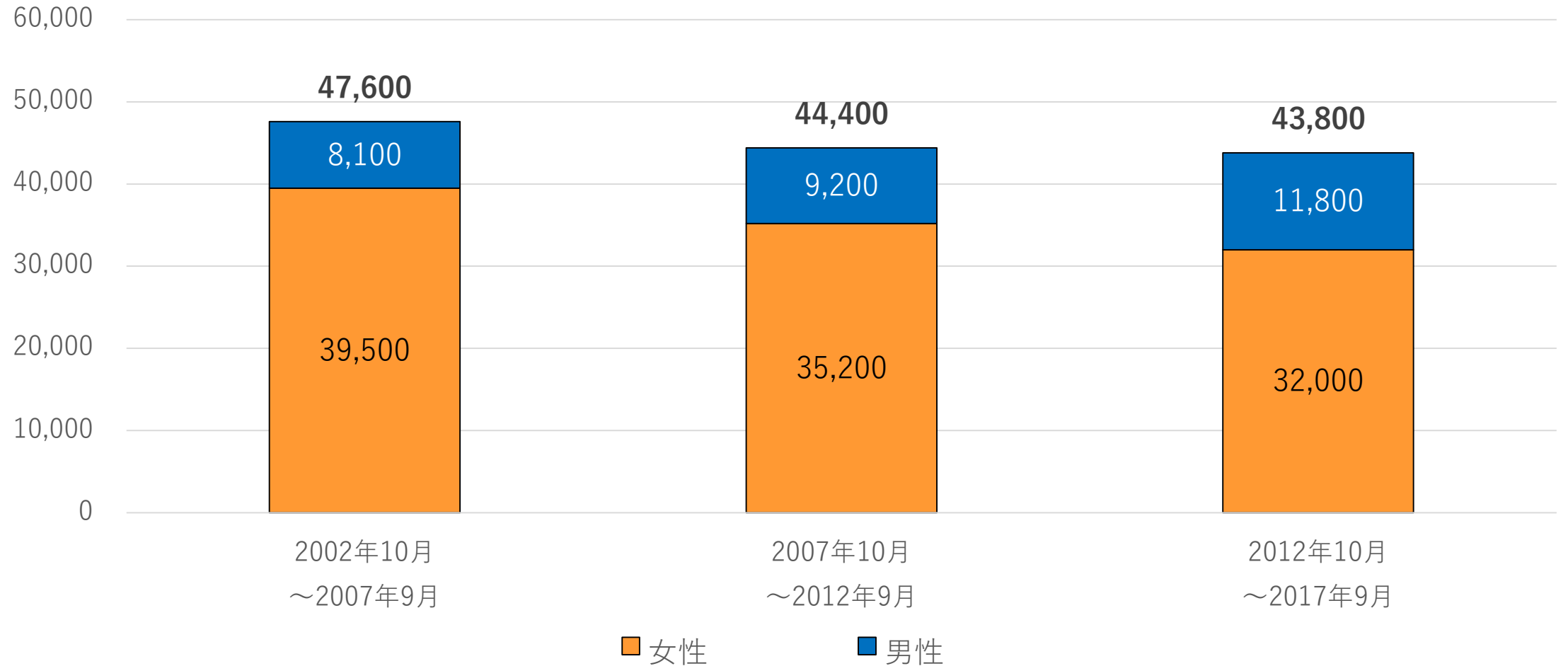
- 都内認可保育所数は増加している。
- 保育所待機児童数は平成29年度以降減少している。



女性活躍の現状

20 介護・看護を理由にした離職者数（都）

○ 介護・看護を理由とした離職者数は、女性が減少傾向にあり、男性が増加傾向にある。

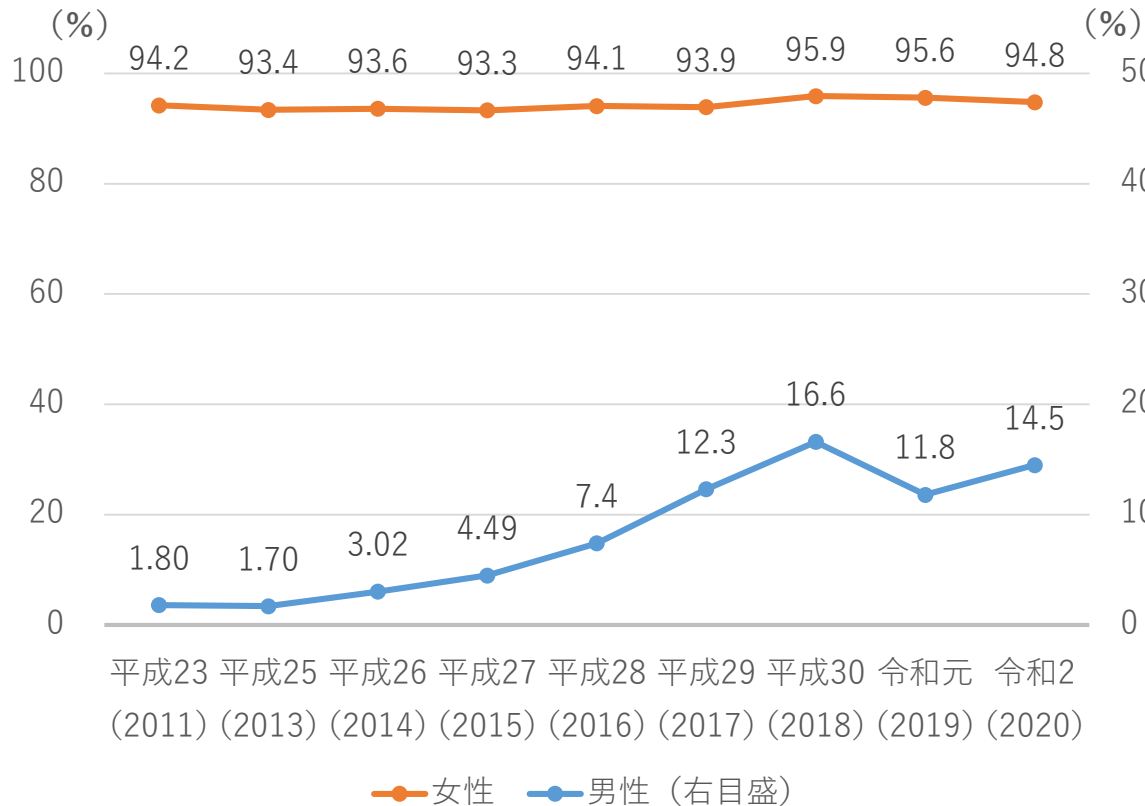


女性活躍の現状

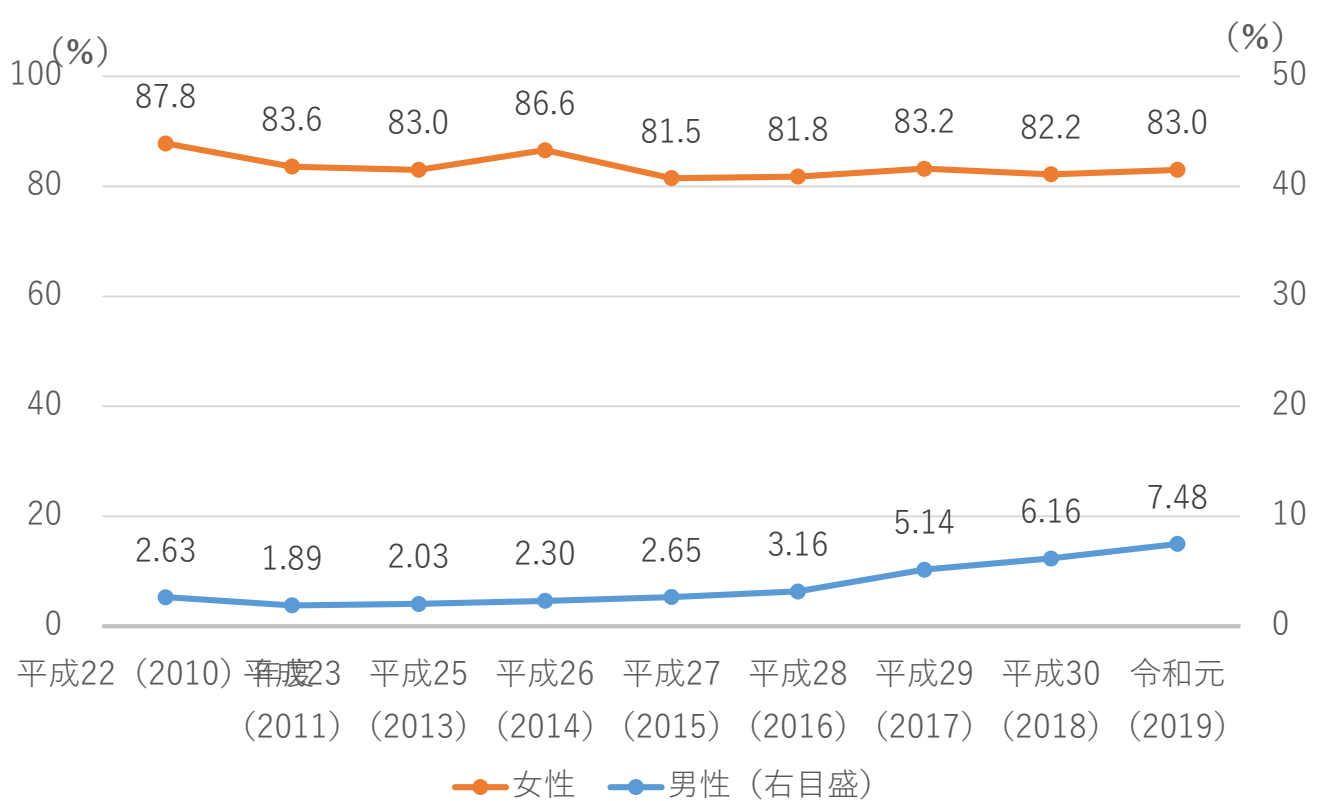
21 育児休業取得状況の推移（都）／育児休業取得状況の推移（全国）

- 都内の育児休業取得率は、令和2年において女性が94.8%、男性が14.5%となっている。
- 全国の育児休業取得率は、令和元年において女性が83%、男性が7.48%となっている。

育児休業取得状況の推移（都）



育児休業取得の状況の推移(全国)



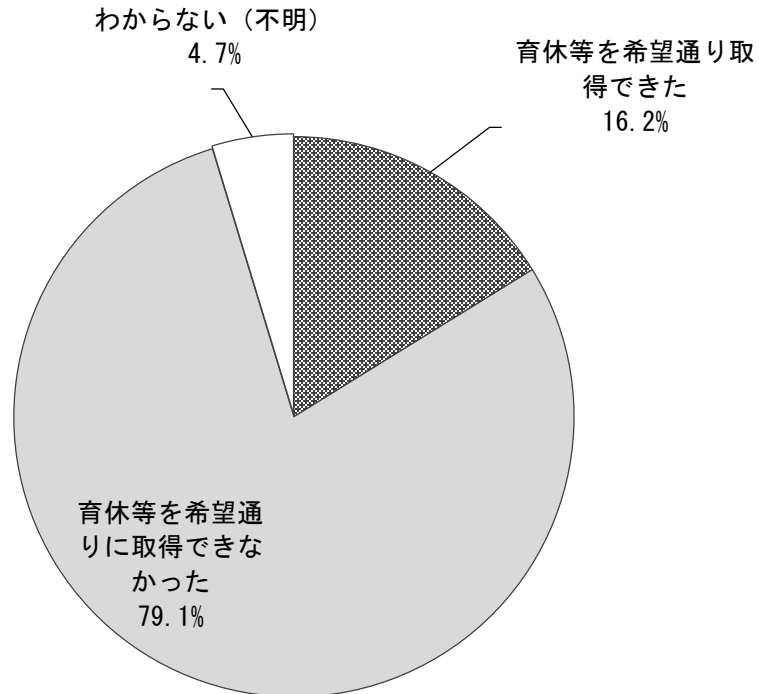
女性活躍の現状

22 男性の育児休業等取得状況/男性の育児休業取得日数（都）

- 育児休業等（法定外の育児のための休暇取得含む）を希望通りに取得できなかったと回答した男性の割合は約8割
- 男性の育児休業等の取得日数で見ると、「1日～5日未満」55.0%が最も多かった。

男性の育児休業等取得状況（男性・配偶者有・未就学児有（都））

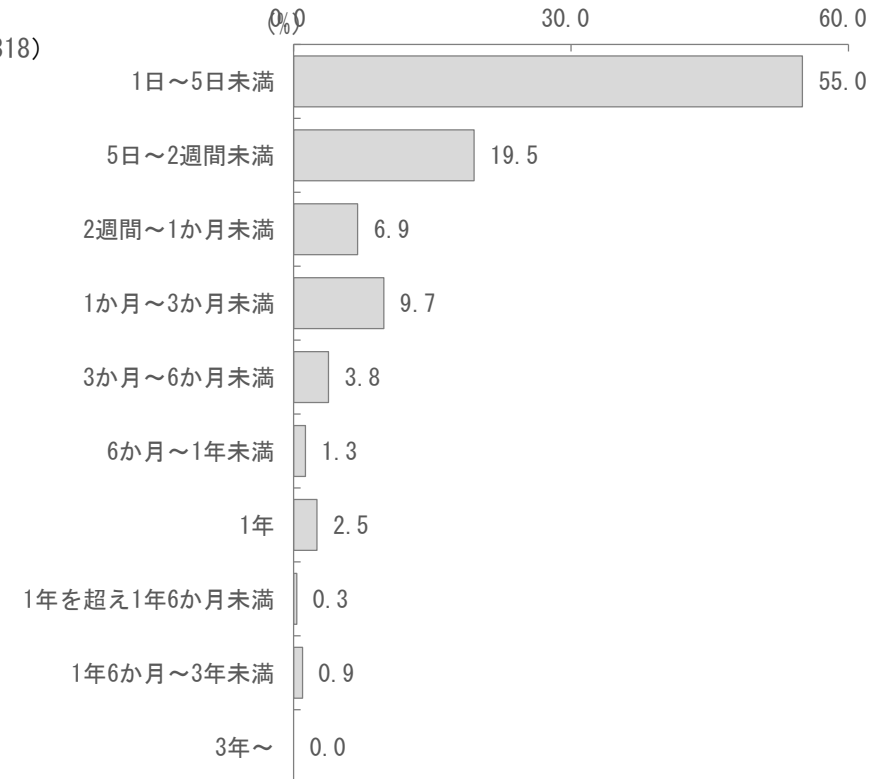
(n=1,000)



東京都生活文化局「令和元年度男性の家事・育児参画状況実態調査」

男性の育児休業等の取得日数（男性・配偶者有・未就学児有（都））

(n=318)



東京都生活文化局「令和元年度男性の家事・育児参画状況実態調査」

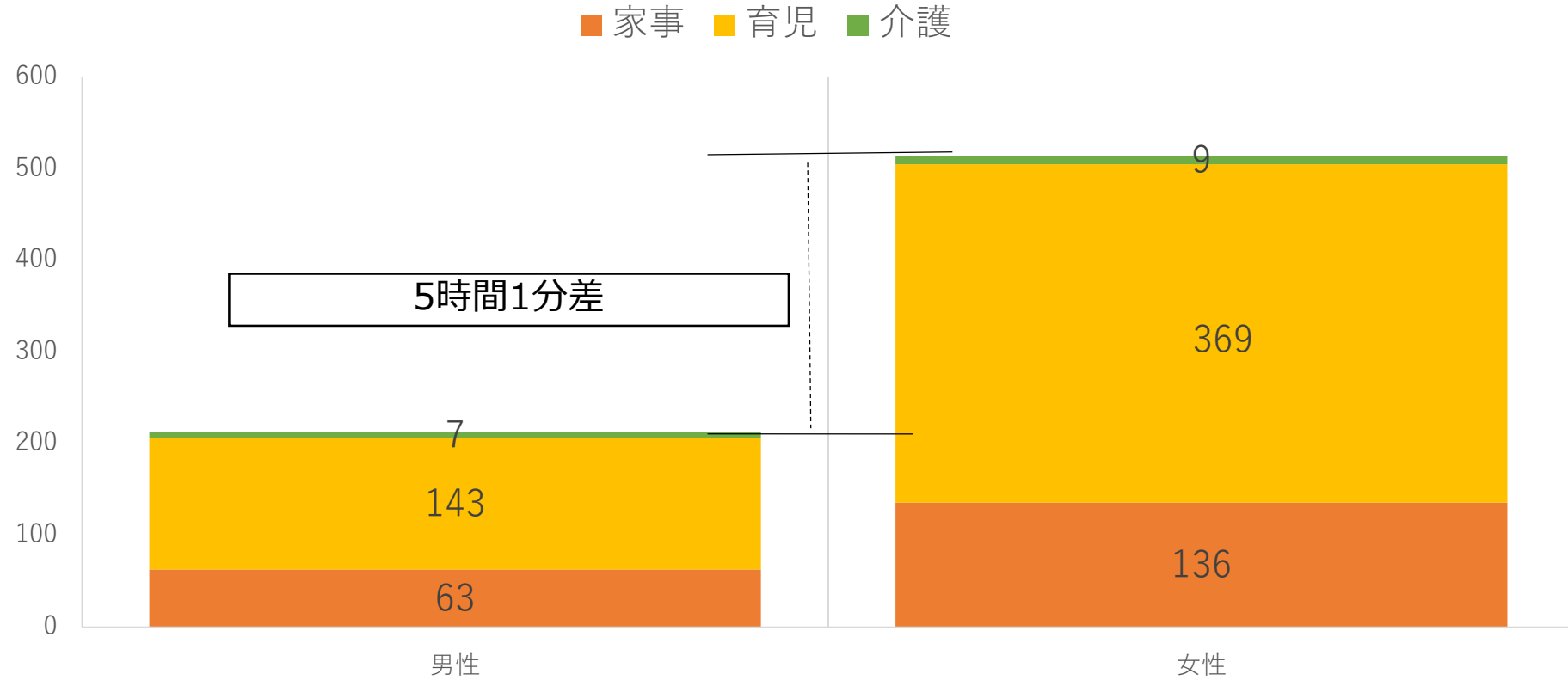
女性活躍の現状

23 子育て世代の家事・育児関連時間（都）

○ 子育て世代の家事・育児関連時間【週全体平均】において男女の時間差は5時間1分となっている。

子育て世代の家事・育児関連時間【週全体平均】

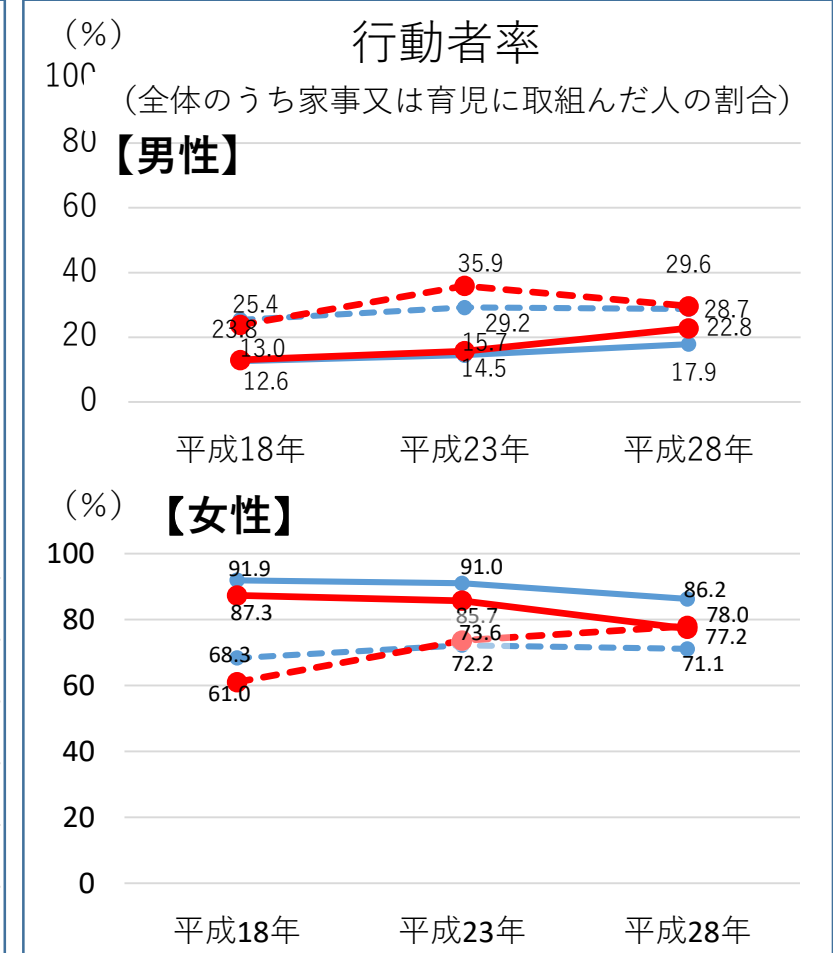
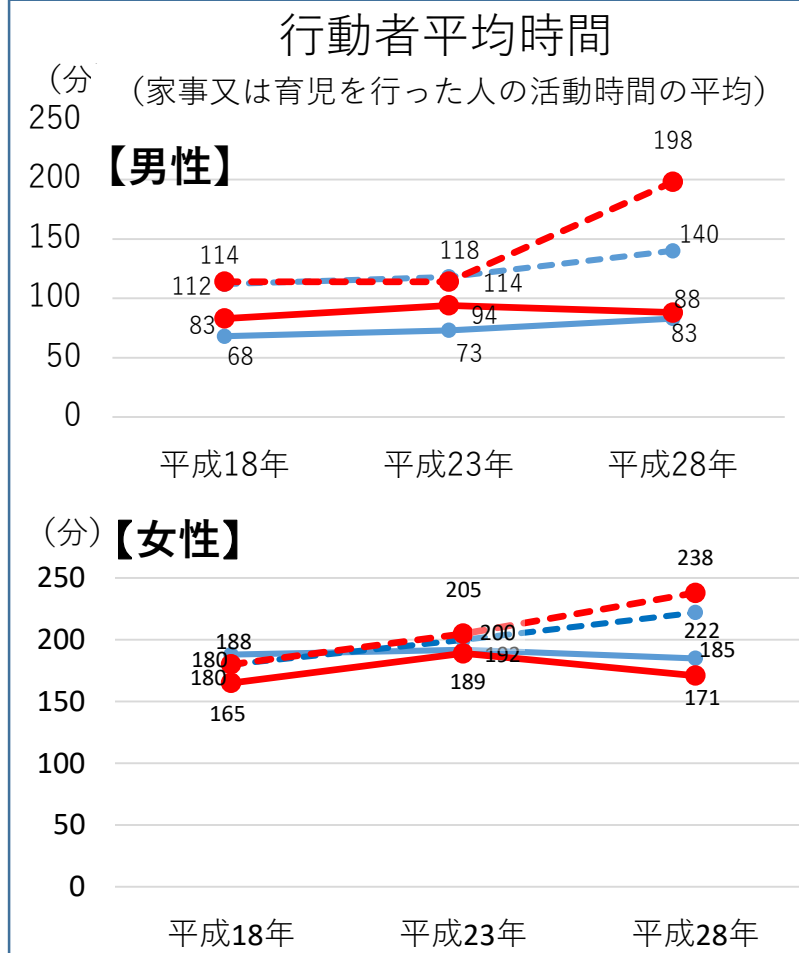
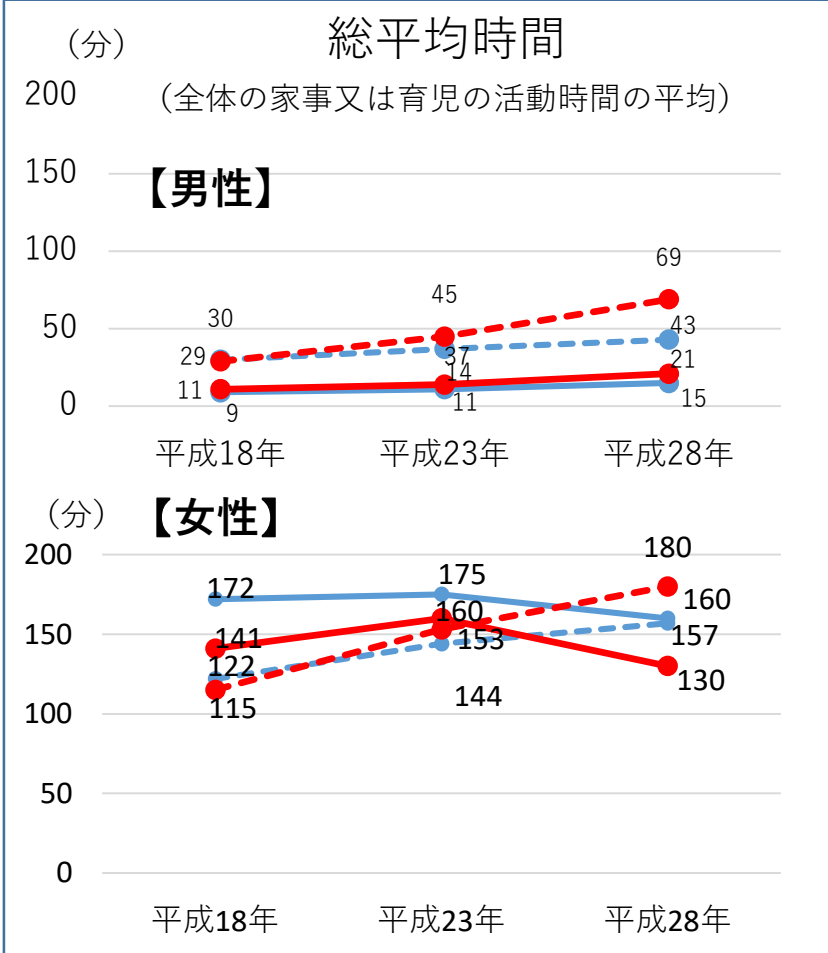
(分)



女性活躍の現状

24 男性と女性の平均生活時間【家事・育児】（都・全国）

- 平成28年における男性の総平均時間、行動者平均時間、行動者率は、家事・育児ともに都が全国を上回っている。
- 平成28年の都内男性の育児の総平均時間は5年前より増加したものの、行動者率は低下している。



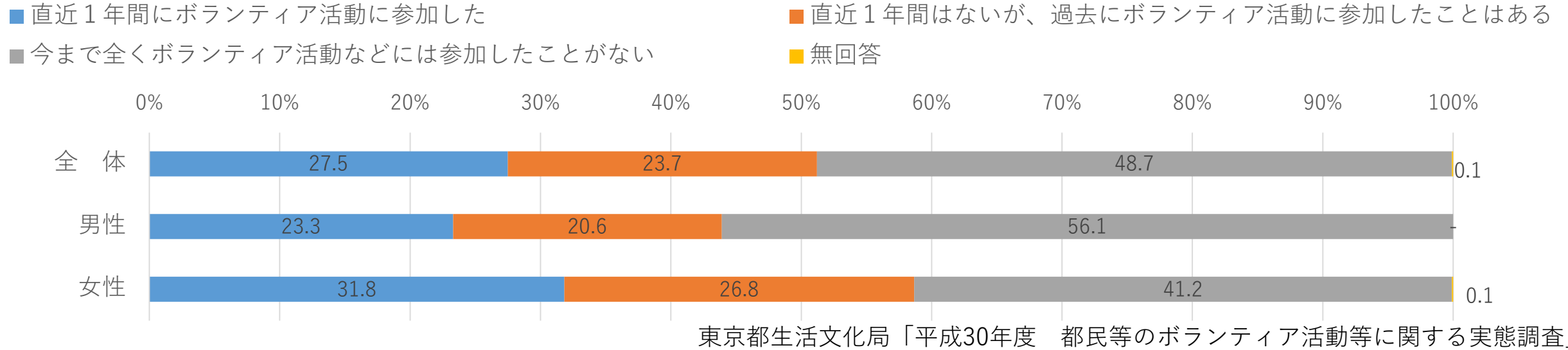
● 全国(家事) -●- 全国(育児)
● 東京都(家事) -●- 東京都(育児)

女性活躍の現状

25 ボランティア活動行動者率（都）／自治会長に占める女性の割合（都）

- 直近1年間にボランティア活動に参加した都民の割合は女性が男性を上回っている。
- 自治会長に占める女性の割合は、令和2年度で12.1%で全国平均を上回っている。

ボランティア活動行動者率（都）



自治会長に占める女性の割合（都）

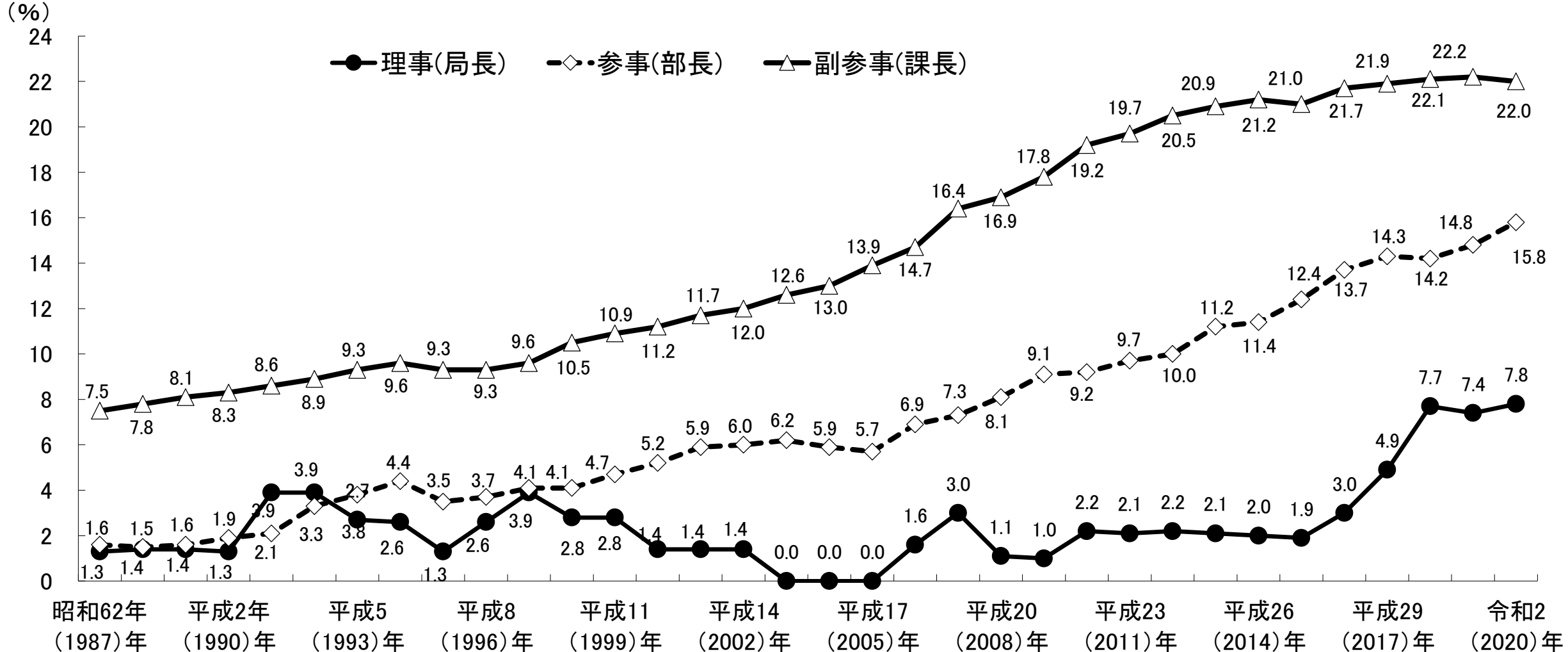
(%)

	令和2年度	和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
東京都	12.1	11.4	11.7	9.9	9.4	8.9
全国平均	6.1	5.9	5.7	5.4	5.2	4.9

女性活躍の現状

26 都職員の階層別女性比率（管理職の推移（都）

○ 令和2（2020）年の都職員（管理職）の女性比率は、副参事（課長）22.0%、参事（部長）15.8%、理事（局長）7.8%となっている。

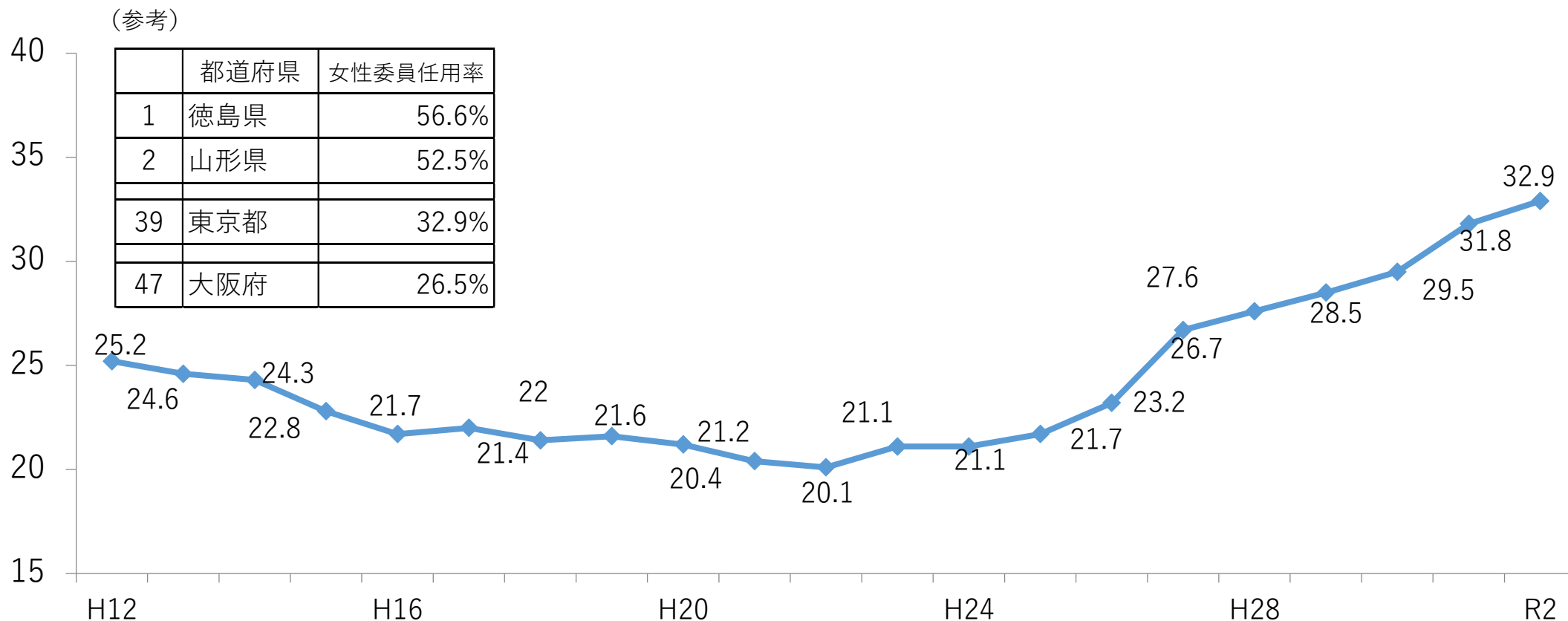


女性活躍の現状

27 審議会等の女性委員任用状況（都）

○ 都の審議会等における女性委員任用率は、令和2年4月1日時点で32.9%となっている。

審議会等の女性委員任用状況（都）

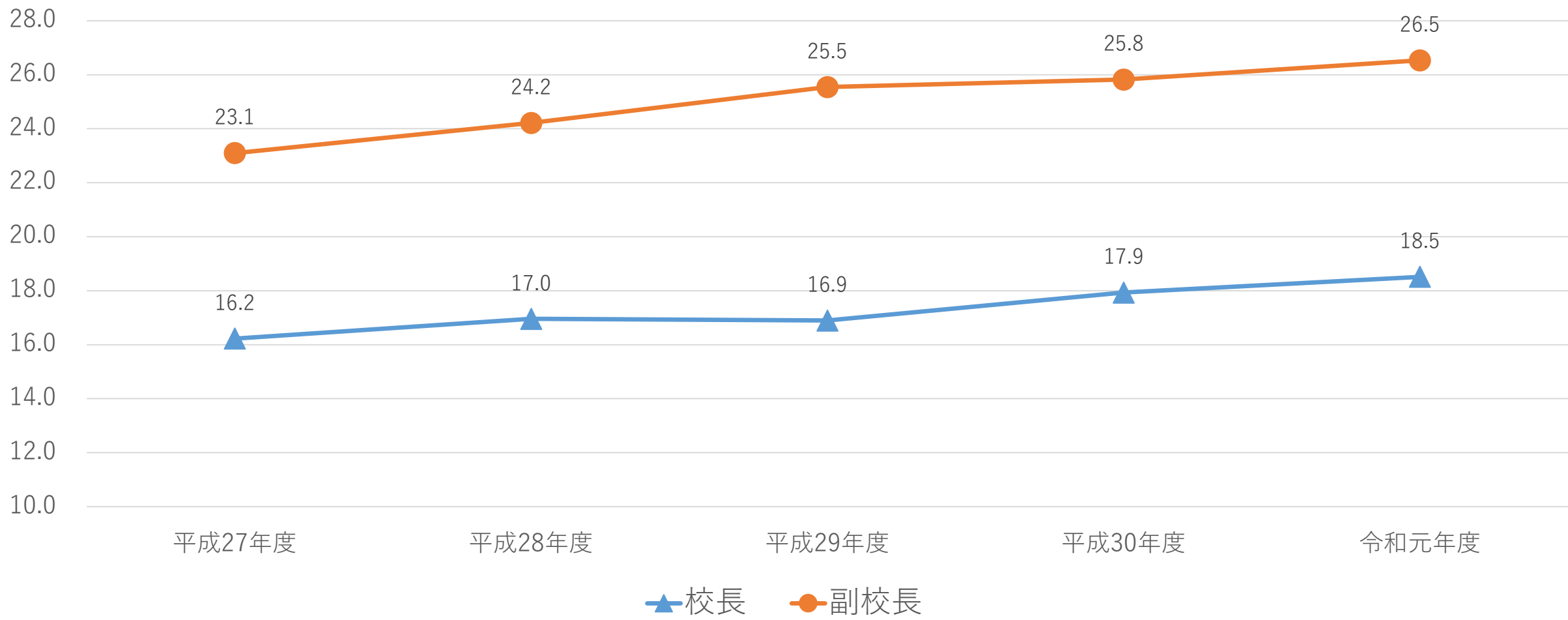


東京都生活文化局「審議会等における女性委員任用率の実績」
内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和2年度）」

女性活躍の現状

28 校長及び副校長における女性比率の推移（都）

○ 都内公立学校における校長及び副校長の女性比率は、令和元年度において校長18.5%、副校長26.5%となっている。



※公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の合計

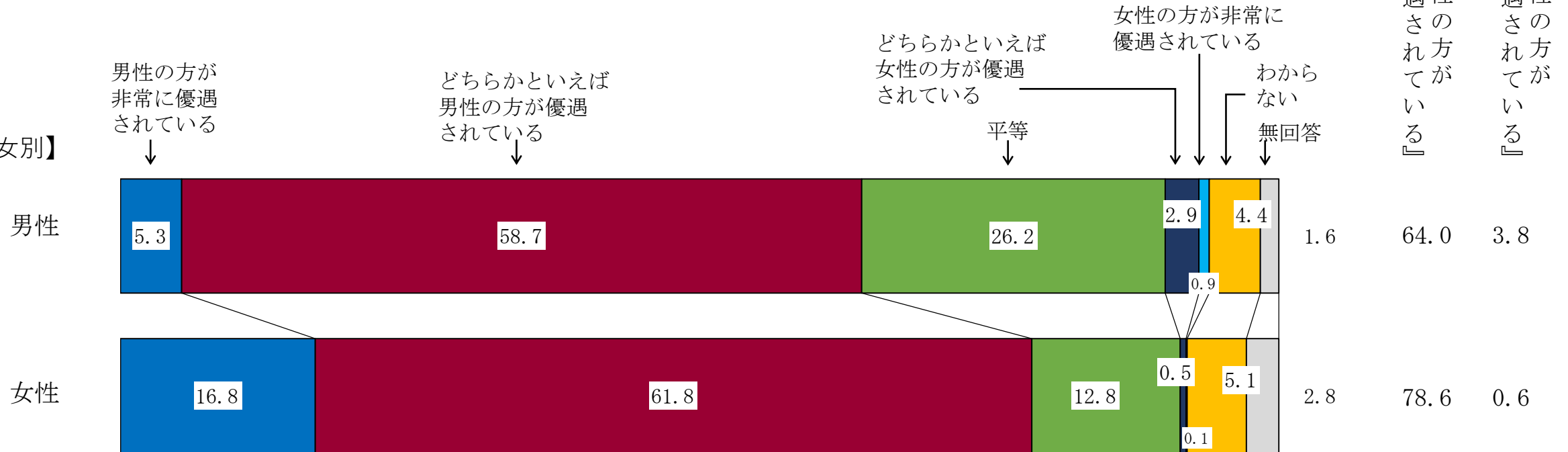
女性活躍の現状

29 男女の地位の平等感（都）

○ 男女の地位の平等感について、『男性の方が優遇されている』と答えた割合は、女性が男性よりも約15ポイント高い。

男女の地位の平等感（全体として）

【男女別】



女性活躍の現状

30 自殺者数（都）

○ 令和2年における都内自殺者数は、男性・女性ともに増加している。

【男女別自殺者数比較（平成30年・令和元年）】（都）

	平成30年	令和元年	対前年 増減	増加率
男性	1,502	1,386	-116	-7.7%
女性	742	721	-21	-2.8%
計	2,244	2,107	-137	-6.1%

【男女別自殺者数比較（令和元年・令和2年）】（都）

	令和元年	令和2年	対前年 増減	増加率
男性	1,386	1,414	28	2.0%
女性	721	817	96	13.3%
計	2,107	2,231	124	5.9%

厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室、
警察庁生活安全局生活安全企画課

「平成30年中における自殺の状況、令和元年における自殺の状況、和2年中における自殺の状況」より作成

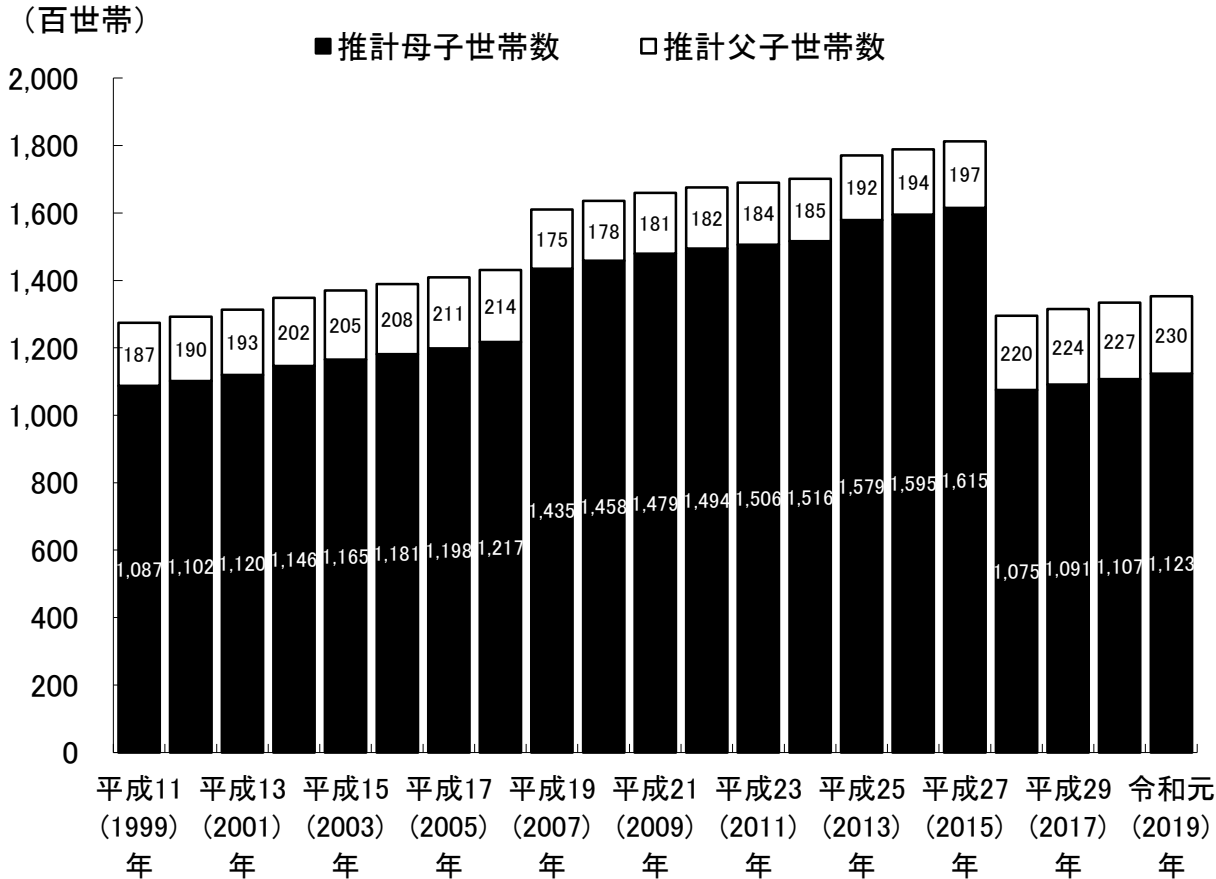
※本統計は、自殺の発生地における計上であり、自殺者の居住地とは異なる。

女性活躍の現状

31 母子世帯・父子世帯の推計値（都）／母子世帯・父子世帯の平均年間収入（都・全国）

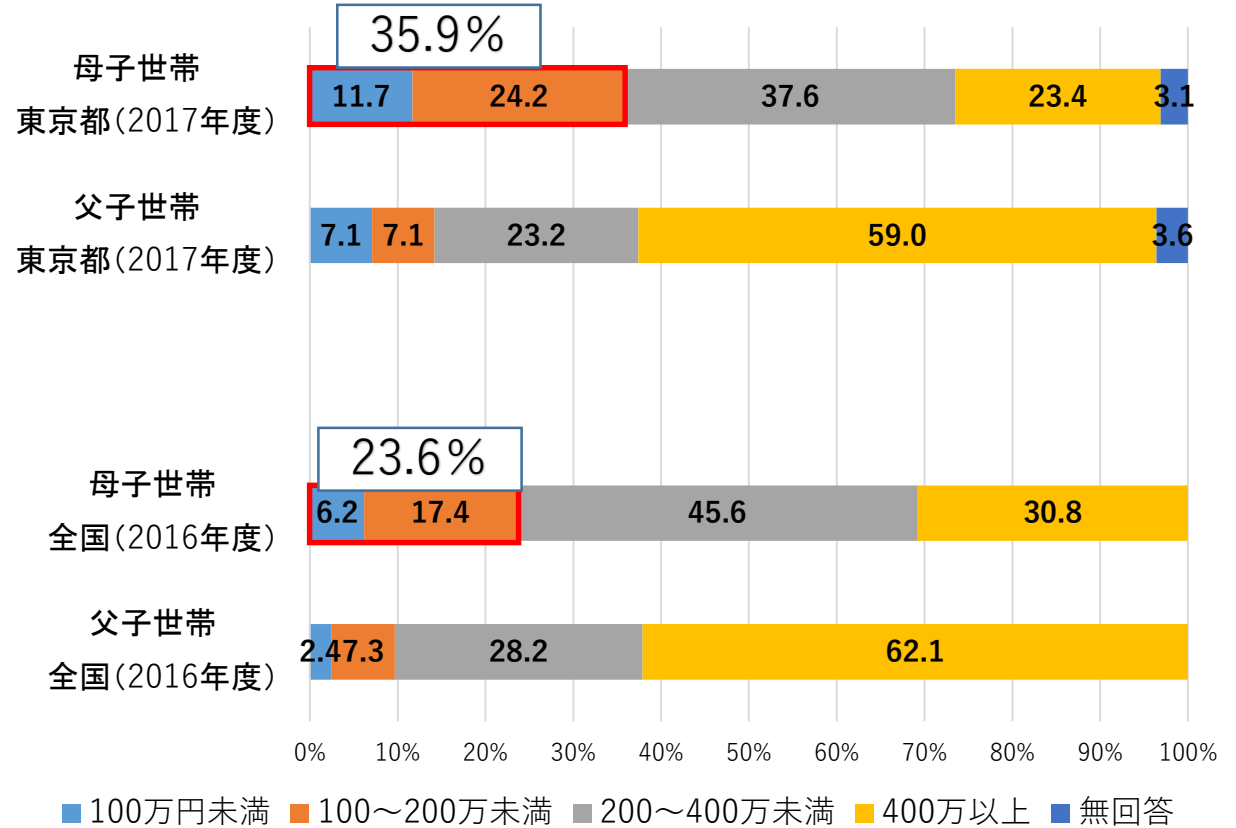
○ 母子世帯数・父子世帯数は、いずれも平成28年から漸増している。

母子世帯・父子世帯の推計値（都）



東京都福祉保健局「都民の生活実態と意識」
東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」

母子世帯・父子世帯の平均年間収入（都・全国）

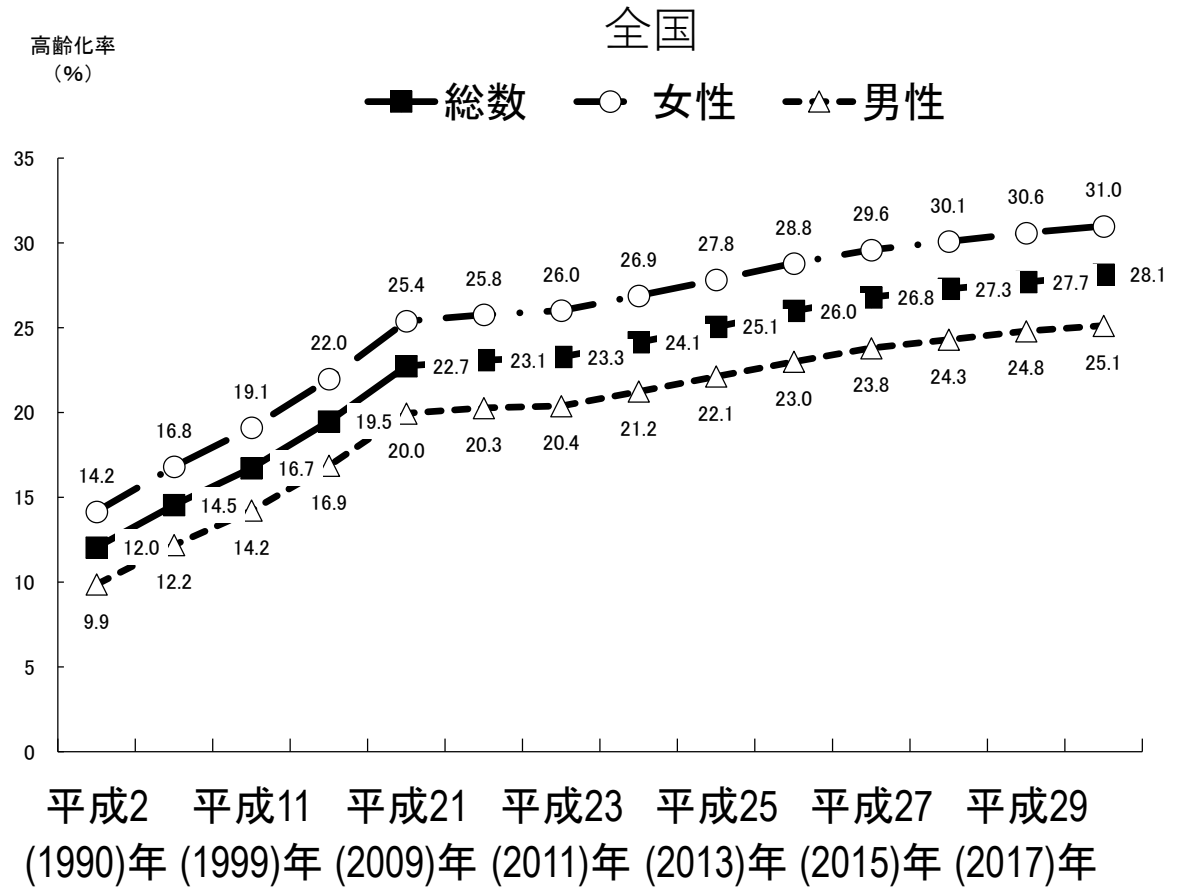
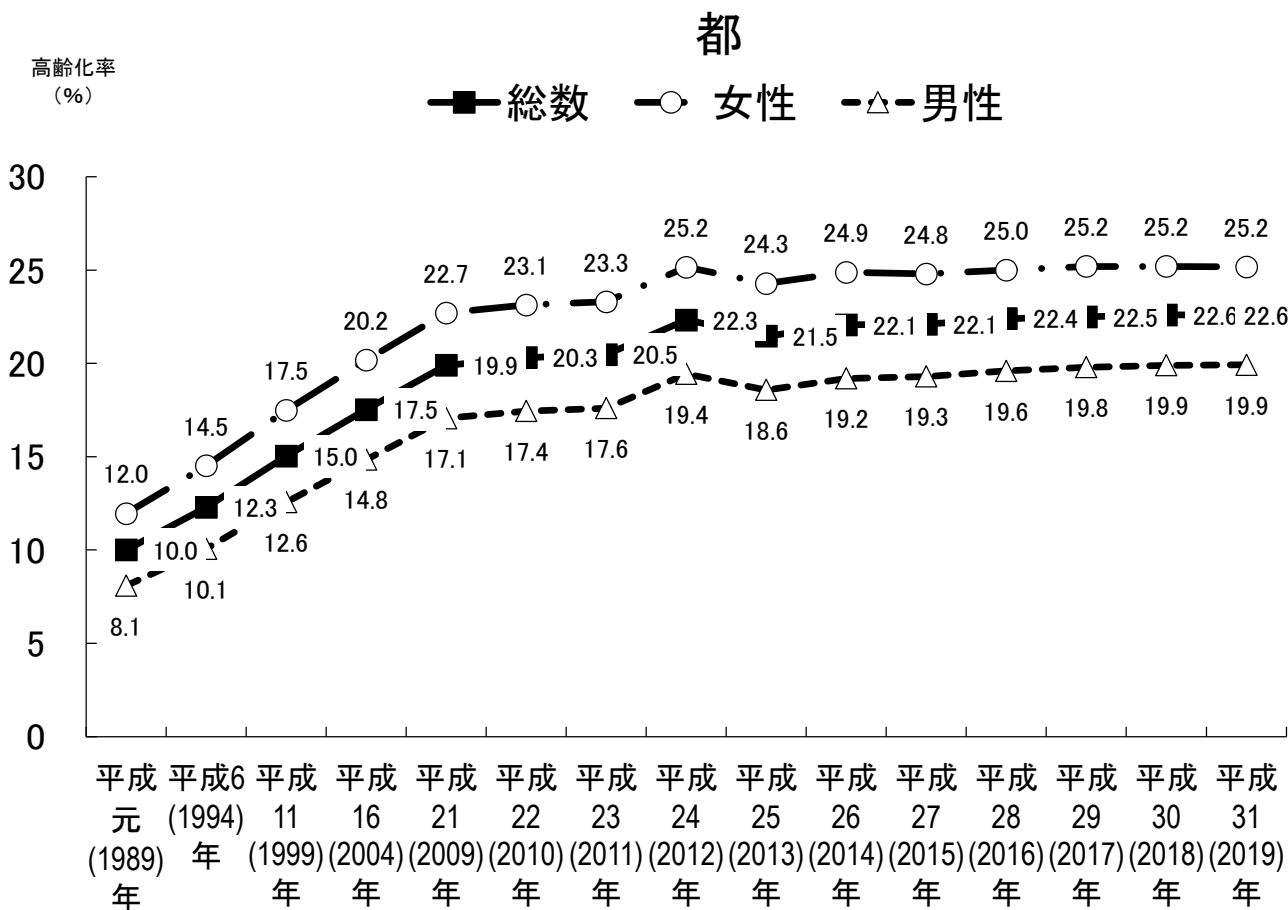


東京都福祉保健局「平成29年度東京都福祉保健局基礎調査」
厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」

女性活躍の現状

32 65歳以上人口の割合（高齢化率）（都・全国）

○ 65歳以上の高齢化率は、都内では女性25.2%、男性は19.9%となっている。

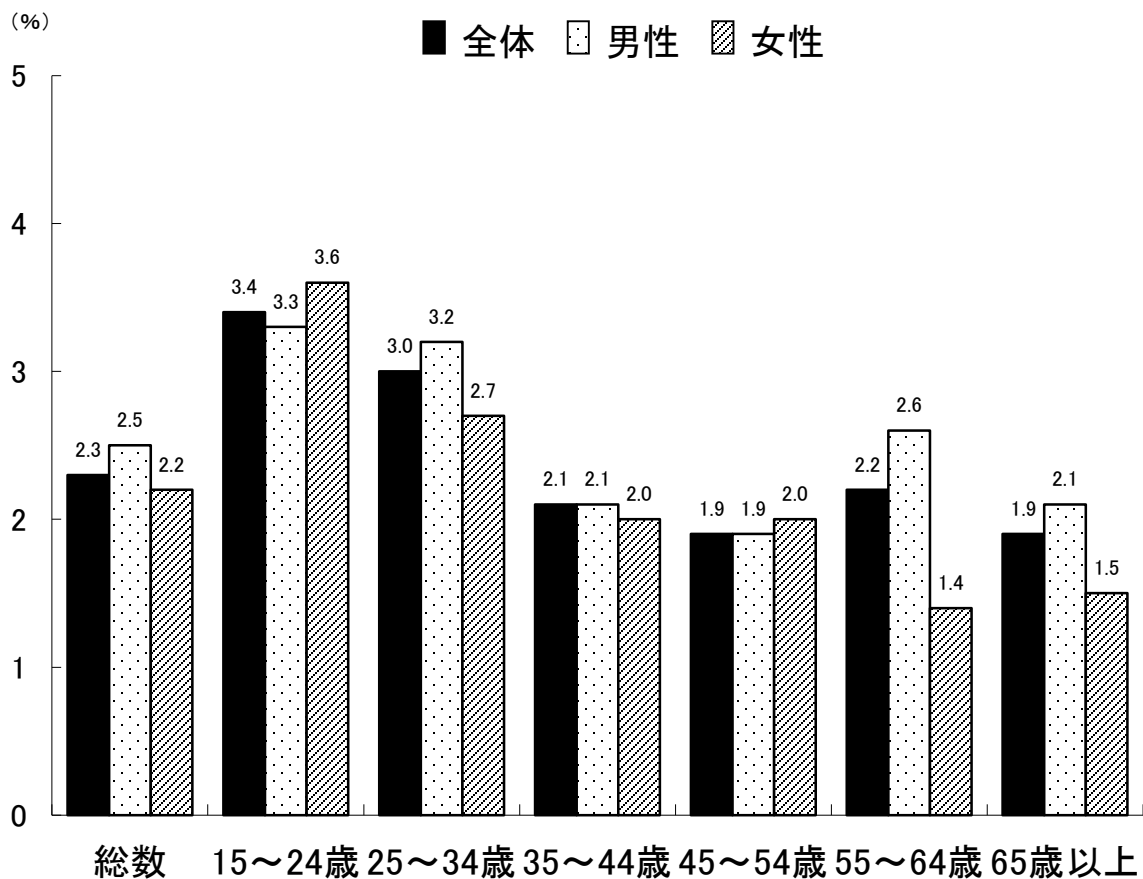


女性活躍の現状

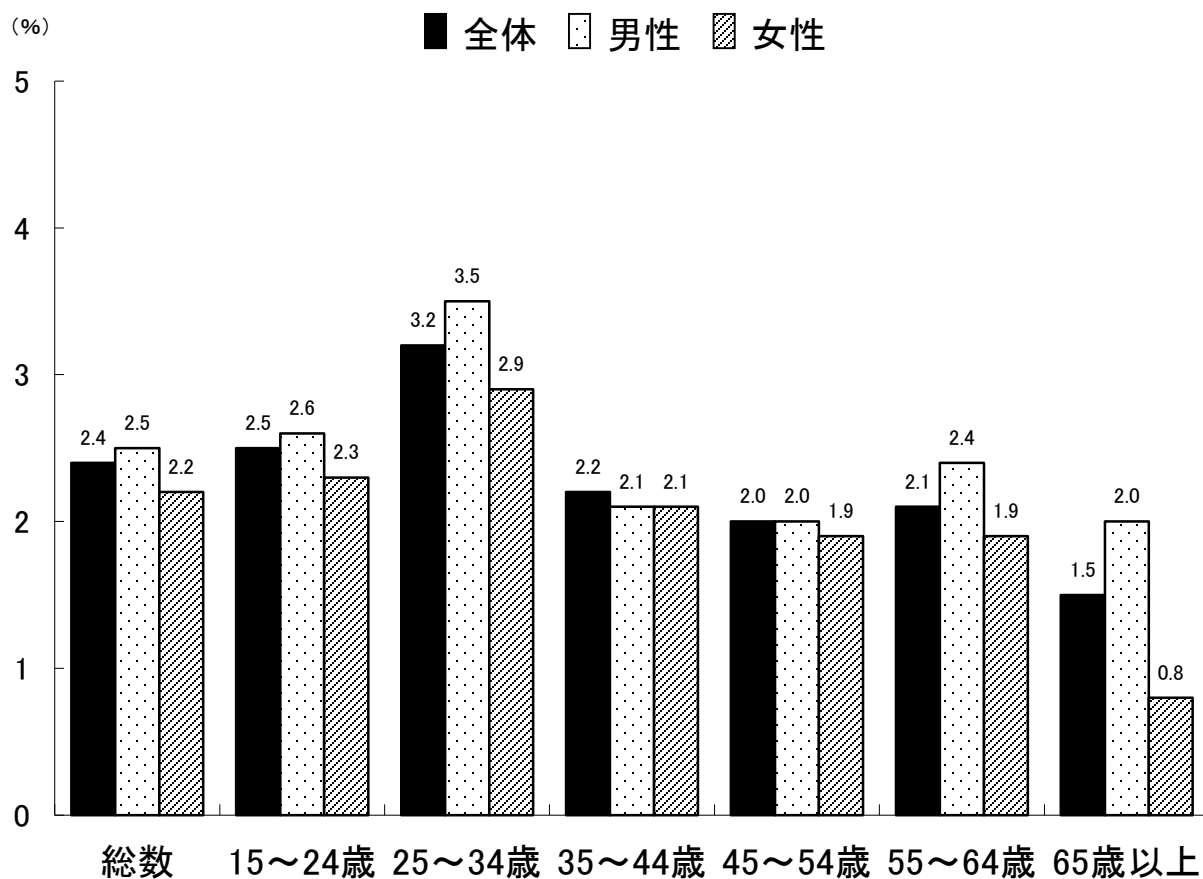
33 性・年齢別完全失業率（都・全国）

○ 性・年齢別の完全失業率では、都内では「15～24歳」、全国では「25～34歳」が最も高くなっている。

都



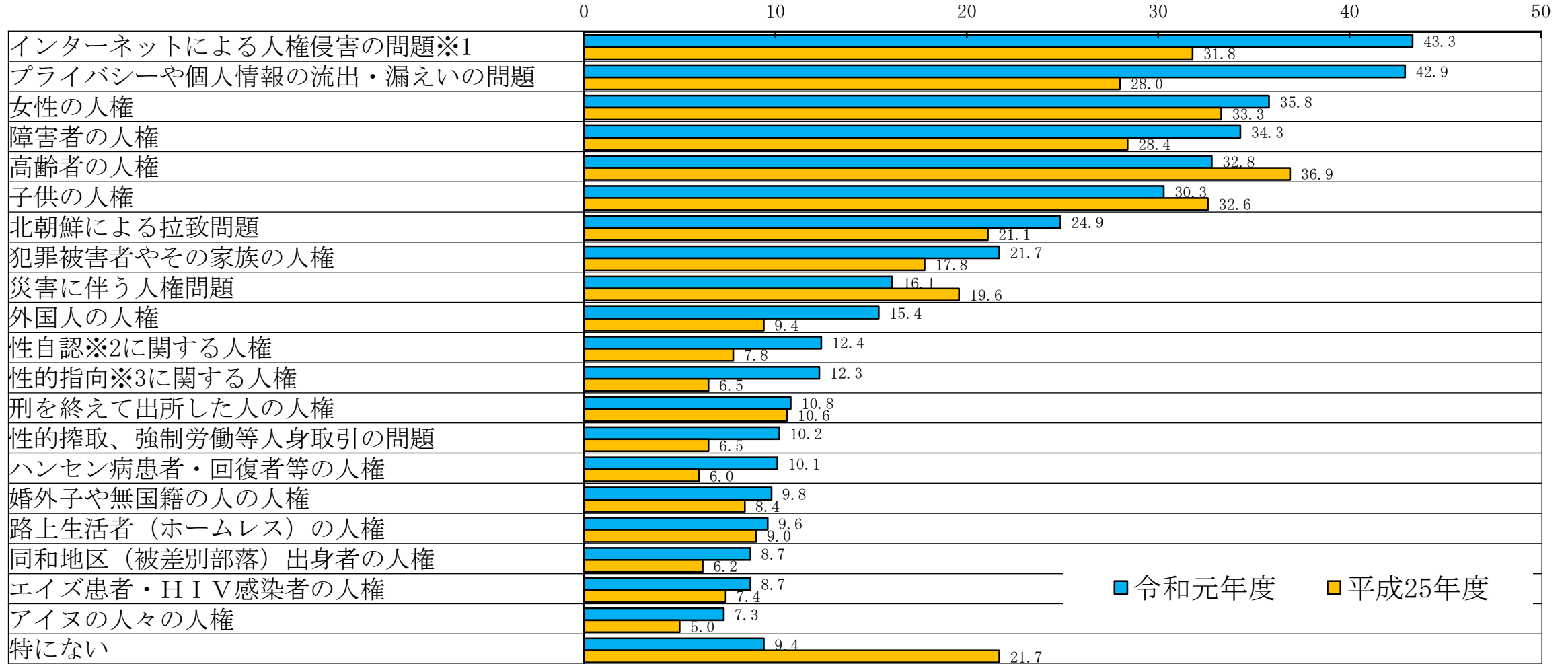
全国



女性活躍の現状

34 関心のある人権問題（都）

○ 関心のある人権問題について聞いたところ、令和元年度においては、「インターネットによる人権侵害の問題」43.3%が最も多く「プライバシーや個人情報の流出・漏洩の問題」42.9%、「女性の人権」35.8%の順に多かった。



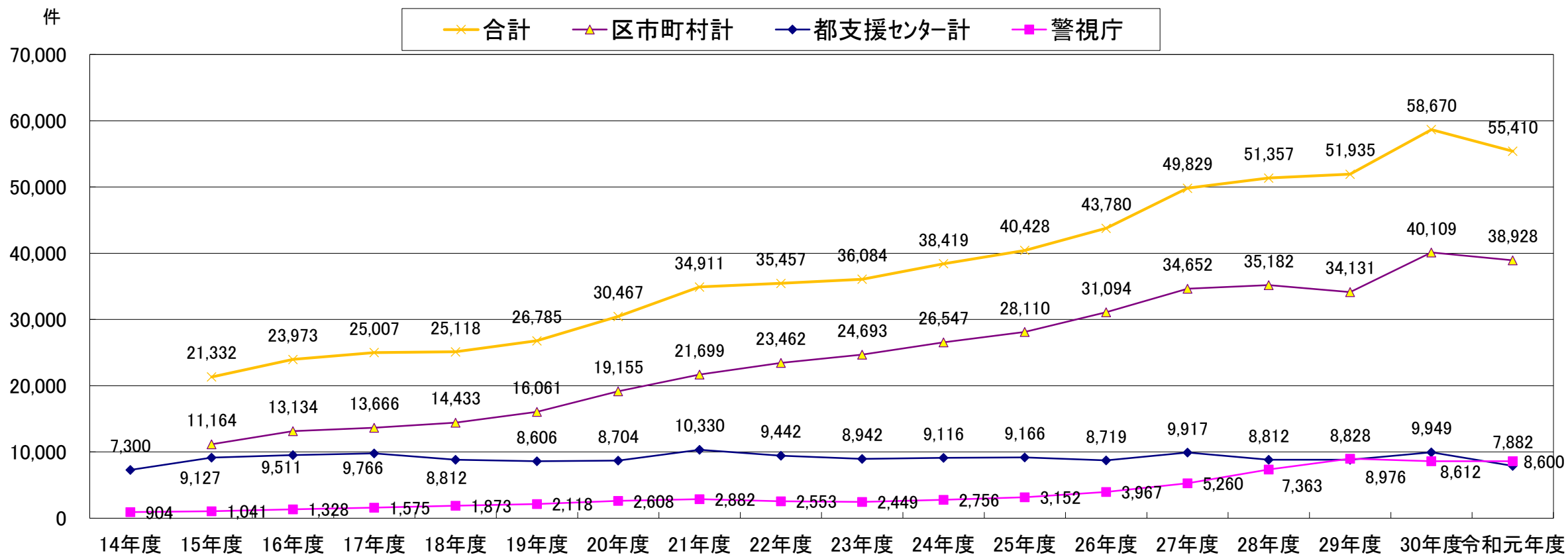
※1 他人の誹謗中傷、差別を助長する情報の掲出等
 ※2 自己の性別についての認識

※3 自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向

配偶者暴力対策の現状

1 都内各相談機関における配偶者暴力相談件数の推移

- 都内の各相談機関における配偶者暴力相談件数は、都の配偶者暴力相談支援センターの件数は漸減傾向にあるものの、区市町村の件数は増加傾向にあり、都内全体でも増加傾向にある。
- 区において配偶者暴力相談支援センターが整備される等、被害者が身近なところで相談できる体制が整いつつあることも一因と考えている。

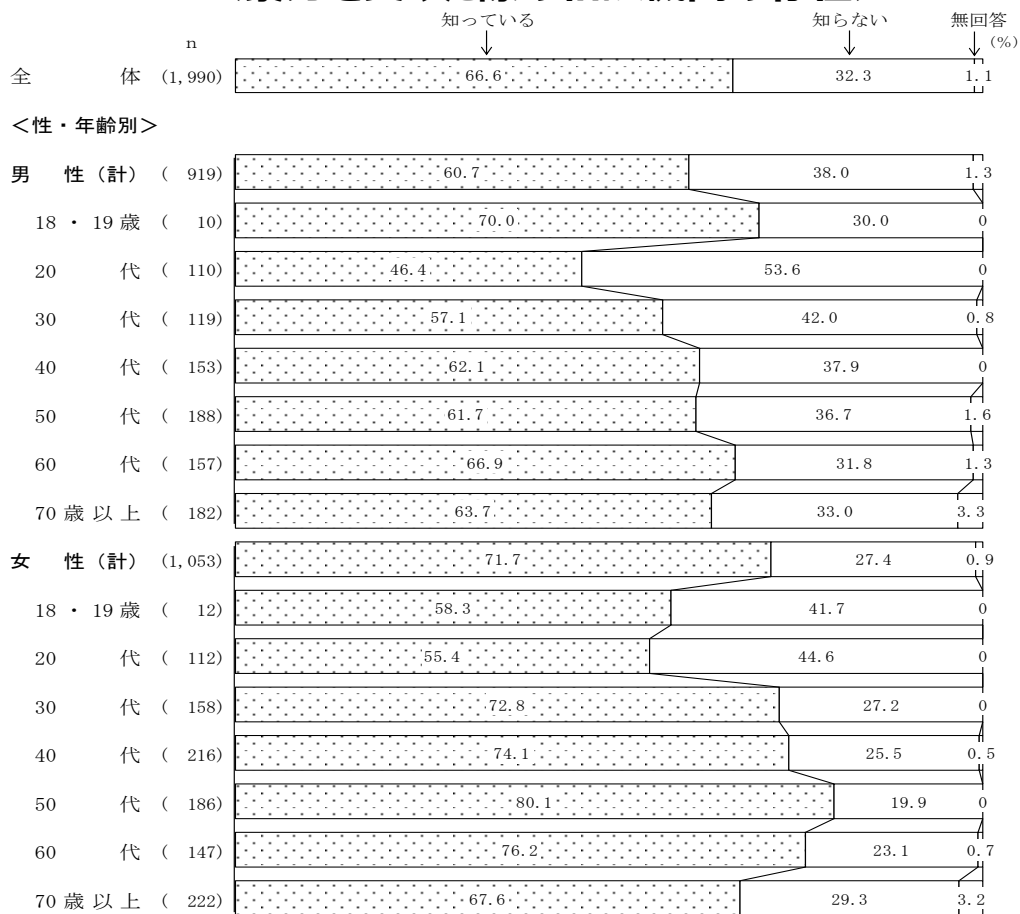


配偶者暴力対策の現状

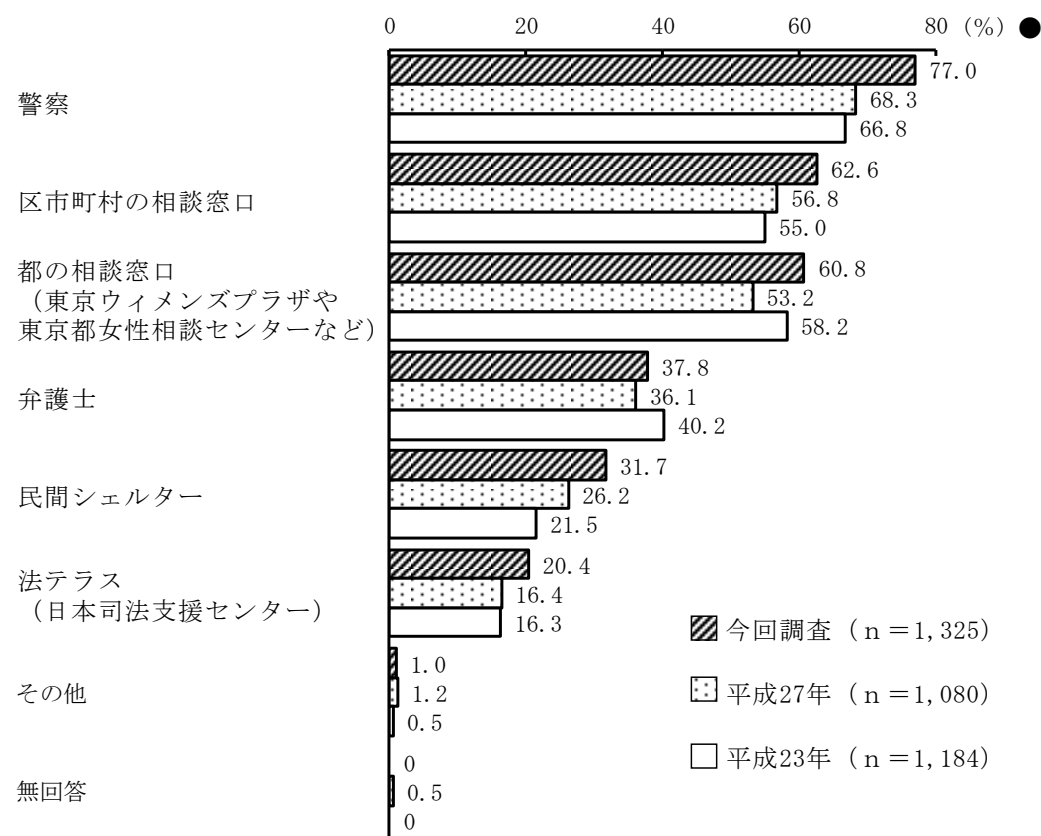
2 都の配偶者暴力相談支援センターの認知度

- 暴力を受けた際の相談機関の存在の認知度は、男性（計）約6割に対して、女性（計）は約7割。概ね若年層ほど低い傾向にある。
- 都の相談窓口の認知度は、警察、区市町村の窓口につき、約6割となっている。

<暴力を受けた際の相談機関の存在>



<各相談機関の認知度>

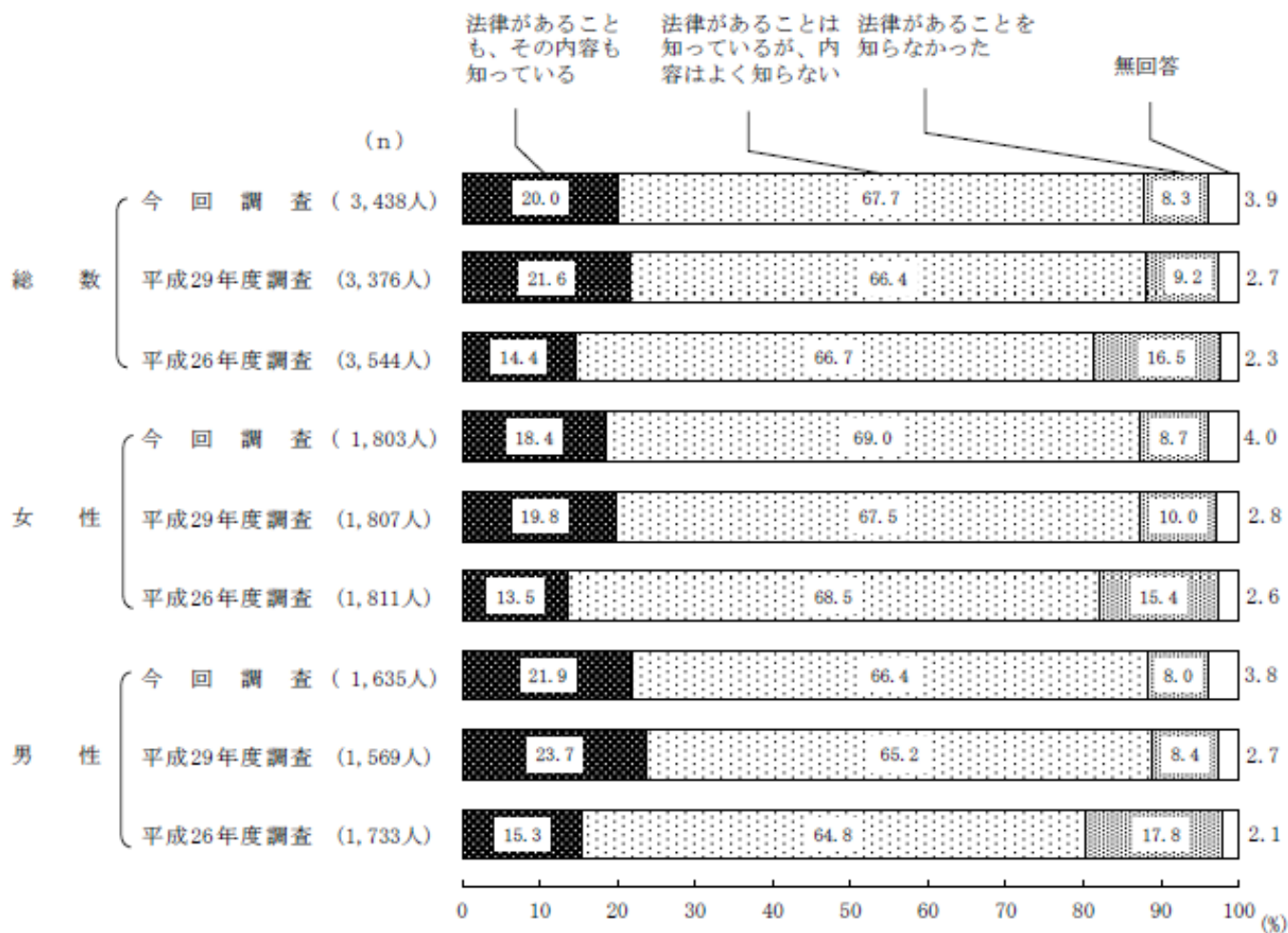


配偶者暴力対策の現状

3 DV防止法の認知度

○ 時系列比較でみると、近年は認知度に大きな変化は見られない。

図 1-3-2 DV防止法の認知度 一時系列比較



配偶者暴力対策の現状

4 普及啓発の実施

○ 配偶者等暴力の防止に係るパンフレットやPRカードの配布、講演会等の実施により、配偶者等暴力についての理解を深めるよう取り組んでいる。

<パンフレット>

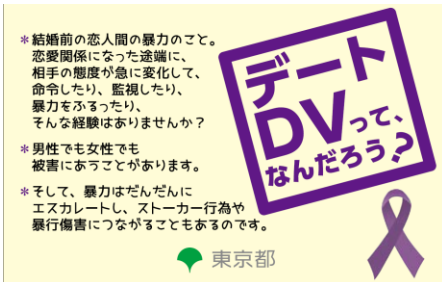
「配偶者や交際相手からの暴力で悩んでいませんか」



<DV防止講演会開催実績>

年度	テーマ
29	第1回 配偶者暴力（DV）と子供 ～知って、気づいて、行動するために～ 第2回 『それも配偶者暴力（DV）です』 －見えない暴力（モラル・ハラスメント）に気づくために－
30	第1回 『子供の発達と配偶者暴力（DV）』 第2回 配偶者暴力（DV）～これってフツウなの！？まず気づくことから始めよう～
元	第1回 これもDV（配偶者暴力）？！“不機嫌”という名の暴力 ～家庭内「モラル・ハラスメント」を知り、本当の自分を取り戻す～ 第2回（コロナ禍のため開催中止） －あなたは悪くない－ 配偶者暴力（DV）に気づくために
2	配偶者暴力（DV）から子供と私の安全・安心な暮らしを取り戻すために（リモート開催）

<デートDVカード>



配偶者暴力対策の現状

5 早期発見体制の充実

- 都・区市町村実施の研修への参加割合は、民間支援団体では約8割となっている。
- 被害者対応マニュアルについては、児童相談所・子供家庭支援センターで約7割、幼稚園等で約5割がマニュアルを持っていない。

<都・区市町村実施の研修への参加の有無>

機関等種別	合計	はい	いいえ
病院	52	21	31
	100%	40.4%	59.6%
警察	102	24	78
	100%	23.5%	76.5%
民間支援団体	13	10	3
	100%	76.9%	23.1%

<被害者対応マニュアルの有無>

機関等種別	合計	独自のマニュアルを作成している	他機関作成のマニュアルを利用している	マニュアルはない
警察	102	102	0	0
	100%	100.0%	0.0%	0.0%
児童相談所・子供家庭支援センター	56	6	12	38
	100%	10.7%	21.4%	67.9%
弁護士会・法テラス	4	2	0	2
	100%	50.0%	0.0%	50.0%
幼稚園・保育所・こども園	147	45	30	72
	100%	30.6%	20.4%	49.0%
民間支援団体	13	7	2	4
	100%	53.8%	15.4%	30.8%

配偶者暴力対策の現状

6 都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実

○ 区市町村への支援として、相談員向け研修や、解決に苦慮する事例について指導・助言を行うスーパーバイズを実施し、区市町村相談員の資質の向上を図っている。

<都の主な取組>

- ・区市町村等向けの相談員養成講座
- ・コーディネート研修
- ・民間団体向け研修
- ・「配偶者暴力被害者支援基本プログラム改定版」の配布

<相談員養成講座 実績>

年度	参加人数
令和元年	202
平成30年	279
平成29年	195
平成28年	207

<コーディネート研修 実績>

年度	参加人数
令和元年	204
平成30年	182
平成29年	128
平成28年	230

<東京ウィメンズプラザスーパーバイズ実績>

- 令和元年度
- ・実施日：月1回
- ・スーパーバイザー：大学教授

<区市町村向けスーパーバイズ実績>

- 令和元年度
- ・実施日：月1回
- ・実施方法：希望区市女性センター等の相談事例をもとに実施
- ・スーパーバイザー：臨床心理士

配偶者暴力対策の現状

7 身近な地域での相談窓口の充実

- 都は、区市町村の配偶者暴力相談支援センターの機能整備促進に取り組んでいるものの、目標に達していない。
- 区市町村を訪問して、センター機能整備に向けた助言などの技術的支援を行っている。（アウトリーチ活動）
- 相談・支援体制が不十分な区市町村に対して、出前講座等を実施し、体制強化を支援している。

目標項目	目標	令和2年度までの実績
区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備団体数	20団体	17団体
配偶者暴力相談支援センター整備促進等に向けて、訪問して働きを行う区市町村数	年間20団体	令和元年度 24団体

<アウトリーチ活動の実績>

- 令和元年度
14団体（7区、7市）

<出前講座の実績>

- 令和元年度
20か所（参加人数：605人）

<配偶者暴力相談支援センター整備区（設置順）>

港区、板橋区、江東区、中野区、豊島区、葛飾区、練馬区、台東区、荒川区、北区、江戸川区、杉並区、新宿区、大田区、世田谷区、文京区、品川区

配偶者暴力対策の現状

8 被害者の状況に応じた相談機能の充実

- 東京ウィメンズプラザにおける男性被害者からの相談件数は、増加傾向にある。
- 主に若年層を対象にLINEを活用した相談を1か月試行。友だち登録数は約7,800を超え、電話相談と比較すると若年層が多かった。
- 令和2年度に、LINE相談及び外国語（5言語）による電話相談を試行実施。令和3年度より本格実施予定。

<東京ウィメンズプラザの男性相談概要>

- 1 電話相談
毎週月曜日・水曜日
17:00～20:00
毎週土曜日 14:00～17:00
- 2 面接相談
毎週水曜日 19:00～20:00

<男性被害者からの相談件数>

年度	件数
令和元年	191
平成30年	190
平成29年	144
平成28年	146

東京ウィメンズプラザ集計

<都の配偶者暴力相談支援センターにおける障害者である被害者からの相談件数>

年度	件数
令和元年	172
平成30年	104
平成29年	118
平成28年	123

内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」

R2試行実施

<LINE相談「ささえるライン@東京」相談>

- R2試行（1か月）実施結果
・友だち登録 7,807人
（登録者の8割が20・30代）
DV相談203件
（30代が約半数）

<外国語による電話相談>

- 対応言語（5言語）
英語、中国語、韓国語、タイ語、
タガログ語
- 相談日・相談時間
火曜日、木曜日、金曜日
13:00～16:00
（祝日、年末年始除く）

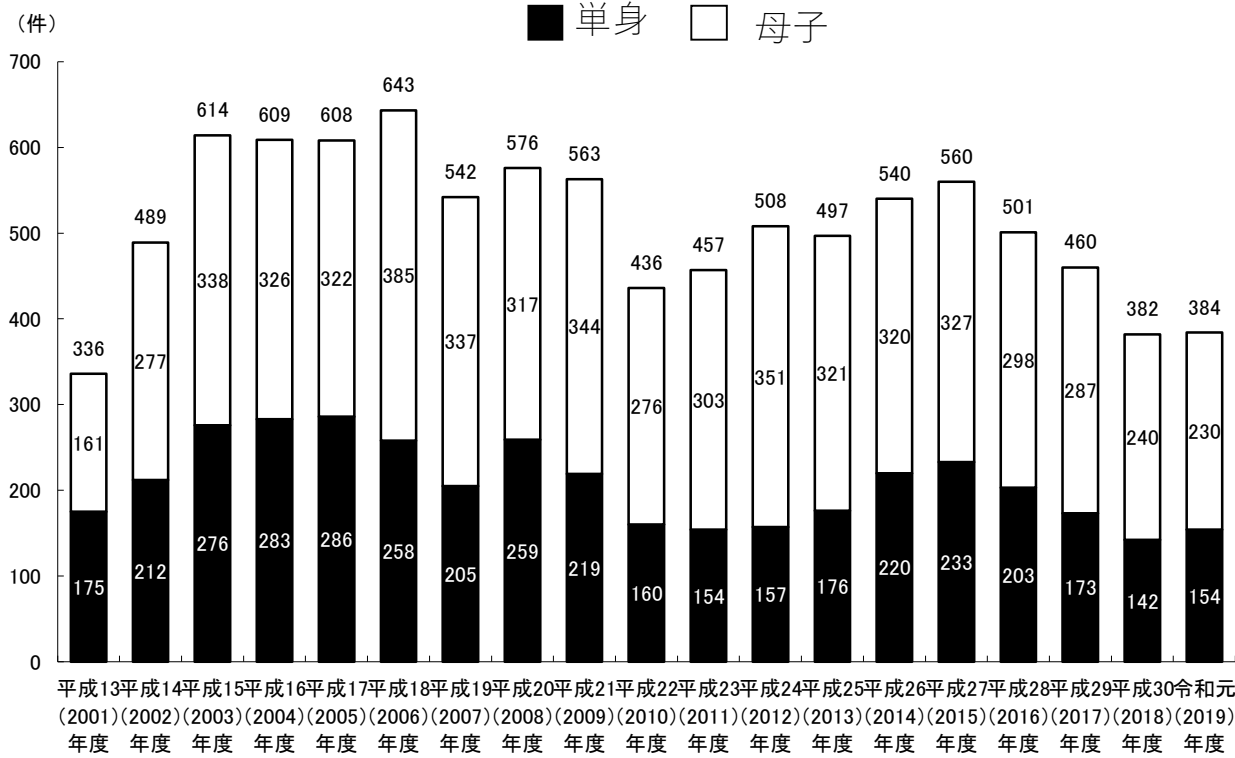
上記、いずれもR3より本格実施予定

配偶者暴力対策の現状

9 保護体制の整備

- 都の配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護件数は、単身での保護よりも母子での保護が多い。
- 面接相談をした被害者の約8割が子供を有しており、そのうち約4割が「子供の安全」、約3割が「子供の心」を不安に思っている。

<都の配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護件数の推移>



東京都生活文化局調査

<被害者（面接相談）の子供の有無>

受付機関	全体	あり	なし	妊娠中	無回答(不明)
合計	83	69	12	1	1
	100%	83.1%	14.5%	1.2%	1.2%
ウィメンズプラザ	21	19	1	1	0
	100%	90.5%	4.8%	4.8%	0.0%
女性相談センター	62	50	11	0	1
	100%	80.6%	17.7%	0.0%	1.6%

<子供に係る不安（複数回答）>

受付機関	全体	子供の安全	子供の心	学校・保育園	親権	その他	無回答
合計	69	30	24	15	12	5	16
	100%	43.5%	34.8%	21.7%	17.4%	7.2%	23.2%
ウィメンズプラザ	19	6	6	3	3	4	7
	100%	31.6%	31.6%	15.8%	15.8%	21.1%	36.8%
女性相談センター	50	24	18	12	9	1	9
	100%	48.0%	36.0%	24.0%	18.0%	2.0%	18.0%

東京都生活文化局

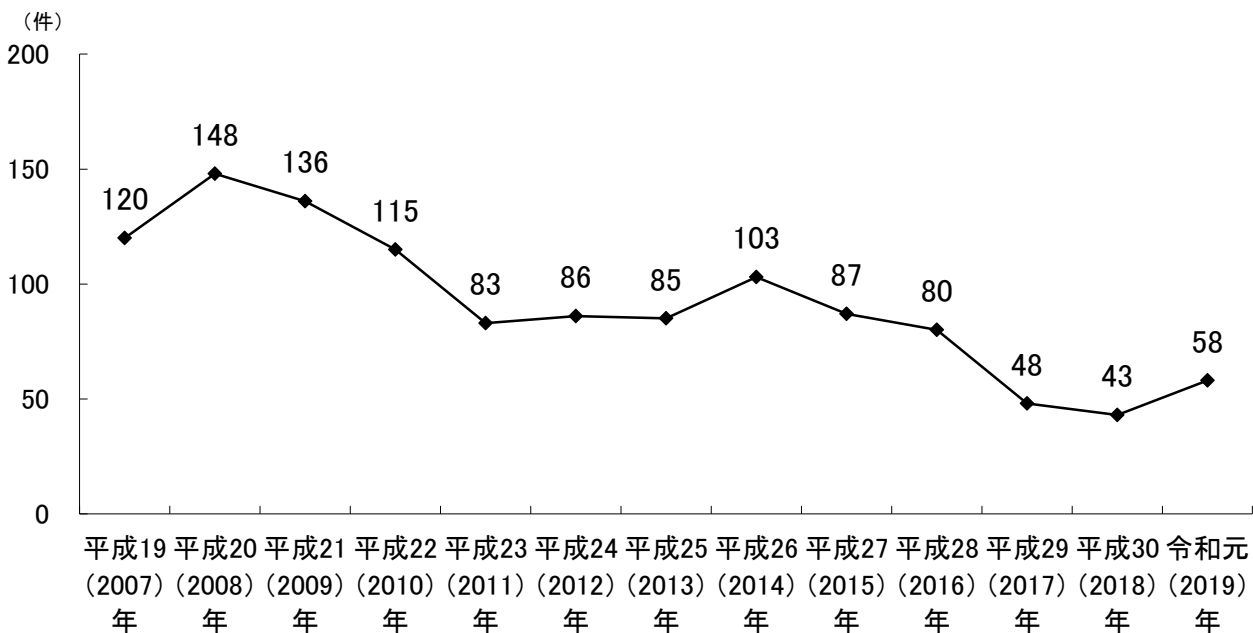
「令和元年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査」

配偶者暴力対策の現状

10-1 安全の確保と加害者対応

- 配偶者からの暴力に関する保護命令発令件数は減少傾向にある。
- 加害者による追跡があった被害者は約3割となっている。加害者からの問合せについては、児童相談所・警察・法テラス等で約半数が「ある」と回答。

<配偶者からの暴力に関する保護命令発令件数の推移（都）>



警視庁「警視庁の統計」

東京都生活文化局
「令和元年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査」

<加害者による被害者（面接相談）の追跡>

受付機関	合計	あり	なし	分からない	無回答(不明)
合計	83	22	18	32	11
	100%	26.5%	21.7%	38.6%	13.3%
ウィメンズプラザ	21	3	9	8	1
	100%	14.3%	42.9%	38.1%	4.8%
女性相談センター	62	19	9	24	10
	100%	30.6%	14.5%	38.7%	16.1%

<加害者からの問い合わせの有無>

機関等種別	合計	ある	ない	無回答
病院	52	5	47	0
	100%	9.6%	90.4%	0.0%
警察	102	50	52	0
	100%	49.0%	51.0%	0.0%
児童相談所・子供 家庭支援センター	56	24	32	0
	100%	42.9%	57.1%	0.0%
弁護士会・法テラス	4	2	1	1
	100%	50.0%	25.0%	25.0%
民間支援団体	13	1	12	0
	100%	7.7%	92.3%	0.0%

(過去)

機関等種別	合計	ある	ない
幼稚園・保育所・こ ども園	147	5	142
	100%	3.4%	96.6%

配偶者暴力対策の現状

10-2 安全の確保と加害者対応

○ 暴力から逃げられなかった理由としては、「経済的な不安」を挙げる人が約3割で最も多くなっている。「子供のためひとり親は避けたい」、「逃げても見つかり、よりひどい暴力を受ける」がそれぞれ14.5%と続く。

<暴力から逃げられなかった理由（面接相談）（複数回答）>

受付機関	全体	経済的な不安	子供のためひとり親は避けたい	逃げても見つかり、よりひどい暴力を受ける	暴力という認識がなかった	子供を転校等させたくない	逃げる気力がなかった(無力感)	自分が逃げると身内に暴力が及ぶ	周りに支援者がいない
合計	83 100%	26 31.3%	12 14.5%	12 14.5%	9 10.8%	7 8.4%	6 7.2%	6 7.2%	5 6.0%
ウィメンズプラザ	21 100%	5 23.8%	5 23.8%	2 9.5%	2 9.5%	2 9.5%	2 9.5%	2 9.5%	1 4.8%
女性相談センター	62 100%	21 33.9%	7 11.3%	10 16.1%	7 11.3%	5 8.1%	4 6.5%	4 6.5%	4 6.5%

加害者が立ち直ると思った	普段は良い人だから	離婚はよくない	加害者が自分を必要としている	暴力が問題だと思わなかった	その他	分からない	無回答(不明)
5 6.0%	5 6.0%	3 3.6%	2 2.4%	1 1.2%	12 14.5%	8 9.6%	14 16.9%
2 9.5%	1 4.8%	2 9.5%	0 0.0%	1 4.8%	4 19.0%	1 4.8%	3 14.3%
3 4.8%	4 6.5%	1 1.6%	2 3.2%	0 0.0%	8 12.9%	7 11.3%	11 17.7%

配偶者暴力対策の現状

11 総合的自立支援の展開

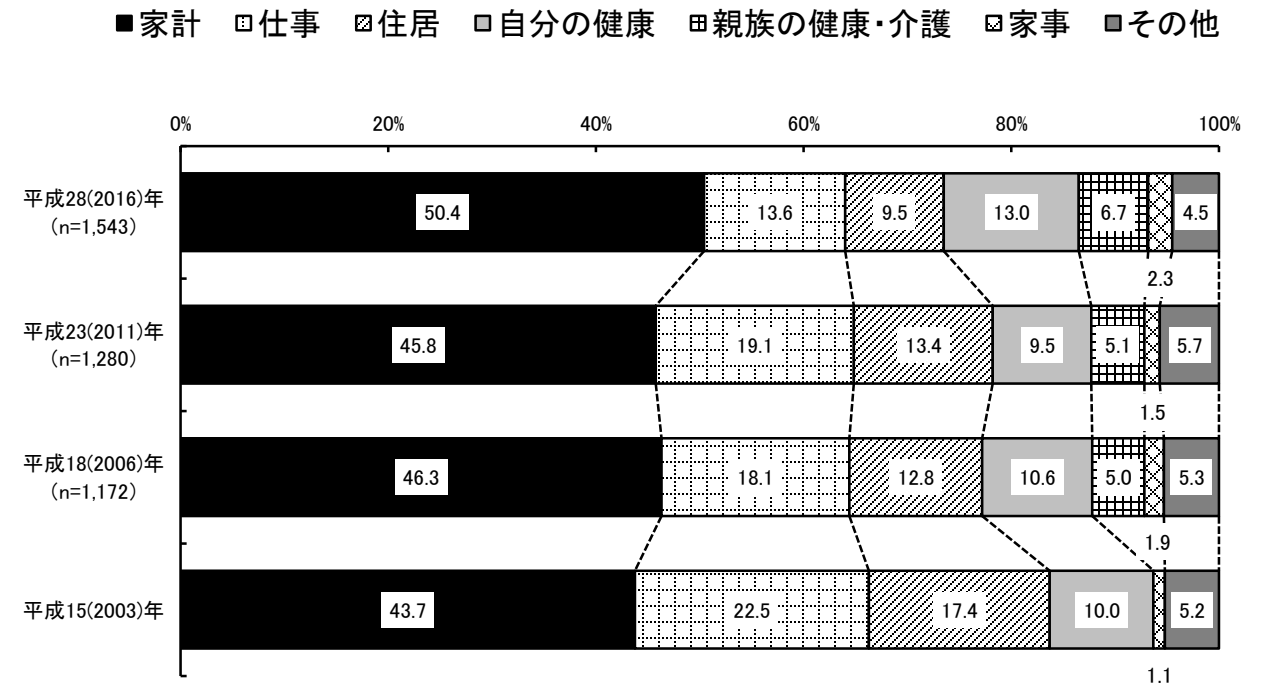
- 東京ウィメンズプラザにおいて、心理的サポートと自立支援情報の提供を行う自立支援講座を実施している。
- 母子家庭の困りごとは、「家計」の割合が多い。

<自立支援講座 実績>

年度	参加人数 (延べ)
令和元年	229
平成30年	261
平成29年	280
平成28年	327

東京ウィメンズプラザ集計

<ひとり親世帯の困りごと（全国）<母子家庭>>



配偶者暴力対策の現状

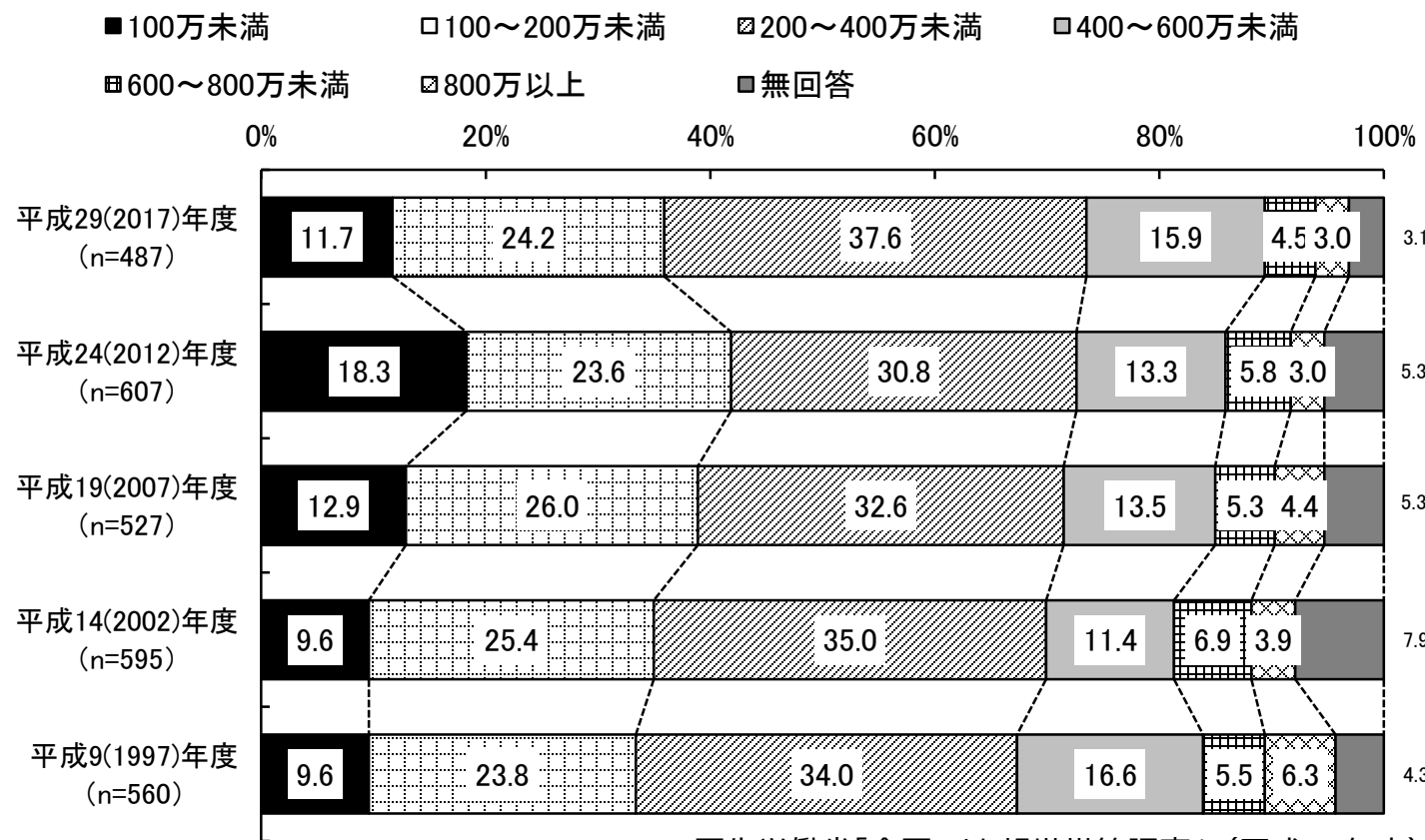
12 安全で安心できる生活支援・就労支援・住宅確保のための支援

○ ひとり親世帯の年収は少なく、就労や住居に関する様々な公的機関の支援が必要。

<都の主な取組>

- 住民基本台帳の閲覧等の制限についての指導の徹底
- 「配偶者暴力被害者支援基本プログラム改定版」の配布等による医療保険や年金等各種制度に関する適切な情報提供
- 都立高等学校の転学における柔軟な対応などの就学支援
- 東京しごとセンター等における就労支援、職業能力開発センター等による職業訓練
- 東京ウィメンズプラザでのマザーズハローワークとの連携による自立支援講座
- 住宅セーフティネット法に基づく、DV被害者などの民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

参考 <ひとり親世帯の年間平均収入（都）> <母子家庭>



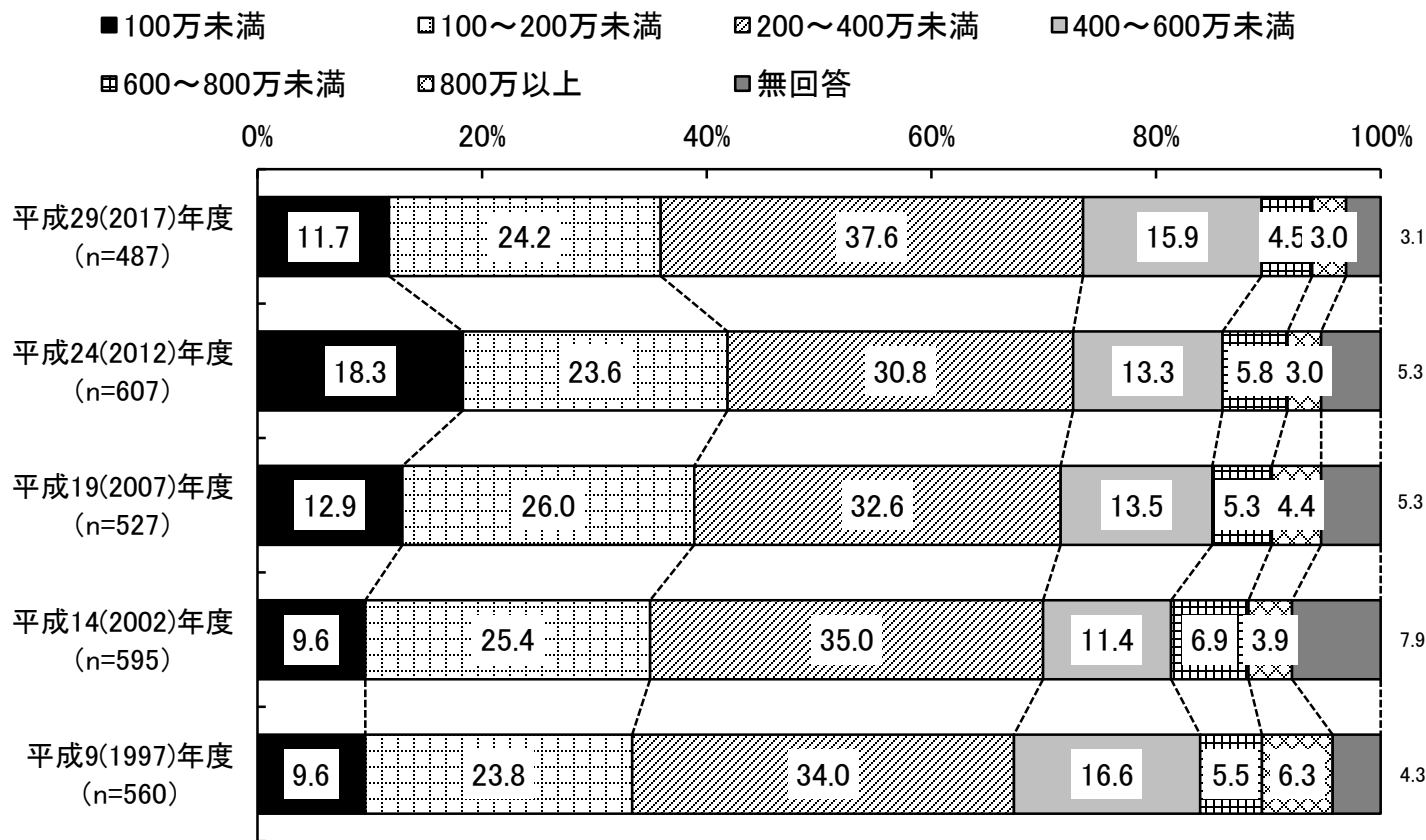
厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」（平成28年度）

配偶者暴力対策の現状

12 安全で安心できる生活支援・就労支援・住宅確保のための支援

○ ひとり親世帯の年収は少なく、就労や住居に関する様々な公的機関の支援が必要。

<ひとり親世帯の年間平均収入（都）> <母子家庭>



厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」(平成28年度)

<都の主な取組>

- 住民基本台帳の閲覧等の制限についての指導の徹底
- 「配偶者暴力被害者支援基本プログラム改定版」の配布等による医療保険や年金等各種制度に関する適切な情報提供
- 都立高等学校の転学における柔軟な対応などの就学支援
- 東京しごとセンター等における就労支援、職業能力開発センター等による職業訓練
- 東京ウィメンズプラザでのマザーズハローワークとの連携による自立支援講座
- 住宅セーフティネット法に基づく、DV被害者などの民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

配偶者暴力対策の現状

13 子供のケア体制の充実

- 面接相談をした被害者の加害者から子供への暴力については、「ある」と回答した人が過半数を占めている。
- 被害者対応マニュアルの有無については、児童相談所・子供家庭支援センターでは、約7割近くが「マニュアルはない」と回答している。

<加害者から子供への暴力（面接相談）>

受付機関	合計	あり	なし	無回答(不明)
合計	69	37	24	8
	100%	53.6%	34.8%	11.6%
ウィメンズプラザ	19	9	4	6
	100%	47.4%	21.1%	31.6%
女性相談センター	50	28	20	2
	100%	56.0%	40.0%	4.0%

<被害者対応マニュアルの有無>（再掲）

機関等種別	合計	独自のマニュアルを作成している	他機関作成のマニュアルを利用している	マニュアルはない
警察	102	102	0	0
	100%	100.0%	0.0%	0.0%
児童相談所・子供家庭支援センター	56	6	12	38
	100%	10.7%	21.4%	67.9%
弁護士会・法テラス	4	2	0	2
	100%	50.0%	0.0%	50.0%
幼稚園・保育所・こども園	147	45	30	72
	100%	30.6%	20.4%	49.0%
民間支援団体	13	7	2	4
	100%	53.8%	15.4%	30.8%

<都の取組> 配偶者暴力対策ネットワーク会議の運用

- 検討事項 計画推進・連携促進等
- 委員
児童相談センター、福祉事務所、保健所、小児総合医療センター、地裁 ほか連携機関で構成
- 推進部会と連携部会でも検討

東京都生活文化局
「令和元年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査」

配偶者暴力対策の現状

14 関係機関・団体等の連携の推進

- 民間団体等が自主的に行う事業に助成し、その活動を支援するとともに、民間団体向けの研修を行い行政との連携や団体同士の交流を促進している。
- 民間団体からは、活動を支援するための助成を継続してほしいとの要望がある。

<配偶者暴力防止等民間活動助成事業 実績>

年度	件数	助成金額 (千円)
令和元年	19	13,379
平成30年	16	11,865
平成29年	14	8,781
平成28年	11	8,926

<民間団体向け研修 実績>

年度	参加人数
令和元年	新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止
平成30年	116
平成29年	84
平成28年	103

<民間団体の要望>

- 民間の自主的な活動は重要であり、これらの活動を支援するための助成を継続してほしい
- 安心して次年度の活動計画を立てられるよう応募の時期を早くしてほしい 等

「配偶者暴力対策に係る民間支援団体との連携会議（平成30年度）」

配偶者暴力対策の現状

15 人材育成の推進と適切な苦情対応

- 人材育成の推進については、ニーズや現状を踏まえてテーマや対象を設定し、職務関係者研修を実施している。
- 適切な苦情対応については、相談・支援体制が不十分な区市町村に対して、出前講座等を実施している。

<職務関係者研修 実績>

年度	回数	参加人数
令和元年	5	785
平成30年	6	877
平成29年	7	834
平成28年	7	796

<出前講座 実績>

年度	開催箇所	参加人数
令和元年	20	605
平成30年	18	629
平成29年	18	498
平成28年	17	498

配偶者暴力対策の現状

16 調査研究の推進

- 令和元年度に被害者や関係機関を対象とした都の実態調査を実施した。
- 加害者からの相談内容では、「更生プログラムについて知りたい」が15人中7人で最も多く、次いで、「暴力をやめたい」が4人となっている。また、「その他」として、「妻がどうしたいのか分からない。仲良くしたい。」、「妻とやり直したい」、「妻の気持ちが知りたい」、「夫婦カウンセリングを受けたい」などがある。

<加害者対策等に関する国の動き（平成27年度以降）>

- 平成27年度
配偶者に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究
- 平成30年度
被害者支援における危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究
- 令和元年度
配偶者暴力被害者支援における機関連携及び加害者対応に関する調査研究
- 令和2年度
加害者プログラムの試行実施

<男性相談（加害者）相談内容>

全体	更生プログラムについて知りたい	暴力をやめたい	妻がいなくなった	別れたいと言われた	DVと言われたが自分は悪いことはしていない	子供のことが心配だ	DVで妻が保護された	子どもが連れ去られた	その他
15	7	4	1	1	1	1	0	0	7
100%	46.7%	26.7%	6.7%	6.7%	6.7%	6.7%	0.0%	0.0%	46.7%

東京都生活文化局
「令和元年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の支援の現状に関する調査」

<国への提案> 令和2年8月

（課題）

加害者対策についても、国は調査研究事業に着手しているが、実効性ある対策を講じていくためには、引き続き検討すべき課題がある。

（提案事項）

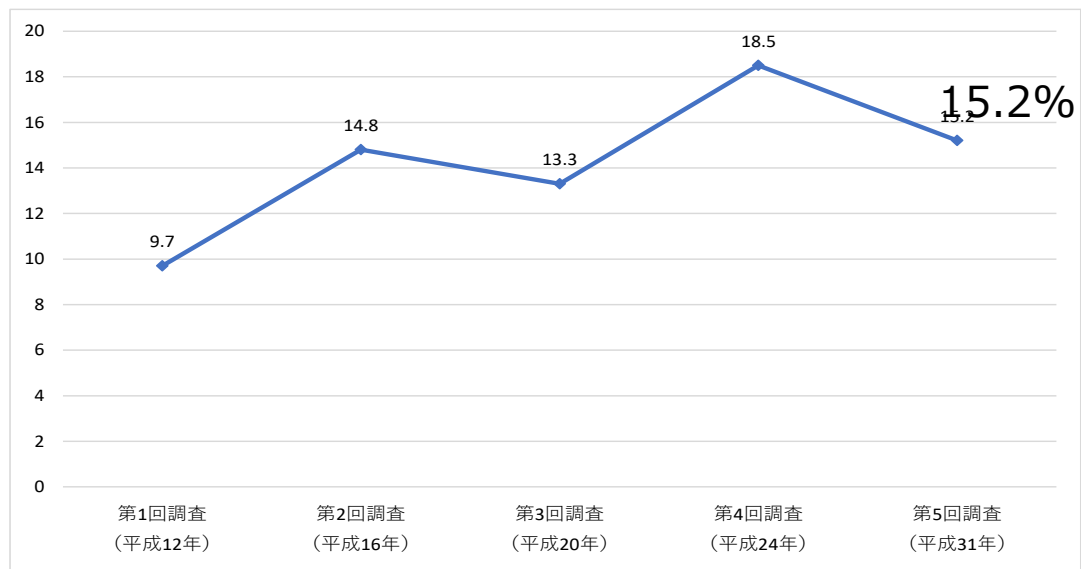
配偶者暴力の防止と被害者等の保護の観点から、必要な法整備も含めた実効性ある加害者対策について検討を進めること。

配偶者暴力対策の現状

17 性暴力被害者に対する支援

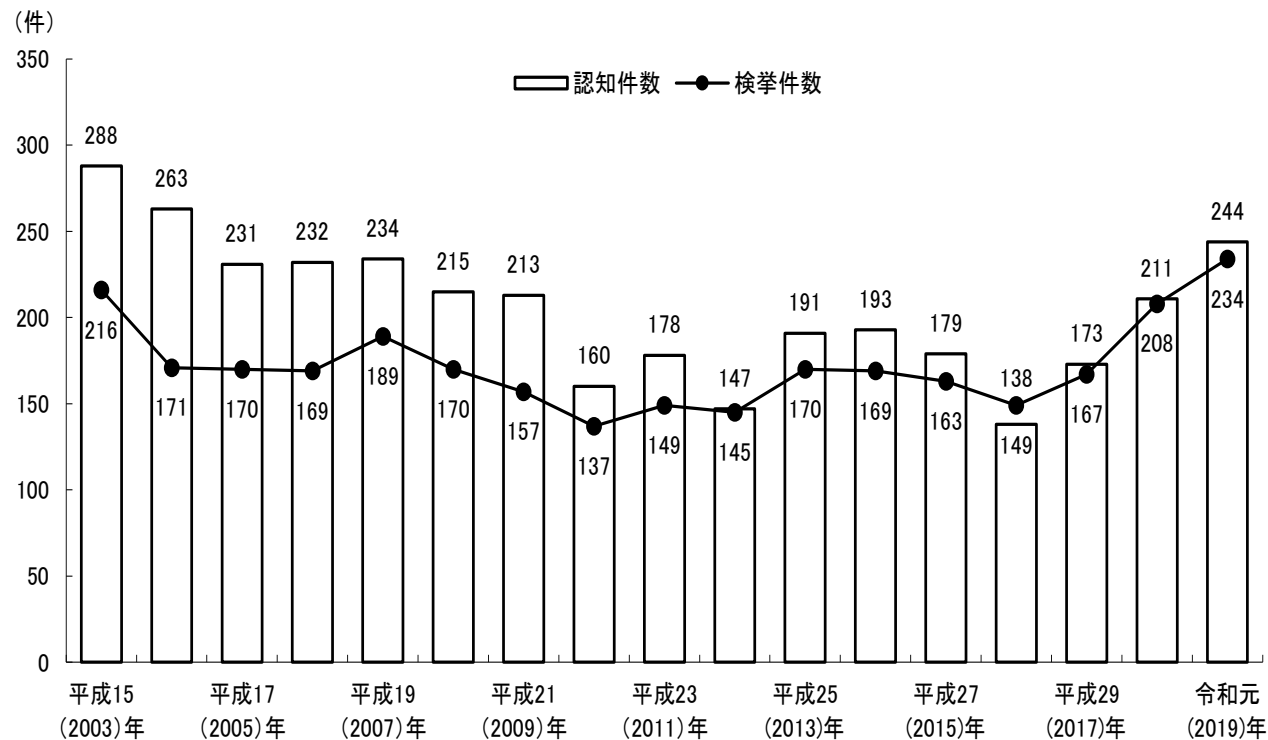
- 強姦性交等や強制わいせつなどの被害者がその被害を申告した割合は、15.2%。
- 都の強姦性交等事件の認知件数と検挙件数は、平成28年度以降に増加傾向にある。

＜性的事件の被害申告率の推移（全国）＞



法務省「犯罪被害実態（暗数）調査」

＜強姦性交等事件の認知件数と検挙件数の推移（都）＞



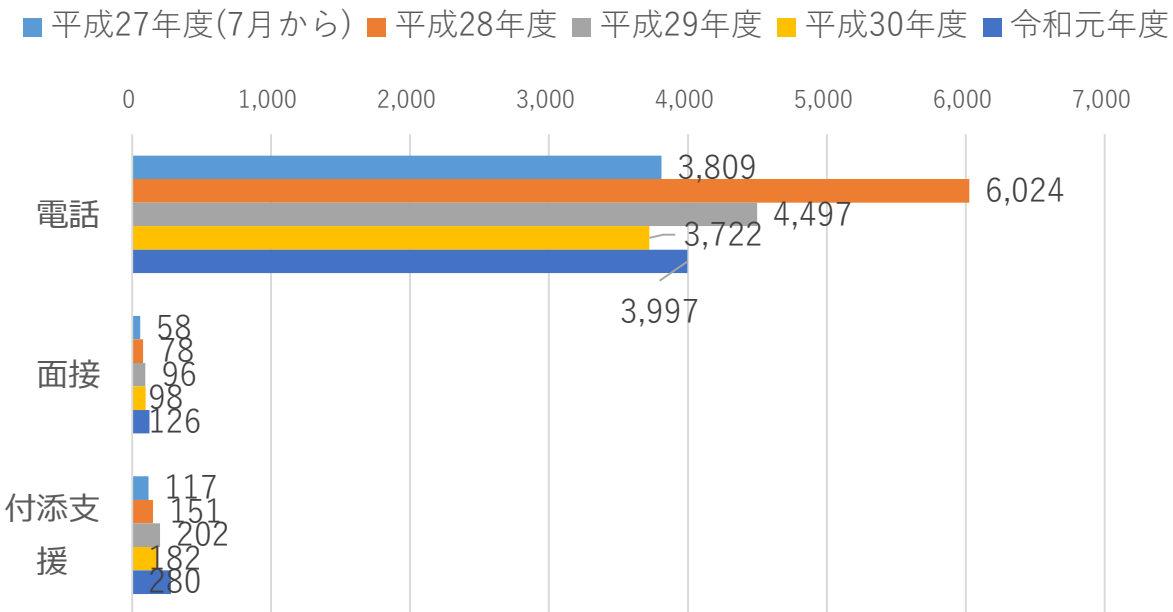
警察庁「犯罪統計資料」(令和元年)

配偶者暴力対策の現状

<都の取組>

性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業 性暴力救援センター・東京

24時間365日、性犯罪・性暴力被害にあわれた方からの相談を確実に受け付け、医療機関や警察等に付き添い、必要な支援につなげていく体制を構築し、被害者の心身の負担軽減や早期回復、被害の潜在化の防止等を図る。



<相談実績>

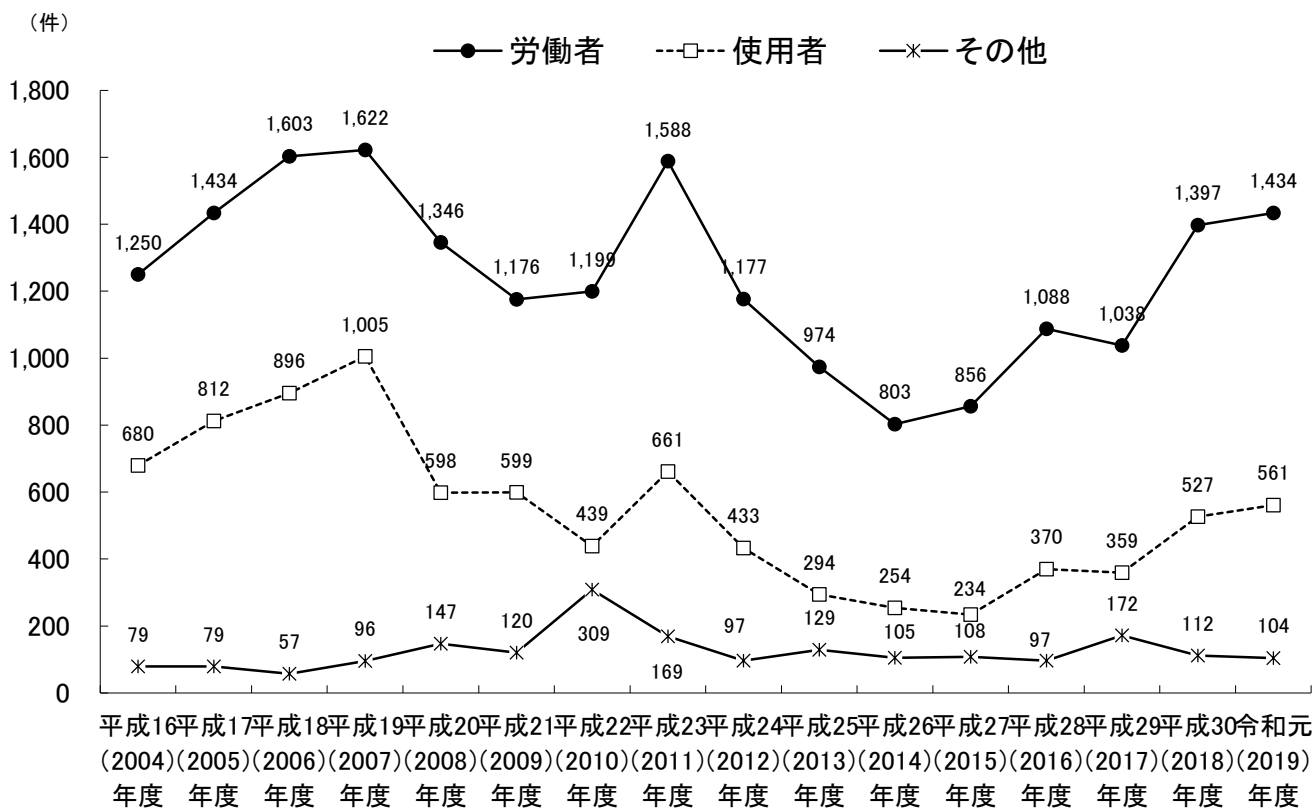
東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会「第3期東京都犯罪被害者等支援計画に基づく施策・事業の実施状況」

配偶者暴力対策の現状

18 セクシュアル・ハラスメントの防止

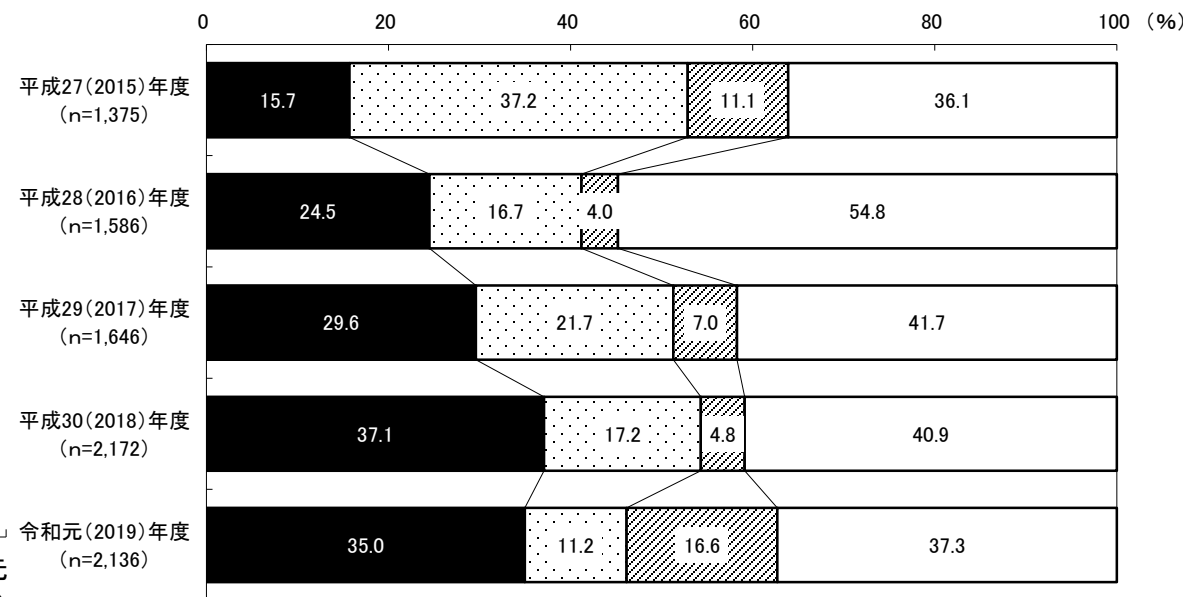
- セクシュアル・ハラスメントに関する労働相談件数は、労働者及び使用者からは近年、いずれも増加傾向にある。
- 相談の内容については、平成28年度以降労働者からの対価型、地位利用型に関する相談の割合が多い。

<セクシュアル・ハラスメントに関する労働相談件数の推移（都）>



<セクシュアル・ハラスメントに関する相談の内容（都）>

- 対価型、地位利用型セクシュアル・ハラスメントに関する労働者からの相談
- 環境型セクシュアル・ハラスメントに関する労働者からの相談
- ▨ セクシュアル・ハラスメントに関する人事労務管理上の相談
- その他・不明

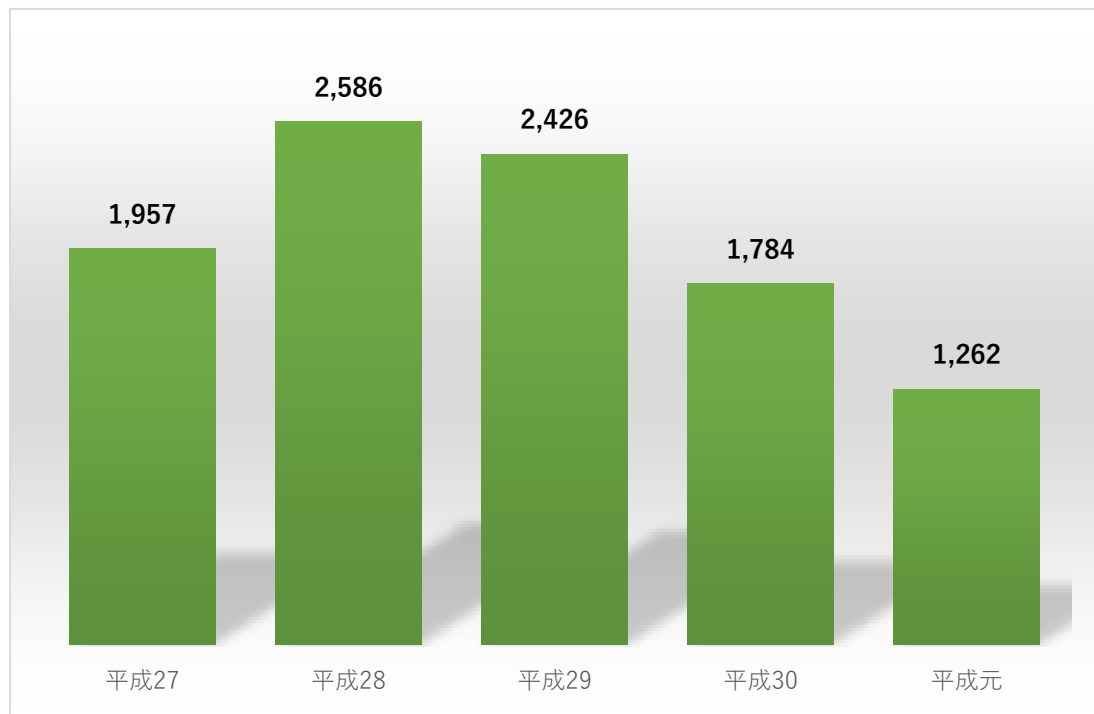


配偶者暴力対策の現状

19 ストーカー被害者に対する支援

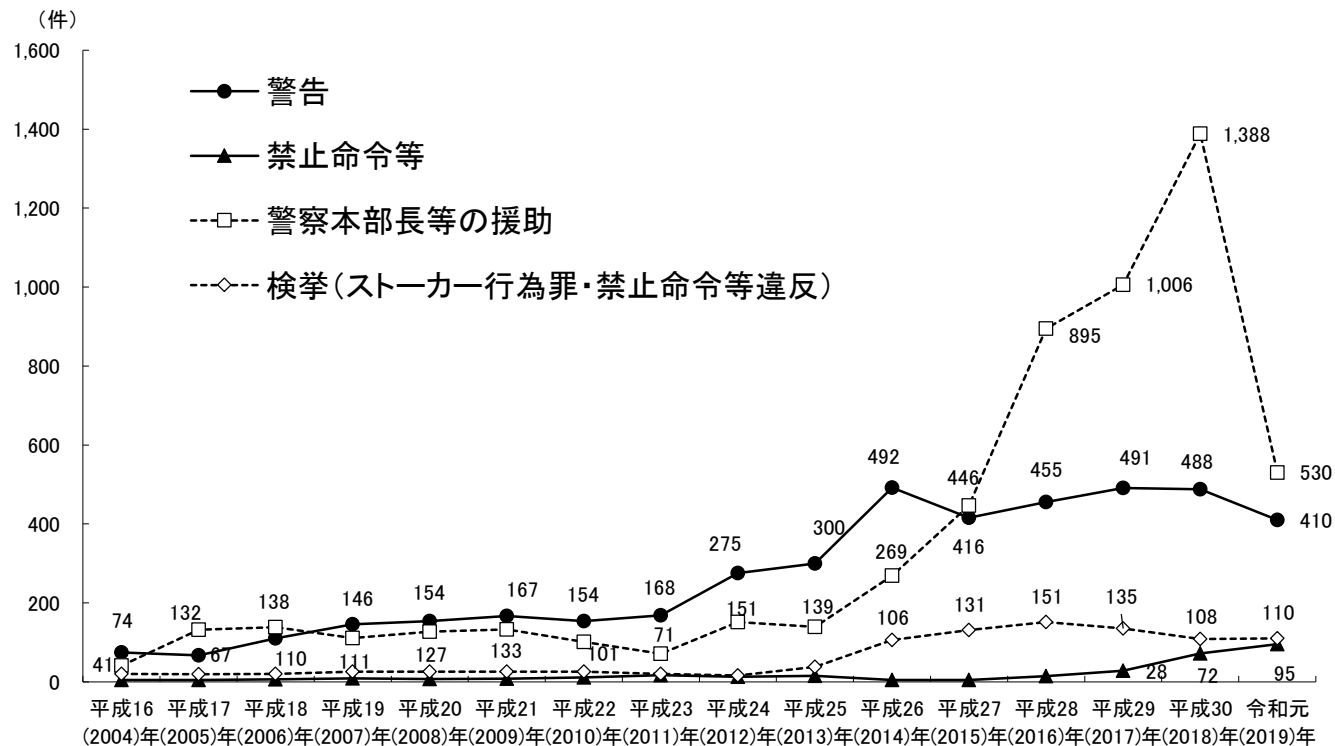
- ストーカー行為等に係る相談件数は、平成28年以降、減少傾向にある。
- ストーカー規制法の違反等措置状況については、近年、概ね増加傾向にある。「警察本部長等の援助」は令和元年は大きく減少した。

＜ストーカー相談件数（都）＞



警視庁「ストーカー事案の概況」

＜ストーカー規制法の違反等措置状況の推移（都）＞



警視庁「警視庁の統計」（令和元年）56

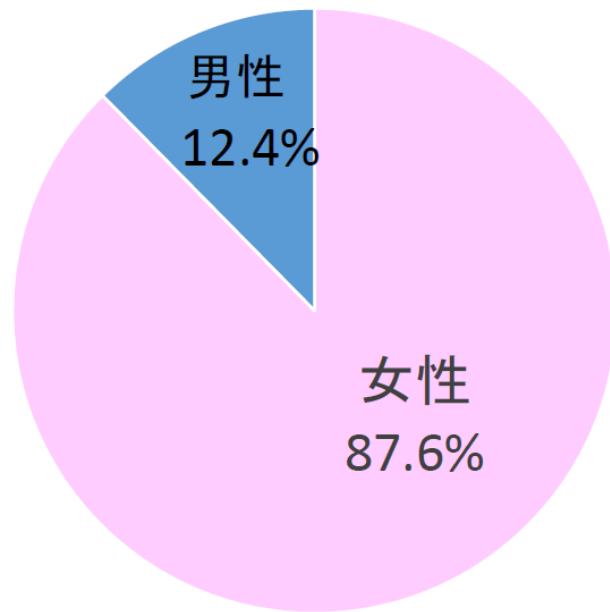
配偶者暴力対策の現状

20 ストーカー被害者の性別、加害者との関係

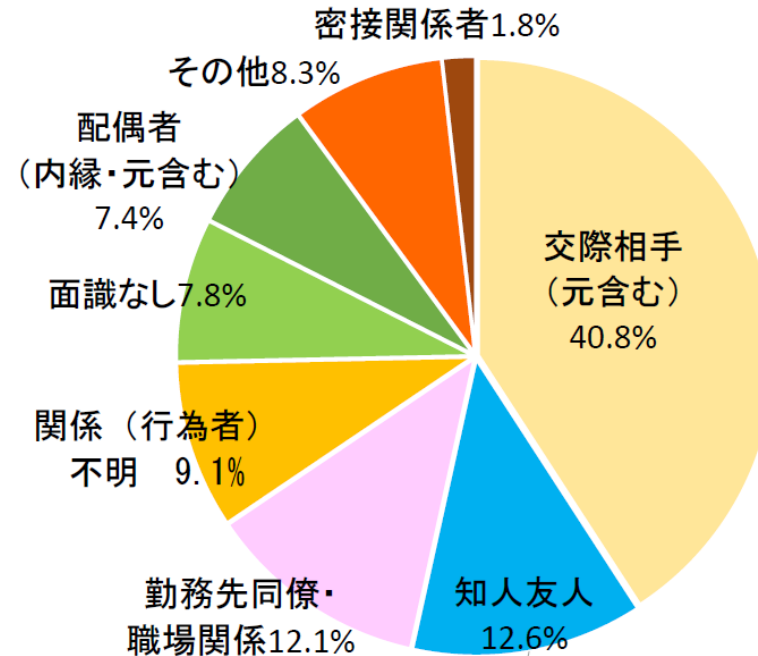
- 令和2年におけるストーカー被害者は、「女性」が87.6%、「男性」が12.4%であった。
- 加害者との関係では、「交際相手（元を含む）」40.8%が最多であり、「知人友人」12.6%、「勤務先同僚・職場関係」12.1%と続いている。

被害者の性別、加害者との関係

被害者の性別



被害者と加害者の関係



※ 「密接関係者」とは、恋愛感情等の対象となった者と社会生活において密接な関係を有する者（家族、友人等）

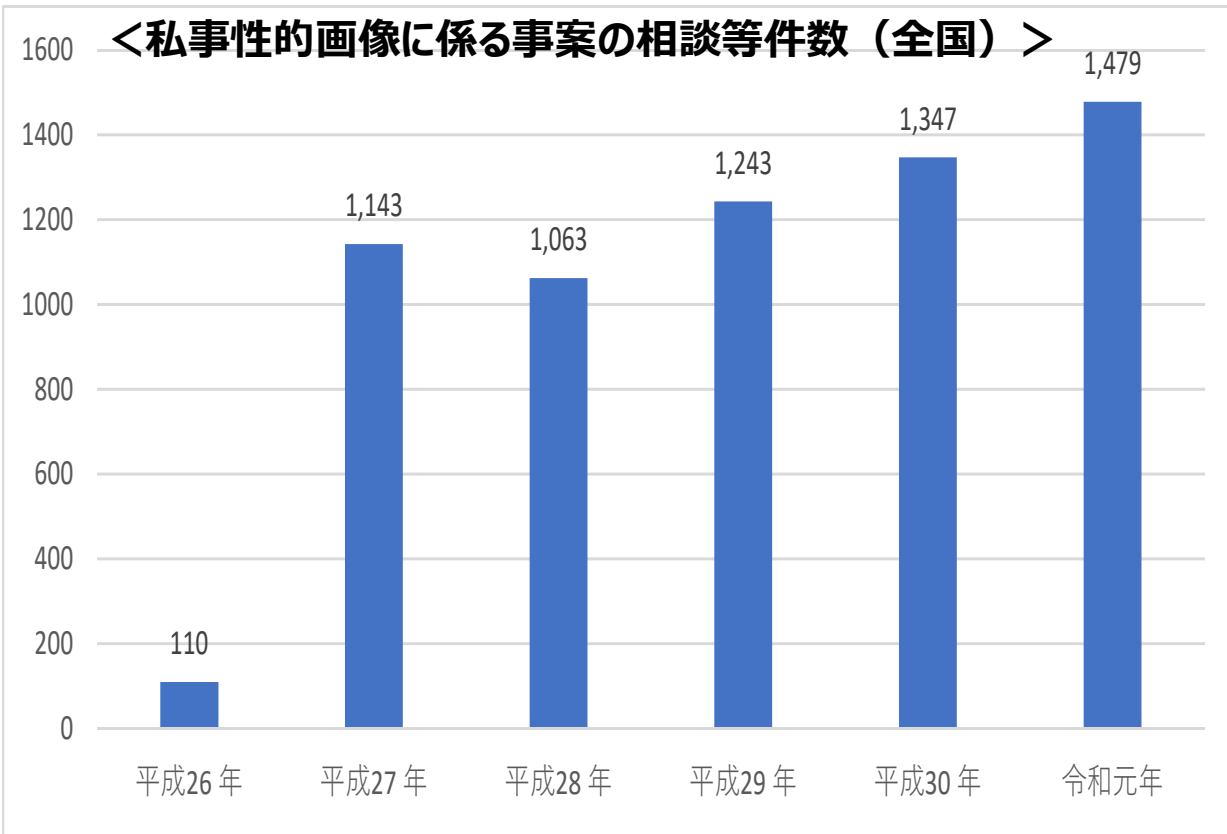
※ 「面識なし」とは、被害者が加害者を特定しているが、被害者に面識がない者の場合、「関係（行為者）不明」とは、被害者が加害者を特定できていない場合等

警察庁「令和2年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」

配偶者暴力対策の現状

21 性・暴力表現等への対応

- 私事性的画像に係る事案の相談件数は、私事性的画像被害防止法が施行された平成26年以降増加傾向にあり、令和元年は約1,500件となっている。
- 相談等における被害者の性別・年齢別に見ると、約9割が女性であり、19歳以下と20歳代が合わせて6割以上を占めている。



注) 平成26年は、私事性的画像被害防止法の施行日（11月27日）以降の件数

＜私事性的画像に係る事案の相談等における被害者の性別・年齢（全国）＞

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和元年の割合
男性	84	105	90	97	6.6%
女性	979	1,138	1,257	1,382	93.4%
19歳以下	236	307	352	376	25.4%
20歳代	442	468	515	637	43.1%
30歳代	194	214	254	235	15.9%
40歳代	140	183	158	145	9.8%
50歳代	40	60	54	65	4.4%
60歳代	6	6	4	9	0.6%
70歳以上	2	2	3	0	0.0%
年齢不詳	3	3	7	12	0.8%

警察庁「令和元年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」

東京都女性活躍推進計画現行計画策定後の法令等の動きについて

- **平成30年5月「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律**

衆議院、参議院及び地方議会の選挙における、男女の候補者数の均等化を目標

- **令和元年6月5日「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」**

- 女性活躍推進

- ・一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大（301人以上→101人以上）
- ・公表項目の拡大、等

- ハラスメント対策の強化

- ・国の施策に「職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決の促進」（ハラスメント対策）を明記
- ・パワーハラスメント防止対策の法制化
- ・セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化

- **令和元年12月「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定**

声を上げられない当事者へアプローチする「声なき声に配慮する相談体制の充実」を重点課題として推進

- **令和2年12月「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定（内閣府）**

- 令和12年度末までの基本認識並びに令和7年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的取組」を定める

東京都配偶者暴力対策基本計画現行計画策定後の法令等の動きについて

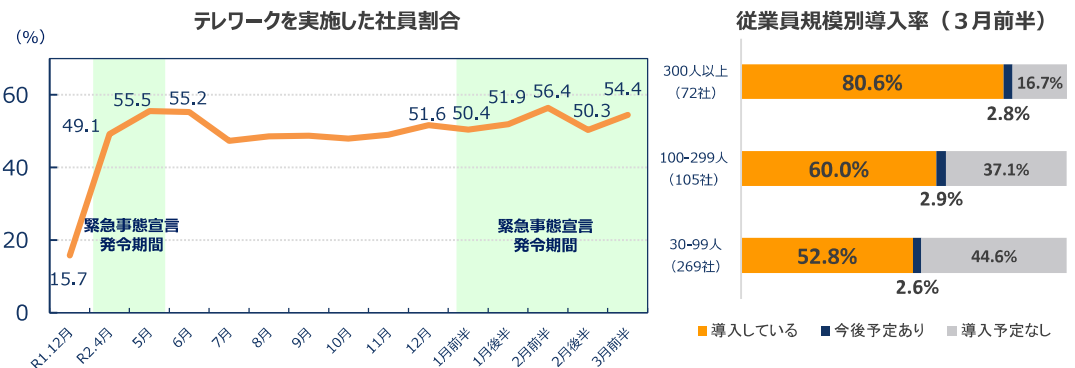
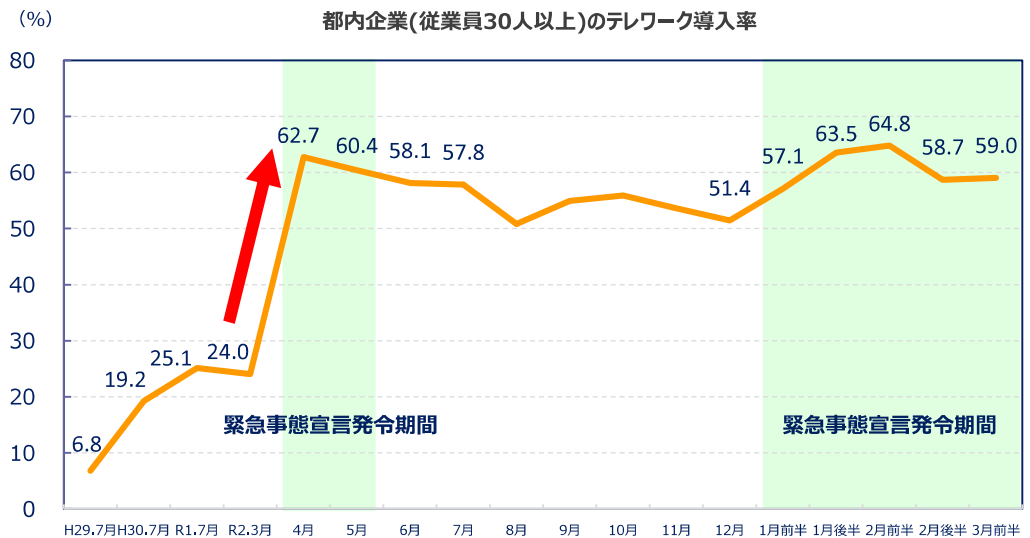
- **平成28年12月「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成29年1月（一部同年6月）施行）**
 - （規制対象行為の拡大、罰則の見直し等）TwitterやLINE等のSNS等でのメッセージの連続送信や、個人のブログへの執拗な書き込みを、つきまとい行為に追加
- **平成29年6月「刑法の一部を改正する法律」公布（平成29年7月施行）**
 - （強姦罪が強制性交等罪として改正等）強姦罪→強制性交等罪に名称を変更、これまで被害者を女性に限っていたが性別を問わない
- **令和元年6月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」公布（令和2年4月施行）**
 - （相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化など）児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化。また、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明記
- **令和元年6月「児童虐待の防止等に関する法律」「児童虐待防止対策の強化を図るため福祉法等一部改正する法律」（令和2年4月施行）**
 - 配偶者からの暴力の被害者の保護にあたり、相互に連携すべき関係機関として児童相談所を追加、被害者に同伴家族が含まれる旨を明記
- **令和2年4月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく基本方針」改正（内閣府）**
 - ・配偶者からの暴力の被害者の保護にあたり、相互に連携すべき関係機関として児童相談所を追加。被害者に同伴家族が含まれる旨を明記
 - ・民間団体と支援センターとが対等な関係性において機動的に連携することや一時保護後の支援内容について民間シェルター等の民間団体の活用に関する記載を追加
- **令和2年6月「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定（内閣府）**
 - 令和2から4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化への取組
- **令和3年2月「第4期東京都犯罪被害者等支援計画」策定**
 - 性犯罪等被害者支援の取組充実・強化、配偶者暴力・児童虐待等被害に対する支援

テレワークや快適通勤が飛躍的に進んだが、こうした「新しい日常」をいかに定着していくかが課題

- 新型コロナウイルスの感染防止策として、社会全体でテレワークや時差出勤に取り組んだ結果、出社を前提とした働き方や混雑した通勤電車など、これまで当たり前とされてきた社会・生活の在り様が大きく変化した。
- 多くの人々がテレワークを経験し、「新しい日常」における働き方として急速に浸透した一方で、自宅の執務環境の整備や労務管理の在り方など、定着に向けた課題も浮き彫りとなった。
- また、令和2年5月末の緊急事態宣言解除後、経済活動の再開に伴って職場に出社する人や鉄道利用者は徐々に増加した。
- 今後重要なのは、テレワークの更なる定着を核に、ライフ・ワーク・バランスの実現や、企業の生産性の向上といった社会構造の変革を図っていくことである。

テレワークが飛躍的に進展し、企業の導入率は約6割に

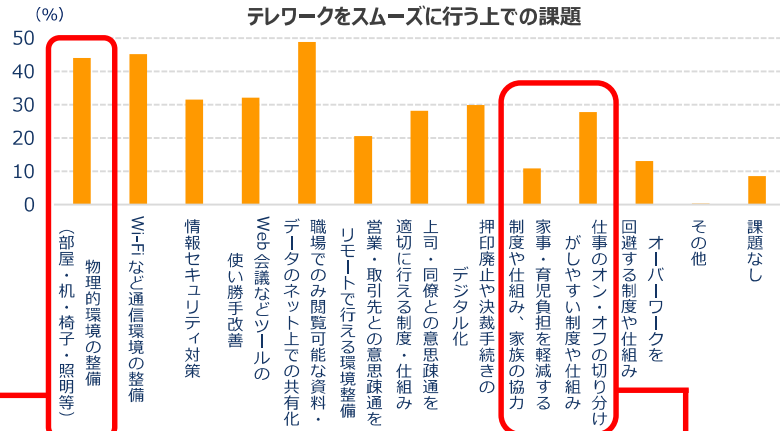
- 都内企業のテレワーク導入率は令和2年4月の緊急事態宣言発令後、約6割へ急上昇。テレワークを実施した社員割合は5割超で推移
- 従業員の規模に比例して導入率が高くなる傾向にあり、導入が十分に進んでいない小規模な企業等への支援が必要



(資料) 産業労働局「多様な働き方に関する実態調査(テレワーク)」、「テレワーク」導入率」緊急調査結果」を基に作成

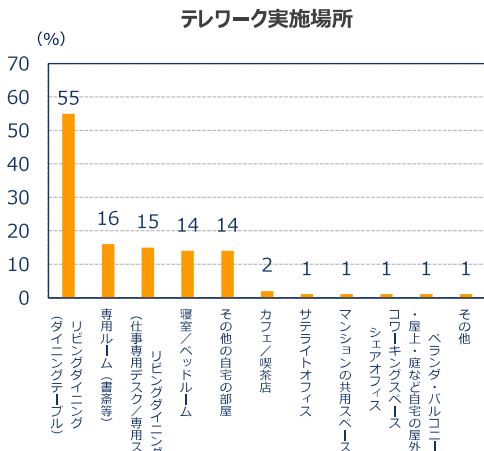
テレワークを実践する中で様々な課題が見えてきた

- 自宅のテレワーク環境の整備や、労務管理の在り方、はんこレスの推進、家事・育児負担の軽減など、定着に向けた課題が鮮明に。



(資料) 公益財団法人 日本生産性本部「新型コロナウイルスの感染拡大が組織で働く人の意識に及ぼす調査」を基に作成

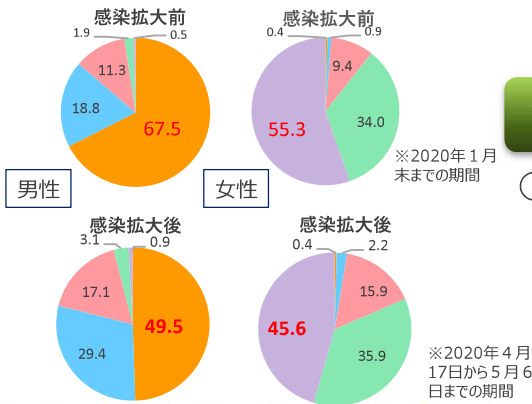
- 実施場所はリビングダイニングが最も多い。



(資料) 株式会社リクルート住まいカンパニー「新型コロナ禍を受けたテレワーク×住まいの意識・実態調査」を基に作成

- 男性の家事・育児参加が進んだが、依然として女性の負担は大きい。

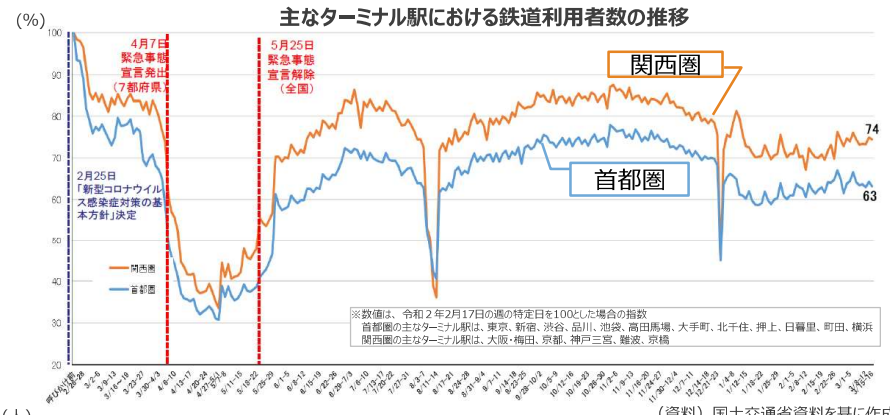
自身が負担している家事・育児の割合



(資料) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「緊急事態宣言下における日本人の行動変容調査」横瀬朋子「緊急事態宣言下における夫婦の家事・育児分担」を基に作成
https://www.murc.jp/report/rc/other/survey_covid-19_200526/

5月の緊急事態宣言解除後、利用者数は徐々に増加し、その後、感染拡大時にも、6~8割程度の水準で推移

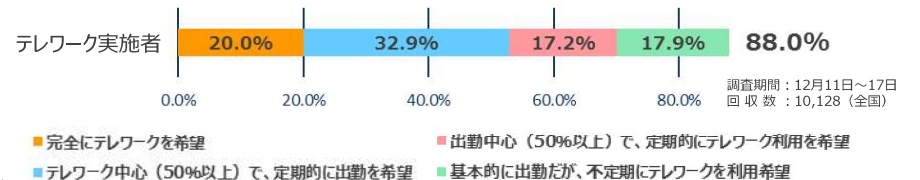
- 4月から5月の緊急事態宣言下において、鉄道利用者の減少が顕著にみられたが、宣言解除後は利用者数は徐々に増加し、その後、感染が拡大した第二波、第三波においても、同程度の水準で推移



多くの人がテレワークの定着を肯定的に捉えている

- テレワーク実施者の約9割が継続利用を希望

【今後のテレワーク実施希望 (全国)】



(資料) R2.12月内閣府「第2回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」を基に作成

女性に関わる様々な課題が深刻化、顕在化しており、女性に寄り添う、きめ細かい対策が求められている

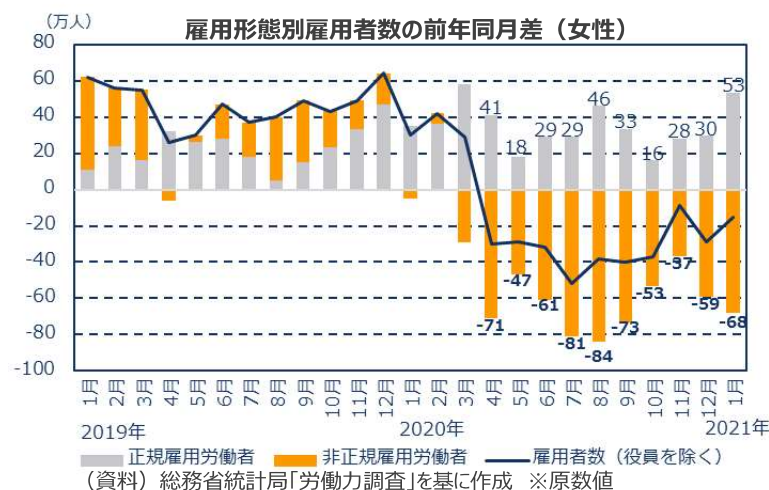
- 新型コロナ禍で、昨年4月以降、就業者数が大幅に減少したが、特に女性の就業者数が大きく減少した。非正規雇用の女性への影響も強く表れるなど、男性と比較してまだ女性が不安定な就業環境に置かれているという、構造的な課題が顕在化している。
- コロナ禍でのテレワークの実践等により、家族で過ごす時間が増え、男性の家事・育児参加が一定程度進んだものの、その負担は依然として女性に大きく偏っている。
- 外出自粛や休業等による生活不安・ストレスの影響で、配偶者等からの暴力（DV）の増加・深刻化等が懸念されるとともに、経済・雇用状況の悪化、不安や悩みを抱える人の増加などを背景に、女性の自殺者数が増加している。
- コロナ禍で深刻化、顕在化している、女性が直面する様々な課題に対し、女性の不安や悩みに寄り添い、きめ細かい対策を講じていく必要がある。

特に女性の雇用に大きな影響を及ぼしている

- 2020（令和2）年4月以降、就業者数が大幅に減少。2020年4月には、男性が39万人減、女性が70万人減と、特に女性の減少幅が大きい



- 2020（令和2）年3月以降、女性の非正規雇用労働者数は、対前年同月比で一貫して減少しており、「女性不況」の様相がみられる



女性の休業者数が大きく増加している

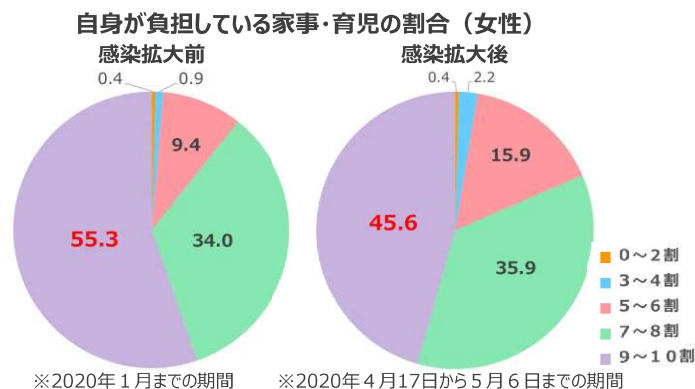
- 2020（令和2）年4月の女性の休業者数は、前月比で200万人増となり、男性と比べて増加幅が大きい



(資料) 総務省統計局「労働力調査」を基に作成 ※原数値

家事・育児の負担は依然として女性に大きく偏っている

- 新型コロナウイルス感染拡大後も、家事・育児の負担は女性に大きく偏っている

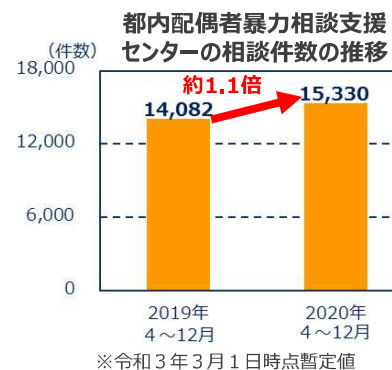


※2020年1月までの期間 ※2020年4月17日から5月6日までの期間

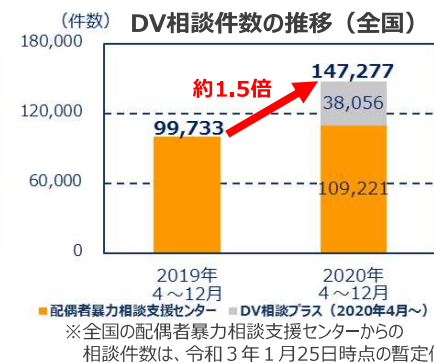
(資料) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「緊急事態宣言下における日本人の行動変容調査」
横幕朋子「緊急事態宣言下における夫婦の家事・育児分担」を基に作成
https://www.murc.jp/report/rc/other/survey_covid-19_200526/

コロナ禍でDVなどの課題が深刻化、顕在化している

- 2020（令和2）年4月～12月の都内配偶者暴力相談支援センターの相談件数は前年同期の約1.1倍と増加
- 同期間の全国のDV相談件数は前年同期の約1.5倍と増加



(資料) 生活文化局提供データを基に作成

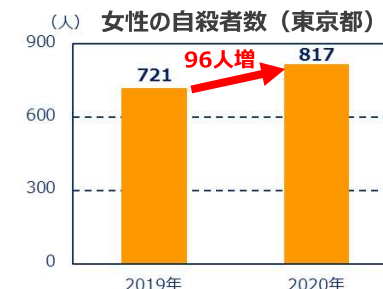


(資料) 内閣府男女共同参画局「コロナ下の女性への影響について【追加・アップデート】(令和3年2月22日)」を基に作成

- 若年世代の予期せぬ妊娠の増加が懸念されるとともに、「生理の貧困」などの課題も顕在化

女性の自殺者数が大幅に増加している

- 都の2020（令和2）年の女性の自殺者数は、前年比で96人増加



(資料) 警察庁「令和元年中における自殺の状況」及び「令和2年中における自殺の状況」を基に作成